ライオンズ必携



第60版

ライオンズ必携



2022年7月 第60版

ライオンズクラブ国際協会 330有合地区 331複合企地区 332複合地区 333複合地区 334複合地区 336複合地区 336複合地区 337複合地区 337複合地区

ライオンズ必携 目次

目的。	道徳綱領	· スロ-	ーガンなど
-----	------	-------	-------

	ライオンズクラブ国際協会の目的	9
	スローガン, モットー, ライオンズの誓い,	
	協会の使命声明文・・・・・・1	
	ライオンズ道徳綱領1	
	環境憲章1:	
	ライオンと呼ばるる人1	
	ライオンズの光1	1
5	イオンズクラブについて	
	ライオンズクラブ国際協会の沿革とその組織17	7
	日本のライオンズクラブのこれまでと今後20	
	ライオンズクラブの運営について22	
	ライオンズクラブのアクティビティについて25	
	事務局・事務所案内・・・・・・30)
7	則・付則および規則	
	ライオンズクラブ国際協会会則および付則目次35	5
	ライオンズクラブ国際協会会則および付則40	
	ライオンズクラブ会則および付則標準版目次91	
	ライオンズクラブ会則および付則標準版96	
	出席メーク・アップ規則・・・・・・137	
	複合地区会則・・・・・・139	
	国際理事候補者推薦選挙手続規則166	
	オヤアルのガイドライン175)

15
30
32
95
97
99
)4
)5
)6
7
8(
9
0
1
4
9
51

日本のライオンズ年表

	1952~2023年·····257	
5	イオンズ・ソング	
	ライオンズクラブの歌・・・・311 ライオンズ・ヒム・・・・312 聞け聞けライオンズ・ローア・・・313 また会う日まで・・・・・314 ヘール・ライオンズ・・・・315 ライオン・スピリット・・・・316	
又	員・各種委員会・事務局など	
	International Board of Directors (2022-2023)319日本から選出された国際会長・副会長・理事3222022-2023日本からの国際理事会メンバー324	
	各複合地区ガバナー協議会構成・・・・・・328 (一社)日本ライオンズ理事会および各種委員会一覧・・・330 各複合地区および準地区事務局・・・・・・・332 各種事務所・・・・・・・340	
	プライバシーに関する古針	

目的・道徳綱領・スローガンなど

ライオンズクラブ国際協会の目的 スローガン、モットー、ライオンズの誓い、 協会の使命声明文 ライオンズ道徳綱領 環境憲章 ライオンと呼ばるる人 ライオンズの光

ライオンズクラブ国際協会の目的

- ☆世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
- ☆よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- ☆地域社会の生活,文化,福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
- ☆友情, 親善, 相互理解のきずなによってクラブ間の融 和をはかる。
- ☆一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場 を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は 討論してはならない。
- ☆奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会 に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職 業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳 的水準をさらに高める。

スローガン

Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をは かる)

モットー

We Serve (われわれは奉仕する)

ライオンズの誓い

われわれは知性を高め、友愛と相互理解の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進する

協会のビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目 指す

協会の使命声明文

ライオンズクラブ,ボランティア,そしてパートナーが,世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて,健康と福祉を改善し,地域社会を強化し,恵まれない人々に支援を提供するとともに,平和と国際理解を促進できるよう,力を与える。

ライオンズ道徳綱領

- ☆職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。
- ☆事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。
- ☆事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。
- ☆世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたとき は、世人の立場に立って解決にあたること。
- ☆真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心の ふれ合いによるものであることを自覚し、手段として ではなく目的として友情をもつこと。
- ☆国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、か わらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と 資力をささげること。
- ☆不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人に は私財を惜しまないこと。
- ☆批評は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。

ライオンズクラブ国際協会330~337複合地区

環境憲章

ライオンズクラブ国際協会330~337複合地区は、われわれの子孫への健全な未来を継続するよう、ライオンズクラブの奉仕の方針に則り、各地区、各クラブ、手をつなぎ地球温暖化防止の為環境保全活動を推進するものとする。

ライオンと呼ばるる人

☆事業を成功に導き、善良な生活を楽しみ 常に微笑をたたえ、人類を愛し 知識人の尊敬を集め 幼児たちに親しまれる人

☆その地位にふさわしくかつ精力的な仕事ぶりにより一輪の花と心うつ詩とそして、うるわしさを秘めた魂とによってよりよき社会をもたらす人

☆人生の中に美の輝きを感じ その賛美の言葉を忘れず 友の美点をつねに見守り 自らの良きところをまた友に贈る その人生こそ偉大なる感激そのもの

彼こそライオンと呼ばるる人

ライオンズの光

真下 三郎 作 (広島佐伯 LC)

- 一本の明かり
- 一本の、小さな明かり それはわずかに身の廻りを照らすにすぎない しかし幾千万と集まれば 影と闇とをなくする 巨大な光明となるにちがいない
- 一本の明かり
- 一本の明かり 一本の、温かい明かり それはライオンズ精神にもたとえられる 一人の胸にともされたライオンズ精神は たとえその明かりは乏しくとも その光は地域社会を照らしつづけよう

ライオンズの願いは限りなく大きい だから、すべてのライオンよ 今こそ胸の光を結集して 太陽のごとく 奉仕と友愛との輝きを 地上のいたる所にゆきわたらせようではないか

ライオンズクラブについて

ライオンズクラブ国際協会の沿革とその組織

ライオンズクラブ国際協会は1917年アメリカ合衆国シカゴ 市で誕生した。創立者メルビン・ジョーンズは当時シカゴ市 において保険代理店を経営し、ある実業団体の会員として市 の有力者たちと交際しているうちに、こうした集まりが単な る商売上または社交上の集まりにとどまらず、社会のために なにか有益な団体となり得ないだろうかという夢をいだきは じめた。そこでメルビン・ジョーンズは合衆国内の各種団体 に呼びかけて、各地の指導的立場にある人々による社会奉仕 団体の結成をもくろんだのである。かくして1917年6月7日 シカゴ市のホテル・ラサールのイースト・ルームで、合衆国 の各地から集まった約20名の代表者が最初の会合を行い、そ してその年の10月8日から10日までの3日間22クラブの代表 者36名がダラス市のアドルファス・ホテルに集まって第1回 の大会を開催し、ここに正式に「ライオンズクラブ協会」の 名称を採用したのである (初代会長W. P. ウッズ)。1920 年3月12日、カナダ・オンタリオのウインザー市にアメリ カ合衆国外の第1番目のクラブが結成され、協会の名称も 「国際協会」となった。以来メルビン・ジョーンズが協会と ともに歩んだ半世紀の間に、協会の目的と綱領に対する共鳴 者は全世界に広がり、現在ではP.210の表のとおり、世界 200カ国に137万を超える会員を擁する世界最大の国際的社会 奉仕団体となっている。正式名称は「ライオンズクラブ国 際協会 The International Association of Lions Clubs | (通 称 Lions Clubs International) であり、本部は 300 W. 22nd Street, Oak Brook, Illinois 60523-8842, U.S.A. にある。

オークブルックの本部は、1953年の国際大会決議によって、シカゴ市内のミシガン大通りに設置された本部を、1972年に移転したものである。

メルビン・ジョーンズは、1961年、82歳の生涯を閉じたが、この偉大な創立者に対し、1958年、国際理事会は「創立者兼総幹事」(Founder and Secretary-General of Lions International)の称号を贈って、その功績をたたえている。

2022-2023年度の国際協会は、国際会長、前会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長および35名の理事で構成する国際理事会によって運営される。1978年6月、東京において開催された第61回国際大会では、故し村上薫が、日本から初めて第3副会長に選出され、1981-82国際会長を務めた。ついで、1987年7月、台北において開催された第70回国際大会では L.小川清司が第3副会長に選出されたが、1989年9月、第1副会長在職中に逝去された。そして、2015年6月、ハワイのホノルルにおいて開催された第98回国際大会で、L.山田實紘が国際会長に選出され、2015-16国際会長を務めた。

理事の任期は2年で、毎年半数ずつ改選されるが、それ以外の役員の任期は1年である。理事は、世界のライオンズ国を会則で八つに分けた地域からそれぞれ1名ないし数名が選出される。日本は「東洋東南アジア」地域に属し、これまで日本から選出された理事はP.322に示すとおりである。

すべてのライオンズクラブは、ライオンズクラブ国際協会からチャーター(認証)されて初めて国際協会の一単位クラブとなるのであるが、同時に国際協会会則および付則を遵守する義務を負うことになる。

ライオンズクラブは単なる社交クラブでもなく、また慈善団体でもない。各ライオンズクラブは国際協会を構成する一単位で、クラブ会員の力を結集して諸般のアクティビティを実行する社会奉仕団体である。会員は、善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人の中から厳選され、入会は招請のみによる。会員はクラブ、地区および国際協会の役職に就く権利並びにあらゆる表決を要する事項に対する投票権を持ち、また速やかな会費納入、クラブ活動参加およびクラブが地域社会によい印象を与えるような行動の義務を負う。

あらゆる提案や企画は、まずクラブ理事会において検討され、理事会がこれを適当と認めた場合は、実施計画を立案して例会に提出し、承認を求める。承認を受けると理事会は全会員の協力のもとにこれを執行する。クラブ会長が任命した各委員会は理事会の諮問にこたえ、計画立案および実施に当たって理事会を助ける。これがライオンズクラブ運営の原則である。

全世界50,000のライオンズクラブは742の地区(単一,準,暫定,移行)に分けられて、各地区はその年次大会で地区ガバナーを選出する。地区ガバナーは国際協会の役員で、国際理事会の全般的監督のもとに所属地区において国際協会を代表する。その任期は国際年次大会閉会時から次回国際年次大会閉会時までである。地区ガバナーは地区をいくつかのリジョンに、リジョンをさらにいくつかのゾーンに分けて、それぞれリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンを任命する。また地区ガバナーは前地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、会計、リジョン・

チェアパーソン, ゾーン・チェアパーソン, 地区委員長など をもってキャビネットを構成し、その議長となる。

いくつかの地区が集まって複合地区を構成する場合は、構成準地区の地区ガバナーはガバナー協議会を組織し、複合地区の運営に当たる。

1976年 6 月まで日本のライオンズは302 E・302Wの二つの 複合地区に分かれて運営されていたが、各複合地区内のクラ ブ数、会員数、準地区数は世界の各複合地区に比べてあまり にも大きくなってしまった。その結果生ずる種々の問題、す なわち、 クラブからの代議員定数を受け入れられる複合地区 大会開催都市が限られてしまったこと, 地域社会に密着した 複合地区運営が困難になったこと、その他を合理的に解決 し、日本のライオンズの一層の発展を図ろうとの趣旨で、複 合地区分割が決議され(第21回302 E, 302W各複合地区大 会)、国際理事会の承認を得て1976年7月から日本のライオ ンズは八つの複合地区に分かれて運営されている。各複合地 区は独立した権限と責任を持ち、それぞれの複合地区会則に 基づいて運営され、この上にいくつかの複合地区を統括する ような組織を作ることはできない。このことを踏まえた上 で、日本国内の複合地区ガバナー協議会をサポートするた め、2016年7月一般社団法人日本ライオンズを設立し、日本 のライオンズに共通な事項について各種会議を持ち、融和協 調のうちに、その進歩向上を図りつつある。

日本のライオンズクラブのこれまでと今後

我が国のライオンズクラブは1952年3月に初めて東京に誕生した。当時なお険悪な対日感情をいだいていたフィリピン

のマニラ・ライオンズクラブによってスポンサーされたのである。この恩讐を越えて人類の進歩と平和を願うライオンズ精神は、日本の指導者たちをいたく感激させ、以来わずかの年月に多数の会員を獲得し、世界第2位のライオンズ国となったこともあるが、現在はインド、米国に次いで世界第3位を保っている(P.210参照)。これは、日本のライオンズ草創時代の会員の使命感と、熱心な新クラブ結成、会員増強によるものであるが、もともと日本人の中につちかわれていた社会福祉に対する理解と、戦後日本の改正憲法に現れた民主性、国際性に沿って、国勢伸展の時流に乗ったものであることも見逃すことはできない。

もともと、ライオンズクラブは国際協会の目的に示されているとおり、よい公民の原則により、地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示し、国際的、民主的社会の発展を目ざして運営されるもので、1960年5月、新潟における第6回302-E地区年次大会で採択されたわれわれは知性を高め、友愛と寛容の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進するというライオンズの誓いは、ライオンズクラブの会員である誇りとその責任を、端的に表す言葉であるが、その後ライオンズクラブ国際協会の目的が改正され、目的の中の寛容の精神という言葉は相互理解の精神に置きかえられた。これに呼応して各複合地区において次第にライオンズの誓いの改正が行われ、現在では8複合地区のすべてが「寛容の精神」を「相互理解の精神」と改めた誓いを採択している(P.10参照)。

現在我が国では Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety のスローガンと We Serve のモットーのもとに、多数のク

ラブ会員が活発にクラブ・アクティビティ(奉仕活動)を行っている。ライオンズクラブによるアクティビティの内容は、あらゆる分野にわたり、それぞれのライオンズクラブが生活、文化、福祉および公徳心の向上発展のためにその役割を果たしているのである。

しかし、あまりに急激な発展をしたために、そこには数々の反省すべき点、懸案となるべき問題が生じてきた。クラブの運営またはアクティビティのあり方などに、無批判に過去のやり方を採り入れてはいないか。またライオンズクラブ会則および付則標準版(以下「クラブ会則」という)の解釈などに間違いはないだろうか。以下ライオンズクラブはいかにあるべきかについて問題点を掲げてみよう。

ライオンズクラブの運営について

ライオンズクラブの責務は、国際協会付則第11条第4項に示されているところであるが、クラブの運営上考慮しなければならないいくつかの問題が生じている。

その第一は、単一クラブにおいて同一人が同一役職に重任 することの可否である。

そもそもクラブはみんなで運営していくものである。「一人の英雄もなく、一人の非協力者もない」姿が好ましいことはいうまでもない。埋もれた人材を発掘し、新しい経験を得させることにより、クラブ全体がレベル・アップすることが望まれる。

経験深い先輩に温かく見守られながら、次から次へとバトン・タッチをして、常に新しい会員がフレッシュな感覚で環境の変化に対応した運営をしていくことが、どれほど貴重で

あり有意義であるかを認識されたい。

第二は、クラブ例会のあり方と出席義務の問題である。

正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、当該クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである。またメーク・アップ規則採用の選択はクラブに任せられており、当該クラブの事情によっては奉仕事業の参加に重きを置くことも可能である。

2014年国際協会はクラブ例会のあり方を見直し、「Your Club、Your Way!(あなたのクラブ、あなたのやり方で)」新パンフレットを発行した。厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

第三は、副の問題である。

「クラブ会則」第7条1項によれば、クラブ役員としては、会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、並びに会員委員長しか認められていない。このうち「副」という文字がつくのは副会長のみである。クラブによってはそれぞれお家の事情があろうから、クラブ独自の会則で役員に副を置くことには必ずしも異論を差し挟むものではない。しかし、このような副はあくまで当該クラブの私的なものであって、他のクラブに対してまで公的に通用す

— 23 —

るものではない。

地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事,会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう。

また、ところによっては、リジョン幹事(総務)やゾーン 幹事(総務)を設置している例があるようだが、リジョン・ チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれ のリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事(総務)やゾーン幹事(総務)は設置することは極 力避けるべきである。

第四に、チャーターナイトおよび周年記念行事の問題である。

これらは、クラブにとっては記念すべき行事であるから、 これを盛大に行おうとするのは当然であるが、なにも、金を かけるだけが能ではない。郷土色豊かな、クラブの特異性を 生かした精神面の勝った催しを心掛けるべきである。

最近では逆に、高額の登録料を取りながら、これを参加者に還元せず、アクティビティ資金に回す例があるように見受けられる。アクティビティ資金を他クラブの会員に求めることは、一般道徳からいっても、善意でお祝いにきてくれた参加者に対して甚だ礼を失したことであるといわねばなるまい。

最後にPRの問題である。

クラブ運営の中でPRは、非常に重要な事項である。現在IT (情報テクノロジー)によって、インターネットを活用してホームページを開設し、奉仕事業の内容を一般にPRしているライオンズクラブも多い。すべてのライオンズクラブ

会員は、ライオニズムを正しく体得するため、ライオンズクラブ国際協会の目的、ライオンズ道徳綱領、ライオンズの誓いなどを座右の銘とし、常に自己を顧みるとともに、ライオンズとしての自覚と認識を日々の生活の中に高めるよう努める。

PRによって我々の奉仕が地域社会の共感と支持を得てだんだんと輪を広げていき、それが世界の国々へとつながり、社会が明るく世界が平和になるならば、これほど喜ばしいことはない。ライオンズクラブのPRはこの「奉仕が奉仕を生む」ことを根本理念としているのである。

以上、クラブ運営に関する若干の問題点を指摘してきたが、要は会員の一人ひとりが「我が国ライオンズの進むべき道」を真剣に追求し、地域社会から遊離した存在にならないように謙虚な態度で足元を見つめるとともに、各クラブはまず内部の充実に力を傾注すべきである。

ライオンズクラブのアクティビティについて

ライオンズクラブのモットーは、We Serve(われわれは 奉仕する)である。奉仕こそ我々の生命であり、使命であ る。

創立者メルビン・ジョーンズも, 同胞愛は, お互いに信頼 して尊敬しながら生活し, 協同し, 食を分かち合うところに 存在すると言っている。

ライオンズの奉仕が国の福祉,国際親善,世界平和および 人類の社会的,文化的進歩に与える影響はすこぶる大きい。 ライオンズの行っているすべての偉大な社会奉仕は既に世界 に広く認められている。

— 25 —

国連が1945年に組織されたとき、ライオンズクラブ国際協会は多くの分野で重要な役割を果たしており、1947年以来、経済社会理事会 (ECOSOC) に対して、非政府団体の一つとして顧問的立場にある。ライオンズは、世界平和という国連の理想を支持し、恒久的世界平和のために努力を続けている。ライオンズクラブ創立50周年を記念して、世界平和を探究する論文コンテストを行い大成功を収めており、また1988―89年度からは毎年、国際平和ポスター・コンテストが、11歳から13歳までの児童を対象に行われている。

視覚障害者への援助は、1925年、オハイオ州セダーポイントにおける年次大会で、ヘレン・ケラー女史が盲人のための援助を訴えて以来、長年の間、ライオンズにとって主要な奉仕活動であったが、1991年 7 月から1996年 6 月まで「視力ファースト」と称して、LCIF(P.197参照)をパートナーとし、世界保健機関(WHO)などと密接に協力して、国際的な奉仕活動を展開しようとするプログラムが取り上げられている。視力ファーストの資金獲得運動を「視力ファースト・キャンペーン」(CSF)と呼び、1993-94年度は CSF 資金獲得の最終年度であったが、各地区、クラブなどの努力が実り、目標額である 1 億 3 千万ドルを達成することができた。

この成功をより発展させるため、2005年7月から2008年6月まで「視力ファーストⅡキャンペーン」(CSFⅡ)が行われ、最終目標額の2億ドル以上の資金が集められた。河川失明症の撲滅やライオンズ眼科治療センターの設置に資金が使われた。

「視力」に関するアクティビティの一つであるアイ・バンク (献眼) 活動は日本においてはライオンズの寄与するとこ

ろが非常に大きいが、最近では、臍帯血バンクや骨髄バンクへの協力、献腎など臓器移植に関するアクティビティにも目が向けられている。

このように、ライオンズクラブは、加盟国の増加や通信、 交通機関の発達に伴って、単にその地域社会のみならず広く 世界に目を向けた奉仕活動を行うようになってきた。

1962年から始められた Y E では、16歳から21歳までの青少年男女を世界各国のライオンズクラブ間で交換し合い、4~6週間に及ぶ休暇期間をホスト家庭で過ごさせることによって相互理解、国際親善に役立てている。1968年のライオンズクラブ国際財団(LCIF)の設立もこの現れである。

なお、市民活動の一環としての青少年育成アクティビティの一つとして、国際協会はレオクラブ (P.248参照) を結成して青少年に指導力と経験を積む機会を与えることを奨励している。青少年の麻薬や覚せい剤の乱用を防止する活動を支援するクラブも多い。

これらのアクティビティのうち、なにを選択するかはクラブの自由であり、大きいクラブの会長は、奉仕活動のすべてについて個別に、場合によってはもっと細分された特定のアクティビティについて特別委員会を設置することが適当と考えるかもしれないし、その一方、小さいクラブでは、ただ一つのアクティビティ委員会しかできないこともあろう。

いずれの場合でも、クラブは原則として、その地域社会で 真に要求されていることをその目で、耳で、足で探し出し、 その奉仕の方法を研究することが必要である。言い替えれ ば、ライオンズクラブのアクティビティはクラブが自主的に 取り上げ、クラブ単位で行うことが本義であるが、我が国の 最近の社会経済情勢による価値観の変化を見極めて、アクティビティの対象を、あるときは地域社会に、あるときは国際社会に求めるとき、果たして単一クラブで行うことが有効か、あるいは複数のクラブ、ゾーン、リジョン、地区などの単位で行うことが適切であるかを慎重に検討、判断し、グローバルなアクティビティのスケールメリットを求めることも必要である。場合によっては同じ志を持つ他の奉仕団体との連携プレーも考えられる。ただし、いずれの場合においてもクラブ会員全員の自主的判断によって行われたアクティビティでなければならない。

クラブがアクティビティ計画を決定すると、そのアクティビティのための資金の調達が必要になってくる。本来は、クラブが計画し、かつ実行するアクティビティ資金獲得事業によってつくり出される資金が充てられるべきであるが、我が国の現状では色々と問題があり、アクティビティ資金獲得にはどのクラブも苦心している。

ファインをアクティビティの財源と考えることは、原則として間違いであり(P.240参照)、会食費の剰余金にも限界がある。そこで、多くのクラブは会員の自発的な寄付金(ドネーション)を主体に、必要に応じ、例会の決議に基づいて拠出する会員拠出金に頼らざるを得ないのが現実の姿のようである。

しかしながら、具体的なアクティビティ計画に対する資金ではなしに、漠然としたアクティビティ資金として会費と同時に一定額を事前に徴収することは、漫然と事業資金をプールしながら、一方で真に必要とされるアクティビティを探し出すことを怠り、外部から援助を求められたとき、単にこれ

に応ずるという主体性のない奉仕を続けることになり、ライオンズクラブを単なる寄付団体に堕せしめる虞れがあるのである。

アクティビティを評価する際に金額によるのが最も手っ取り早いところから、クラブはアクティビティの金額さえあがっていればよいとする考え方になりがちである。しかしこの際、金額は第二として、真にその地域社会で要求されている奉仕がなされているかどうかというアクティビティの質の問題を第一に取り上げて再検討すると同時に、金をかけるだけが能でなく、金銭に見積もることのできない会員の労力によっても立派にアクティビティを行い得る、ということを真剣に考えてみるべきであろう。

結論として、ライオンズクラブのアクティビティ資金は、地域住民の理解と協力とに支えられた善意の各種アクティビティ資金獲得事業によって調達されたものでなければならないが、目的達成のためには会員による拠出金によって事業を成功させることもやむをえない。

奉仕は会員個人が、日常、職域や人間関係を通じて行うだけでなく、クラブのチームワークを発揮して行うことにより、また、同一地域に複数のクラブがあるときは協力することによってさらに有意義となり、効果を収めることができるのであって、我々はこれをアクティビティと呼ぶのである。このアクティビティこそライオンズクラブの奉仕活動の特色とするところであって、我々のモットーが I Serve (わたくしは奉仕する)ではなく、We Serve (われわれは奉仕する)であるゆえんでもある。

— 29 —

事務局・事務所案内

- (1) 各複合地区にはガバナー協議会事務局が設置され、複合 地区運営の事務を行っている。
- (2) 各地区にはキャビネット事務局が設置され、地区運営の 事務に当たっている。
- (3) 2016年7月1日,一般社団法人日本ライオンズ設立。 1978年7月から8複合地区に共通する事務を行っていた日本ライオンズ連絡事務所と,ライオン誌を発行しているライオン誌日本語版事務所が,2016年1月1日に統合されて「日本ライオンズ事務所」となり,さらに,一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて法人化された。
- (4) OSEAL調整事務局は2018年1月4日より、ライオンズクラブ国際協会OSEAL会則地域における出先機関にあたる位置づけとして開設された。主な業務は、リーダー(国際役員および国際協会任命による各役職)へのサポート、複合事務局、地区キャビネットを介した会員サポート、オセアルフォーラム運営に関する支援、OSEAL執行委員会および会則地域全体の支援、LCIFへの支援およびアワードの発送、クラブ用品発注およびクラブ用品に関する支援である。

(上記各事務局・事務所所在地については P.332参照)

(5) 個人情報の取り扱いにつき、国際協会はプライバシーに 関する方針を定めている。(P.343参照)

会則・付則および規則

ライオンズクラブ国際協会会則および付則

2021年6月 第103回国際大会改正 (バーチャル)

[会則第5条第4項 (a), 付則第2条第4項 (a), 第5項, 第6項, 第4条第1項, 第9条第6項] 註1

2022年6月 第104回国際大会改正 (モントリオール) [付則第12条第2項(a)] 註2

註1:国際理事候補者の推薦証明書の提出期間を30日から60日前に変更する規定は2022年7月1日に発効する。また、第2副地区ガバナー候補者の資格要件に追加された「地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。」との変更は2022年7月1日に発効する。註2:半期分国際会費は2023年から3年間に亘って値上げされる。2023-2024年度半期23ドル(年間46ドル)に、2024-2025年度半期24ドル(年間48ドル)、2025-2026年度以降半期25ドル(年間50ドル)となる。

ライオンズクラブ会則および付則標準版

2022年4月 国際理事会改正(ハワイ)

[会則第7条,付則第3条第9項,第5条第 1項(e)]

出席メーク・アップ規則

1997年10月 国際理事会追加 (ホノルル)

複合地区会則 註3

2022年5月,6月 第68回330~337複合地区大会または 代議員書面決議 [会則第5条8項, 第16条1(b)項*, 第18条19項] *330複合地区を除く

註3:国際付則および標準版地区付則との整合性を持たせるため、 複合地区会則の条文を修正している。[第13条2項,第14条4項,第 21条2項]

国際理事候補者推薦選挙手続規則

2022年5月,6月第68回330~337複合地区大会または代議員書面決議

〔第16条〕

国際第3副会長立候補者推薦手続規則

2007年5月,6月 第53回330~337複合地区大会 33×複合地区緊急援助資金規定

1994年5月 第40回336複合地区大会改正(岡山市)

[2項(3)]

レオクラブ会則および付則標準版

2016年10月 国際理事会改正 (ナッシュビル) [会則第7条 B項]

ライオンズクラブ国際協会



会則及び付則

2022年6月28日改定

目次

		会 則
第1		名称40
第23		目的40
第3	条	メンバー41
第43	条 ;	紋章, 色, スローガン及びモットー41
第	1項	紋章41
第	2項	名称及び紋章の使用・・・・・・41
第	3項	色41
第	4項	スローガン41
第	5項	モットー・・・・・・・41
第5	条	役員及び国際理事会41
第	1項	役員41
第	2項	会員としての要件/代議員となる資格42
第	3項	国際理事会の会則地域別構成及び選挙42
第	4項	選挙, 役員の任期, 空席43
第	5項	理事会権限45
第	6項	会議46
第	7項	投票権46
第	8項	報酬46
第	9項	解任46
第6多	条	国際大会及び代議員46
第	1項	開催日及び開催地・・・・・・・46
第	2項	代議員数46
第	3項	代議員の投票48
第	4項	定足数48

第5項	代理投票	48
第7条 ±	也区組織	48
第8条 2	フ ラ ブ・・・・・・	48
第1項	クラブ認証	48
第2項	クラブ会員となる資格…	49
第9条 引	坟正·······	49
第1項	改正手順	49
第2項	通知	49
	付 貝	
第1条 名	≦称及び紋章⋯⋯⋯⋯	50
第2条 国	国際理事会選挙	50
第1項		50
第2項	第三副会長立候補の資格	{······ 50
第3項		51
第4項	候補者推薦及び推薦証明] ······52
第5項	代表権	54
第6項		55
第3条 卷	と員の任務	56
第1項	会長	56
第2項	副会長	56
第3項	運営役員	56
第4条 国	国際理事会の委員会	56
第1項	常設委員会	56
第2項	資格証明,議事規則,決	·議,選挙·····57
第3項		57
第4項	委員長,欠員	57
第5項	任命の制限	

8	2005-006-006
8	国
9	際
9	份
9	即
0	

第5条 国	国際理事会会議	58
第1項	定例会議	58
第2項	特別会議	58
第3項	郵便による業務処理	59
第4項	定足数	59
第5項	執行委員会	59
第6条 年	F次国際大会······	60
第1項	大会に対する国際理事会の権限	60
第2項	公式通達	60
第3項	大会役員	60
第4項	地区ガバナーによる会議出席経費	60
第7条 国	国際会計	
第1項	会計監査	
第2項	凍結資金	
第8条 地	也区機構	
第1項	地区編成の管轄	
第2項	地区の最低条件	
第3項	地区再編成	
第4項	ガバナー協議会	
第5項	複合地区ガバナー協議会の権限	
第6項	解任	
第7項	地区キャビネット	
第8項	キャビネット会議	
第9条 地	也区大会及び選挙	
第1項	地区(単一, 準, 複合)大会	
第2項	地区大会の権限	
第3項	クラブ代議員方式	•••••66

	第	4項	地区ガバナー立候補の資格	…67
	第	5項	地区の立候補手続き条件	67
	第	6項	地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー	
			選挙手順	68
	第	7項	同数得票	73
	第	8項	地区大会報告	73
第	10	条 地	也区役員の任務	73
	第	1項	複合地区協議会議長	73
	第	2項	地区役員	
第	11:	条メ	(ンバ ー ······	79
	第	1項	クラブ結成	79
-	第	2項	クラブ名称	79
	第	3項	申請手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
:	第	4項	クラブの責務	79
	第	5項	ステータスクオ/認証状取消し	80
1	第	6項	クラブ脱退	80
	第	7項	種別	80
		8項	二重クラブ会員籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	12	条り	〈会金及び会費	
:	第	1項	会員報告	
:	第	2項	会費	
1	第	3項	延滞金利	··83
第	13	条 諱	もまりまでは、または、ままり、ままり、ままり、ままり、ままり、ままり、ままり、ままり、ままり、まま	∙∙83
第	14:	条改	女正	
1	第	1項	改正手順	⋯84
	第	2項	通知	⋯84
	笙	3項	施行日	84

別紙A	会員種別······	85
別紙 R	会員種別表	89



国際会則

第1条 名 称

本協会の名称は「The International Association of Lions Clubs (ライオンズクラブ国際協会)」である。

第2条 目 的

本協会の目的は次の通りである。

- (a) ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、 認証状を交付し、監督する。
- (b) 各ライオンズクラブの活動を調整し、運営を標準化する。
- (c) 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい 発展させる。
- (d) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (e) 地域社会の生活,文化,福祉,公徳心の向上に 積極的関心を示す。
- (f) 友情,親善,相互理解のきずなによってクラブ 間の融和をはかる。
- (g) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (h) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 メンバー

本協会のメンバーは、ここにある規定の下に正式 に結成され認証されたライオンズクラブで構成され る。

第4条 紋章,色,スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通り である。



- 第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。
- 第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色で ある。
- 第4項 スローガン。本協会のスローガンは「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り, 知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。
- 第5項 **モットー**。本協会のモットーは「We Serve (われれは奉仕する)」である。
- 第5条 役員及び国際理事会
 - 第1項 役員。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長(以上は執行役員であ

- る), 国際理事, 地区ガバナー, 運営役員, 並びに 国際理事会が指定するその他の役員である。
- 第2項 会員としての要件/代議員となる資格。運営役員 を除く本協会の各役員は、正クラブのグッドスタン ディングの正会員でなければならない。各役員は、 役員であるが故に、国際大会並びに所属地区大会 (単一,準,複合)の正規代議員となるが、そのよ うな大会でのクラブ代議員の割当数には含まれない。
- 第3項 国際理事会の会則地域別構成及び選挙。国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に18人の理事, すなわち米国及びその領域, バミューダ, バハマ諸島のクラブから 5人, 南アメリカ, 中央アメリカ, メキシコ, カリブ海諸島のクラブから 1人, ヨーロッパのクラブから 3人, 東洋東南アジアのクラブから 3人, インド, 南アジア及び中東のクラブから 4人, オーストラリア, ニュージーランド, パプア・ニューギニア, インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから 1人, アフリカのクラブから 1人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事, すなわち米国及びその領域, バミューダ, バハマ諸島のクラブから6人, カナダのクラブから1人, 南アメリカ, 中央アメリカ, メキシコ, カリブ海諸島のクラブから1人, ヨーロッパのクラブから3人, 東洋東南アジアのクラ

ブから4人、インド、南アジア及び中東のクラブから2人を選出するものとする。

第4項 選挙,役員の任期、空席。

- (a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。ただし、政府の規制または協会が抑制できない外部事象により国際大会が開催できない場合には、執行役員および国際理事を選出するための代替手段が、国際理事会によって承認されることがある。それ以外の点では、選挙は、本会則及び付則の規定に従って行われるものとする。
- (b) 運営役員は、国際理事会から任命され、理事会 の意向を受けて役を務める。
- (c) 地区ガバナーは、付則の規定通りに選出される。
- (d) 執行役員の任期は1年で、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後継者の当選が 宣言された際に終了する。
- (e) 地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了する。
- (f) 国際理事の任期は2年で、本会則及び付則の規 定に従って後継者が選挙され資格が認められるま でである。
- (g) 選挙されたか任命されたどの現職執行役員も、 国際理事会の承認がある場合を除き、自身の後継 者として立候補することはできない。
- (h) どの国際理事も地区ガバナーも, 自身の後継者

となることはできない。

- (i) この後に規定されていることを除き、いかなる 役職に空席が生じた場合にも、残る任期について 国際理事会がその空席を埋めることができる。
- (j) 死亡,辞任,任務遂行不可能な障害,又はその他いかなる理由でも,会長職に空席が生じた場合には,残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで,次席の副会長が会長代理としてその任務を果たし,会長と同じ権限を持つ。
- (k) 死亡,辞任,任務遂行不可能な障害,又はその他いかなる理由でも,副会長職に空席が生じた場合には,残る任期について国際理事会がその空席が補充されるまで空席とする。但し,任命された副会長は,本会則及び付則に定められる方法で,その上位の全役職に選挙で選ばれなければならない。任命された副会長がその上位の役職に立候補する際には,現在国際理事を務めているクラブ会員又は務めたことのあるクラブ会員は誰でも,同じく立候補することができる。
- (1) 前国際会長職に空席が生じた場合には、本協会 の次の前国際会長によりその席が補充されるま で、空席とする。
- (四) 災害又は事故で理事会構成員の過半数又はそれ以上が致命傷を負ったり、職務遂行が不可能になった場合、残る理事会構成員は、定足数を満たすと満たさないとにかかわらず、協会の次の年次選挙が行われるまで、国際理事会の業務履行の権限

を与えられる。

- (n) 災害又は事故で理事会構成員の全員が致命傷を負ったり、その職務遂行が不可能になった場合には、その場合にのみ、最も近年に会長を務めた元国際会長が、残る任期についてすべての空席を埋める選挙を行うことを目的に、その10日以内に全元国際会長及び全元国際理事の会議を招集する。その会議は、招集後15日から20日の間に、国際本部で開かれる。この会議に出席するための妥当な費用は、協会の監査規定に従って協会から支払われる。
- (o) ここに定められていないような事情が生じた場合には、国際理事会が、残る任期についてその空席を埋めることができる。

第5項 理事会権限。

- (a) 本協会の権限は、明記されたもの及び示唆されたものの両方において、本協会の執行機関である 国際理事会に帰属する。
- (b) 国際理事会は.
 - (1) 同理事会及び本協会のすべての役員及び委員会に対する管轄権、統制権、監督権を持つ。
 - (2) 本協会の業務,財産,資金を全般的に管理し 統制する。
 - (3) 次期会計年度の収支予想額を示した予算案を作成させ、これを承認する。国際理事会全構成員の点呼投票による3分の2以上の賛成がなければ、予備金使用を必要としたり、その年度に

不均等な予算を出したり、次年度の収入又は予 備金に響くような支出はできないし、認めることもできない。

- 第6項 会議。国際理事会の定例会議及び特別会議は、付 則に従って招集され、開催される。
- 第7項 投票権。国際理事会の各メンバーには、理事会の 決議が必要な事項について1票の投票権がある。
- 第8項 報酬。運営役員、及び国際理事会が指定する役員 を除いて、すべての役員は無報酬で務める。但し、 職務遂行又はそれに関連した妥当な経費は、理事会 が定める監査規定に従って支払われる。
- 第9項 解任。選挙で選出された本協会のいかなる役員 も,正当な理由があれば,国際理事会全構成員の3 分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第6条 国際大会及び代議員

- 第1項 開催日及び開催地。本協会の大会は毎年,国際理事会が定める年月日に同理事会が定める場所で開催される。
- 第2項 代議員数。グッドスタンディングの各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示された会員25人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を本協会のいかなる大会にも送る資格を持つ。但しグッドスタンディングの各正クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。本項でいう過半の端数とは、13人以上のことである。代議員及び補欠の選任については、クラブ会長又は幹事又はそ

の他資格のある役員が署名したか、そのようなクラブ役員が大会に出席していない場合には、クラブが所属する地区(単一又は準)の地区ガバナー又はガバナーエレクトが署名した代議員資格証明書をもって証明されなければならない。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

本協会の各元会長は、各国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員権を持つ。国際理事会は、年次国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)に出席する元国際会長の妥当な経費を、現行の監査規定に従って支払うことを承認する。

本協会の各元国際理事は、各国際大会及び所属地 区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員 権を持つ。これら元国際会長も元国際理事も、所属 クラブの大会代議員の割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナー及び元協議会議長,並びにLCIF執行委員会のアポインティを務めている会員は,その任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合,その元地区ガバナーまたは元協議会議長は,その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない。

本協会の各協議会議長は,在職中に開催される国際大会において,完全な代議員権を持つ。この場

合、その協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数には含まれない。

- 第3項 代議員の投票。資格を証明され出席している代議 員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、又大会 に提出された各議題につき1票を、いずれも本人の 意思に基づいて投ずる権利を持つ。
- 第4項 定足数。資格を証明されて出席している代議員の 数が、どの総会でも定足数である。
- 第5項 代理投票。代理投票は、クラブ、地区(単一、 準、複合)、並びに協会において厳格に禁止される。

第7条 地区組織

ライオンズクラブが結成された地域を,付則で定められる通りの地区及び行政組織単位に分割する。

第8条 クラブ

第1項 クラブ認証。ここに他の規定がある場合を除き、 国際理事会は、同理事会が定める規則及び規定の下 にすべてのクラブを組織し認証する権限と権威を持 つ。

> 本会則及び付則並びに国際理事会が随時設ける方 針に従うことを条件に、すべてのクラブには自治権 がある。

> ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、本協会会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基

づき,本会則及び付則によって解釈され統制される 関係を,本協会との間に結ぶことを受け入れたこと を意味する。

第2項 クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人だけが、正式に認められたライオンズクラブの会員となることができる。入会は、招請のみによる。

第9条 改正

- 第1項 改正手順。本会則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記の二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。
 - (a) 国際理事会が承認した。又は,
 - (b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に 提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラ ブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及 び(又は)複合地区の大会決議で採用された。
- 第2項 通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

付則

第1条 名称及び紋章

いかなるライオンズクラブ,ライオンズクラブ会員,ライオンズ地区(単一,準,複合)も,あるいはライオンズクラブ,ライオンズクラブ会員,又はライオンズ地区が組織又は管理しているいかなる組織(法的,自然,その他一切)も,会則の規定又は国際理事会の方針で明確に認められている目的を除き,いかなる目的のためにも,本協会及びその正ライオンズクラブの名称,紋章,その他一切)も,国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには,本協会及びその正ライオンズクラブの名称,紋章,その他の標識を使用してはならない。

第2条 国際理事会選挙

第1項 国際大会における選挙。協会の会長,第一副会長,第二副会長,第三副会長,並びに全理事は,年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一,準,複合)内のクラブ会員は,会長,第一副会長,及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項 第三副会長立候補の資格。

- (a) 国際第三副会長候補者は,
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタ

- ンディングの正会員であり.
- (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を 満了したか満了を控えている者で.
 - (3) 所属地区(単一, 準, 複合)の大会で推薦を際 得ていること。但し、単一地区又は準地区の大付 会が候補者を推薦することができるのは、かか 目 る推薦を行う時に、 単一地区又は準地区が国際 付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を 満たしている場合に限る。
 - (4) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単 一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければ ならない。この推薦証明は、同候補者が第三副 会長に選出された場合には、本協会の更に上位 の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。
- (b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職 に空席が生じた場合を除き、第三副会長を務めた クラブ会員のみを第二副会長に, 第二副会長を務 めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第 一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選 出することができる。本付則又は会則の規定に従 って補充される会長又は副会長職に空席が生じた 場合には、現在国際理事を務めているか又は務め たことのあるクラブ会員を、その空席補充のため に任命することができる。
- 第3項 国際理事立候補の資格。国際理事の候補者は、
 - (a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグ ッドスタンディングの正会員であり、

- (b)(1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は
 - (2) ①任期中又はその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、
- (c) 所属地区(単一,準,複合)大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
- (d) 本付則又は会則の規定通りに,所属地区(単一,準,複合)の推薦証明を得た者でなければならない。

第4項 候補者推薦及び推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事

候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i)推薦撤回はできないし、(ii)他の推薦は無効であり、(iii)死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意思を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

(b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできな

- い。いかなる地区(単一,準,及び複合)においても,国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。
- (c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

第5項 代表権。

(a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区 (単一,準,複合)から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人又はカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず、それが投票用紙に記載される。

- (b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に国際理事を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。
- (c) 会長又は副会長は、会則に定められる同じ地域 から同時に選ばれて役を務めることができるが、 おなじ単一地区又は複合地区からはできない。
- 第6項 国際指名委員会。会長は、各年次大会の際または 大会前180日以内に、9人の代議員から成る指名委 員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員 であってはならないし、2人以上が同一の単一地区 又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会 長はまた、大会で選挙を行うための日時を定めなけ ればならない。指名委員会は、
 - (a) 適切な推薦証明書が本協会の法律部々長に対して提出され、同部長がその形式について承認した候補者全員の氏名を文書で受け取ると共に、いかなる抗議についても決断を下す。
 - (b) 投票用紙に印刷する氏名の順序を決める。
 - (c) 満たすべき役職のために,有資格の候補者全員 の氏名を、大会総会で指名する。

選挙は、印刷された投票用紙を用いて無記名投票で行われるか、又は国際理事会が定める他の無記名投票の方法で行われる。当選するには最高数の得票が必要である。いかなる役職についても同数得票の場合は、現職の理事会がそのうちの1人を選出す

る。

国際大会では、代議員及び補欠代議員が資格証明 を受けることができる。又、代議員、補欠代議員、 あるいはその他誰でも、登録し、国際理事会が定め る登録費を払った後にのみ、大会のあらゆる会議や 行事に参加することができる。

第3条 役員の任務

- 第1項 会長。会長は、本協会のすべての大会及びすべて の国際理事会々議で議長を務める。協会の業務及び 活動を監督し、その役職に通常関連するその他の任 務を遂行する。
- 第2項 副会長。何かの理由で会長が任務を遂行できない 場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と 同等の権限を持つ。
- 第3項 運営役員。国際理事会が指定した運営役員の任務 は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当てら れた業務である。

第4条 国際理事会の委員会

- 第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、 3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には 8人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命 する。各委員会は、国際理事会の定例会議において 報告しなければならない。
 - (a) 監查
 - (b) 会則及び付則
 - (c) 大会
 - (d) 地区及びクラブ・サービス



- (e) 財務及び本部運営
- (f) リーダーシップ開発
- (g) 長期計画
- (h) 会員増強
- (i) マーケティング
- (j) 奉仕事業
- (k) テクノロジー
- (1) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会 第2項 資格証明,議事規則,決議,選挙。各年次大会の 際または大会前180日以内に会長は、それぞれ5人 又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果 たす資格証明委員会、決議委員会、並びに選挙委員 会を任命する。会長は、同大会の60日以前に、5人 又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果 たす議事規則委員会を任命する。
- 第3項 特別委員会。会長は、国際理事会又は執行委員会 の承認の下に、会長又は国際理事会が必要と考える 特別委員会を随時任命することができる。但し、国 際理事会又は執行委員会の承認がなければ、特別委 員会の経費は支払われない。
- 第4項 委員長、欠員。会長は、国際理事会又は執行委員 会の承認の下に、任命した各委員会の委員長を指名 し、どの委員会のどの欠員も補充する権限を持つ。
- 第5項 任命の制限。どの委員会の委員に関しても、本付 則又は会則で認められている任命権を行使するにあ たり、会長は元国際役員を委員に任命することがで きるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国

際役員の合計数は1会計年度において6人を超えて はならない。但しこの任命制限は、前国際会長にも 本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されな い。元国際役員の委員としての任期は1年間のみで あるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えな い限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命する ことができる。任命される委員のうち少なくとも1 人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以 外のクラブの会員でなければならない。

第5条 国際理事会会議

- 第1項 定例会議。国際理事会の定例会議は、年次国際大会閉会後直ちにその開催地で開かれる。さらに、10月又は11月及び3月又は4月に定例会議が開かれる。10月又は11月及び3月又は4月の定例会議は、会長が決める日時に会長が決める場所で開かれる。最後の定例会議は、国際大会開催地で開かれるが、大会開会までには閉会する。
- 第2項 特別会議。会長は、会長が決める日時に会長が決める場所で、国際理事会の特別会議を招集することができる。又会長は、5人の理事から文書(手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む)による要請があった時は、会長が決める日時に会長が決める場所で、これを招集しなければならない。この場合、要請を全部受領してから10日以内に招集し、20日以内に会議を開かなければならない。国際大会で招集された場合を除き、日時、場所、及び会議の目的を明記した文書による特別会議通知を、国際本部

は理事会の各権成員に送らなければならない。

- 第3項 郵便による業務処理。国際理事会は郵便(手紙. 電子メール、ファックス、又は電報を含む)によっ て業務を処理することができる。ただしその処理際 は、決議案に対して理事会全構成員の4分の3の文 書による承認がなければ有効とならない。会長又は 5人の理事会構成員が、このような処理を提案でき るが、その際の投票は、最初の郵送から30日以内に 国際本部に届かなければ有効とはならない。郵送 は、最も凍やかな方法で行われる。
- 第4項 定足数。本付則又は会則に他の規定がある場合を 除き、国際理事会の過半数が、そのいかなる会議に おいても定足数である。
- 第5項 執行委員会。国際会長、前国際会長、各副会長、 並びに国際理事会の承認を得て会長が任命した1人 の理事会構成員が、同理事会の執行委員会である。 執行委員会は、同理事会構成員が1カ所に集まって いないか会議を開いていない時にのみ、理事会のた め又理事会に代わって職務を遂行することができ る。執行委員会は、理事会の決定を変更、修正、又 は破棄してはならない。

執行委員会の定足数は、そのいかなる会議におい てもメンバー4人の出席をもって定足数とし、かか るメンバーの過半数による決定を、 同委員会の決定 とする。同委員会は電話による審議で業務を処理す ることができるが、4人がそれに参加しなければな らず、参加した者の渦半数の決定が執行委員会の決 定となる。ただし地区ガバナー職の空席補充に関しては、同委員会は、国際理事会の業務処理に関する上記規定通りに郵便で処理することができる。ただし4人の委員会メンバーがこれに参加することを条件とし、参加メンバーの過半数の投票が、委員会の決定とみなされる。

第6条 年次国際大会

- 第1項 大会に対する国際理事会の権限。本会則及び付則 に他の規定がある場合を除き、国際大会のすべての 段階が、国際理事会の管轄、統制、監督の下におか れる。
- 第2項 公式通達。会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ60日以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。
- 第3項 大会役員。本協会の会長,第一,第二,及び第三 副会長,幹事,並びに会計は、国際大会の役員になる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会のために必要な他の役員を任命することができる。
- 第4項 地区ガバナーによる会議出席経費。監査規定に従って国際理事会は、ガバナー・スクール出席のために適当と認める場合、地区ガバナー(選出又は任命された)の妥当な経費支払いを承認することができる。

第7条 国際会計 第1項 会計監查。

- 国際付則
- (a) 国際理事会は、本協会の諸帳簿及び諸勘定に関して公認会計士による年次会計監査の手配をする。
- (b) 国際理事会は毎年,財務報告書要約を作らせ, 要請を受けた際にどのクラブにも提供する。
- (c) 本協会の会計年度は, 7月1日から6月30日までである。
- 第2項 凍結資金。本会則及び付則の規定のいかんにかかわらず、12カ月以上継続して、理事会が決めた通貨への協会資金振替送金が国又は領域において拘束された場合、国際理事会はその全構成員の3分の2の賛成点呼投票によって、その国又は領域の会員、クラブ、及び地区に対して、本会則及び付則が与える権利と特典の全部又は一部を停止する権限を持つ。この停止は、協会資金送金が拘束されている限り、又は上記と同じ投票による理事会決議で停止が解除されるまで続けられる。

第8条 地区機構

- 第1項 地区編成の管轄。地理的地域を,国際理事会が定める地区(単一,準,及び複合)行政組織単位に分割する。
- 第2項 地区の最低条件。国際理事会の3分の2の投票で他に承認されない限り、地区は編成の際に、35のグッドスタンディングのクラブ並びに合計少なくとも1,250人のグッドスタンディングのライオンズクラブ会員で構成されていなければならない。
- 第3項 地区再編成。複合地区となることを希望するすべ

ての単一地区、もしくは、一つまたはそれ以上の準地区を追加すること、あるいは一つまたはそれ以上の既存の準地区に何らかの変更を加えることを希望するすべての複合地区は、それぞれ35クラブ及び1,250人の会員を有する単一地区または準地区と複合地区の大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。一つまたはそれ以上の準地区の整理統合を希望するすべての複合地区は、そのうちの一つまたはそれ以上の準地区が35クラブ及び1,250人の会員を下回る場合においては、複合地区大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。

各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも35のライオンズクラブおよび合計1,250人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができるし、クラブ数及び(又は)会員数の追加を要求することができる。

国際理事会が再編成案を承認した場合,再編成は,承認日の次に開かれる年次国際大会の閉会時をもって有効となる。ただし,それぞれの予定準地区に所属するクラブの代議員は,理事会の承認の後,年次国際大会に先立って開かれる地区(単一,準,複合)大会の際に会合を開き,その会合において地

-62 -

区ガバナーを選出する。その際、会則及び付則を採用することもできる。既存準地区が大幅に変わった場合、その準地区を構成する各クラブの代議員は、複合地区大会に出席している登録済み同準地区内クラブ代議員の会合で地区ガバナーを選出することができる。

- 第4項 ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除 き、 準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協 議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議 会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める ものとする。また、複合地区会則及び付則の規定に よって、1人又はそれ以上の前地区ガバナーを加え ることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナ ーの合計数は、地区ガバナー総数の2分の1を超え てはならない。協議会議長を含む協議会の各構成員 は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票 の投票権を持つ。各複合地区の協議会には、国際協 会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権 のない顧問として加えることができる。複合地区会 則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議 会議長は、その役職に就任する時点で、現又は元地 区ガバナーになっていなければならない。協議会議 長は、1年任期を1期のみ務めるものとし、この役
- 第5項 複合地区ガバナー協議会の権限。会則及び付則の 規定,並びに国際理事会の方針に従って,各ガバナ ー協議会は,それぞれの複合地区会則に定められる

職を再び務めることはできない。

通りに、複合地区の運営をすべて管理し、役員を選び、会議を開き、資金を管理運用し、支払を承認し、その他の運営権限を行使する。

- 第6項 解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。
- 第7項 地区キャビネット。各単一地区及び準地区は、議 長としての地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及 び第二副地区ガバナー、並びにそれぞれ単一、暫 定、又は複合地区会則の規定で定められる手順で選 出又は任命されるリジョン・チェアパーソン、ゾー ン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビ ネット会計又は幹事兼会計, その他地区 (単一, 準、複合) 会則及び付則で規定されるクラブ会員で 構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。 ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョ ン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定め る権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョ ン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期 中,空席となる。それぞれの地区(単一,準,複 合)は、その会則及び付則の中に、選出される第一 及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければなら ず、各職責は国際理事会によって定められる。所属 クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員

だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに選出又は任命されるものとする。

第8項 キャビネット会議。地区キャビネットの会議は、 それぞれの会則で定められる規則に基づいて開かれる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー かけ、第一及び第二副地区ガバナー、地区ガバナー の任期中にリジョン・チェアパーソン職が活用された場合にはリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、メリン・チェアパーソン、メリン・チェアパーソン、キャビネット会計(又は幹事兼会計)に投票権が与えられ、地区(単一、準、複合)会則及び付則が定める他の構成員に投票権を与えることもできる。

第9条 地区大会及び選挙

第1項 地区(単一,準,複合)大会。各単一地区及び準地区は、年次国際大会開会日の30日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各複合地区は、年次国際大会開会日の15日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各単一地区及び準地区は、本付則又は会則に定められる通りに地区ガバナーを選出しなければならない。複合地区大会で準地区代議員の会合が開かれた場合には、本項の他の規定に沿っていれば、それを準地区大会とみなすことができる。各大会の開催日及び開催地は、それぞれ単一地区、準地区、並びに複合地区の会則の規定に従って決められる。

第2項 地区大会の権限。地区大会(単一,準,複合)

- は、本協会の会則及び付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、単一地区及び複合地区の大会で国際協会への提案事項を決議することができる。
- 第3項 クラブ代議員方式。協会及び地区(単一,準,複 合)においてグッドスタンディングである各正クラ ブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記 録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍して いる会員10人ごと及びその過半の端数について、代 議員1人及び補欠1人を地区大会(単一、準、複 合)に出席させることができる。ただし各クラブ は、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席 させる権利を持つ。さらに各地区(単一、準、複 合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記 することにより、 上記クラブ代議員割当て数とは別 に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代 議員としての資格を与えることができる。資格を証 明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役 員につき1票を、また大会に提出された各議題につ いて1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる 権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上 のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開 会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部 で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在 籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定めら れる。クラブは、大会議事規則によって定められた 代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支

払って、グッドスタンディングになることができる。

- 第4項 地区ガバナー立候補の資格。地区ガバナーの候補 者は、
 - (a) 所属単一地区又は準地区内グッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
 - (b) 所属クラブの推薦, あるいは所属単一地区又は 準地区内過半数のクラブの推薦を受け,
 - (c) 現在, 所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
 - (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。
- 第5項 地区の立候補手続き条件。国際役員立候補表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で決めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。又ここでいう手続きには、協会の各年度内に満たすことのできない条件を含んではならない。

- 第6項 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙 手順。
 - (a) 地区ガバナー。地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行わなければならず、地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を育味する。

その他の手順等に関しては、その地区(単一、 準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行 われるものとする。各地区ガバナー選挙の結果に ついては、その地区の現職地区ガバナー及び(又 は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。報告 された選挙結果は、国際理事会に提出される。す べての地区ガバナー選挙結果は、理事会方針書に 定められる国際理事会の規定に従って抗議が提出 されるか又は法的行為が取られた場合を除き、国 際理事会で採択され、有効となる。抗議又は法的 行為があった場合、地区ガバナーの任命又は選挙 は国際理事会の決議次第となる。

地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった 場合,または選出された地区ガバナーエレクトが その任期開始前に死亡するか就任を拒絶したか, あるいは病気その他の理由のため就任が不可能で あると国際理事会がみなした場合,あるいは地区 ガバナー選挙に対する抗議又は法的行為のために 空席が生じた場合には、本付則又は会則に定められる時期及び手順に準じて、同項に定められる任期のために、国際理事会が地区ガバナーを任命することができる。

- (b) 第一副地区ガバナー。第一副地区ガバナー選挙 は、投票用紙を使って無記名投票で行われなけれ ばならず、第一副地区ガバナー候補者がその選挙 で当躍したと宣言されるには、出席して投票した 代議員の過半数の替成投票を得なければならな い。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効 な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一副 地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会 の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に 終了するものとし、どの第一副地区ガバナーも自 身の後継者となることはできない。その他の手順 等に関しては、その地区(単一、準及び複合)の 会則及び付則の規定に従って行われるものとす る。各第一副地区ガバナー選挙の結果について は、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国 際協会駐在員が国際本部に報告する。
 - 第一副地区ガバナー候補者は,
 - (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディン グの正ライオンズクラブにおけるグッドスタン ディングの正会員であり,
 - (2) 所属クラブの推薦, あるいは所属単一又は準 地区内過半数のクラブの推薦を受け,
 - (3) 現在, 所属地区の第二副地区ガバナーを務め

ている者でなければならない。

- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているものとする。
- (c) 第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナー選挙 は、投票用紙を使って無記名投票で行われなけれ ばならず、第二副地区ガパナー候補者がその選挙 で当選したと宣言されるには、出席して投票した 代議員の過半数の賛成投票を得なければならな い。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効 な投票合計数の半分以上の数を意味する。第二副 地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会 の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に 終了するものとし、どの第二副地区ガバナーも自 身の後継者となることはできない。その他の手順 等に関しては、その地区(単一、準及び複合)の 会則及び付則の規定に従って行われるものとす る。各第二副地区ガバナー選挙の結果について は、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国 際協会駐在員が国際本部に報告する。

第二副地区ガバナー候補者は,

(1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタン

ディングの正会員であり,

- (2) 所属クラブの推薦, あるいは所属単一又は準地区内渦半数のクラブの推薦を受け.
- (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間,そして 理事会構成員としてさらに2年以上務め,か
 - (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び(又は)会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることは できない。
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。
- (d) 地区ガバナー/第一又は第二副地区ガバナー空席。本付則又は会則のもとに地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本項(e)に規定される通り、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理として地区ガバナーと同じ任務を果たし、同じ権限を持つ。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一、準、複合)の会則及び付則に従って補充される。
- (e) 地区ガバナー空席補充手順。国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に 先立って、地区ガバナーを任命することができ、

その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱わ れ、通常の監査規定が適用される。この任命を行 うに当たり、また本付則又は会則の下に地区ガバ ナー職の空席を埋めるにあたり、 国際理事会は、 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副 地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディ ング・ライオンズクラブのグッドスタンディング 会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地 区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採 決された推薦に拘束されないが、いかなる推薦も 老慮する。この会議は、国際理事会の通達を受け てから15日以内に開かれる。前地区ガバナー、た だし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の 元地区ガバナーが、同会議出席の案内をその会議 の15日前までに出し、議長として同会議を主宰す る。議長は、会議の結果を7日以内に国際理事会 に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出 席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける 資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナ ーの任命を受ける候補者となる1人のライオンに 1票を投じることができる。

(f) 新地区のガバナー選挙。地区が初めて編成された場合、必要な最低限のグッドスタンディングのクラブ数及び会員数に達した後の最初の地区大会で、地区は地区ガバナーを選出することができる。ただし、本付則で定められる地区ガバナー候補者の資格は、そのような地区が設立されてから

3年以上経つまで適用されず、正地区になる前の 地区のキャビネット構成員を務めたことを、その 資格の一部とみなすことができる。

- 第7項 同数得票。地区ガバナー又は第一及び第二副地区 ガバナーの選挙で同数得票となり、その地区会則及 び付則に他の規定がない場合には、標準地区会則及 び付則の中にある方法で解決する。
- 第8項 地区大会報告。各単一、準、複合の地区大会閉会 後60日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録 を国際本部及び地区ガバナーに1部ずつ提出しなけ ればならない。また、地区内のクラブから文書で要 請があった場合には、そのクラブにこれを交付しな ければならない。会計年度終了後60日以内に、その 時点における地区キャビネット幹事兼会計又は協議 会幹事のいずれか該当者は、終了した会計年度の地 区(単一,準,複合)の分類別収支明細書を、国際 本部, 地区ガバナー, 並びに各地区(単一, 準, 複 合)内のクラブ幹事に1部ずつ送らなければならな 11

第10条 地区役員の任務

第1項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複 合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、 複合地区ガバナー協議会の権限, 指示, 監督に基づ くものとする。

> ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記 を行う。

(a) 本協会の目的を推進する。

- (b) 国際及び複合地区の方針, プログラム, イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び 長期計画を文書として記録し、それを入手できる ようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の 管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には,複合地区の口座,資金,記録 の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計 らう。

第2項 地区役員。次の者が地区役員となる。

(a) 地区ガバナー。本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計(又は幹事兼会計)、その他単一地区又は準地区の会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な任務は次

- (1) 本協会の目的を推進する。
- (2) 地区レベルのグローバル会員増強チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強 際及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働き かける。
- (3) 地区レベルのグローバル指導力育成チームを 監督すると共に、他の地区役員に対し、クラブ 及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に 支援するよう働きかける。
- (4) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。
- (5) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその 他会議に出席した場合には、その議長を務め る。
- (6) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。
- (b) 第一副地区ガバナー。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会員増強チームとの主要連絡役を務め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。
 - (3) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、および

グローバル指導力育成チームと協力し、地区全 体の指導力育成計画を策定及び実施する。

- (4) 地区ガバナー職に空席が生じた場合,その任務と責任を果たすことができるよう,地区ガバナーの任務を心得ておく。
- (5) 地区ガバナーから割当てられる運営任務を果たす。
- (6) 国際理事会の要請および他の指示に従い、そ の他の任務を遂行する。
- (7) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議 において議長を務める。
- (8) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
 - (9) 地区予算作成に協力する。
 - (10) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。
 - (11) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。
- (c) 第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナーは、 地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な 任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導 力育成チームとの主要連絡役を務め、効果的な指 導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に

- (3) 地区ガバナー,第一副地区ガバナー,および グローバル会員増強チームと協力し,地区全体 の会員増強計画を策定及び実施する。
- (4) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。
- (5) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
- (6) すべてのキャビネット会議に積極的に参加 し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在 の際には、すべての会議において議長を務め る。
- (7) 地区予算作成に協力する。
- (8) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的 に関与する。
- (9) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。
- (d) リジョン・チェアパーソン。リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動 並びに地区ガバナーの任命する地区委員長の活 動を監督する。
 - (3) 地区内における新クラブ結成及びクラブ強化を含む会員増強に積極的役割を果たす。

- (4) クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的 役割を果たす。
- (5) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際 理事会が要求するその他任務を遂行する。
- (e) ゾーン・チェアパーソン。地区ガバナー及び (又は) リジョン・チェアパーソンの指導監督の もとに、ゾーンの最高運営責任者となる。具体的 な任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
 - (3) 新クラブ結成を含む会員増強に積極的役割を 果たす。
 - (4) クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的 役割を果たす。
 - (5) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際 理事会が要求するその他任務を遂行する。
- (f) キャビネット幹事及びキャビネット会計(又は 幹事兼会計)。キャビネット幹事、キャビネット 会計、又はキャビネット幹事兼会計は、地区ガバ ナーの監督のもとに役目を果たす。具体的な任務 は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) キャビネット幹事/会計マニュアル及びその 他を通して国際理事会が要求するその他の任務 を遂行する。

(g) 他の地区キャビネット構成員。地区ガバナーの 監督のもとに、国際理事会が要求する任務、並び に会則及び付則並びに国際理事会方針に反しない。国 それぞれの単一、準、複合地区の会則及び付則に 第 定められる任務を果たす。

第11条 メンバー

- 第1項 クラブ結成。一つ又は複数のライオンズクラブが すでに存在する地域を含め、確定されたあらゆる地 理的領域において、地区ガバナーの同意及び(又 は)国際理事会の承認により、クラブを結成するこ とができる。一つ又は複数のクラブが結成される地 域は、上記規定に従って変更されることがある。
- 第2項 クラブ名称。各クラブは、そのクラブが所在する 確定された地理的領域の名称をもって認識される。 そのような地理的領域にクラブが二つ以上ある場合 には、各クラブは区別するための名称をつけ加えた ければならない。
- 第3項 申請手順。いかなるグループ、クラブ、集合も、 国際理事会がその理事会方針書で指定する方法で, ライオンズクラブ認証状を本協会に申請することが できる。
- 第4項 **クラブの**青務。各クラブは、グッドスタンディン グを保つために下記を行う。
 - (a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、 地区(単一、準、複合)会費、並びにクラブ運営 に必要な経費など、最少限の年間会費を会員から 徴収する。

- (b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局 に提出する。
- (c) 会則及び付則,並びに国際理事会の方針に従う。
- (d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争 処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争 の解決に努める。
- 第5項 ステータスクオ/認証状取消し。本協会への義務を怠ったクラブは、国際理事会の判断により、地区ガバナーとの協議の上、ステータスクオ・クラブとされるか、又は認証状が取消されることがある。ステータスクオになったクラブは、同理事会がその処理を最終的に決定するまで、あらゆる権利と特権を喪失する。
- 第6項 クラブ脱退。いかなる正クラブも、本協会から脱退することができる。脱退は国際理事会により承認された際に有効となる。ただし、クラブがすべての負債を支払い、クラブの資金及び財産を適切に処分し、認証状を返却し、本協会の「ライオンズ」名称、紋章、並びに他のマークの使用権をすべて放棄するまで、国際理事会は脱退の承認を保留することがある。
- 第7項 種別。ライオンズクラブの個々の会員は、クラブ 理事会の承認の下に、次の種類に分類される。正会 員、賛助会員、準会員、名誉会員、終身会員、不在 会員、あるいは優待会員である。

それぞれの種別は、国際理事会の方針に従って定

められる権利、特権、義務を有する。いかなる種別 の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い (クラブが会費を払う名誉会員を除く)、地域社会内 でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動 際 をしなければならない。終身会員の場合には、将来 の国際会費の代わりに1回だけ、US\$650を支払わ なければならず、この地位は国際理事会の方針に従 って承認される。元国際会長は全員、会長の任期が 終了した際に、会費支払いも承認も必要とされずに 終身会員の地位に就く。

第8項 二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除い て、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズク ラブの会員になることはできない。

第12条 入会金及び会費

第1項 会員報告。各正クラブは、すべての新会員の氏名 を、国際理事会が定める方法で、その期限内に国際 本部に報告し、国際理事会が定める通りに、各新会 員の入会金を納入しなければならない。

第2項 会費。

(a) 半期分国際会費として米ドルによる21ドル50 セント (US\$21.50) が、6月と12月の会員報告 書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブ の各会員に課され、各クラブは国際理事会が定め るとおりにこれを国際本部に支払うものとする。 ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除 < .

2023年7月1日を発行日として、「21ドル50セント(US\$21.50)」との語句を削除し、「23ドル(US\$23.00)」との語句に差し替える。2024年7月1日を発行日として、「23ドル(US\$23.00)」との語句を削除し、「24ドル(US\$24.00)」との語句に差し替える。2025年7月1日を発行日として、「24ドル(US\$24.00)」との語句を削除し、「25ドル(US\$24.00)」との語句を削除し、「25ドル(US\$25.00)」との語句に差し替える。

- (b) 国際理事会が承認した家族会員プログラムに 対しては、下記の会費が適用される。
 - (1) 家族員1人目の会員は,上記の(a)で規定される金額を半期分国際会費として支払う。
 - (2) 有資格の家族員 2 人目以降の会員 (1世帯 につき,有資格者を4人まで追加可能) は,上 記(b)(1)で規定される家族員 1 人目の会員が支払う合計金額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (c) 国際理事会が承認した学生会員プログラムにおいて、その適用対象となる学生会員は、上記(a)で規定される会費合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (d) ライオンズクラブは、スポンサーしている各レオクラブにつき、国際理事会が定める額による年間納入金を、国際理事会が定める時期に支払わなければならない。

第3項 延滞金利。国際理事会には、理事会が定める滞納 クラブロ座残高に対して、法律で許される最高額を 超えない率で、理事会が随時定める延滞金利を課す 権限が与えられる。

第13条 議事規則と手順

- (a) 会則及び付則、それぞれの地区(単一、準、複合)又はクラブの会則及び付則、会議のために採用された規則、あるいは地元の法令又は一般慣例で定められていない限り、本協会、国際理事会、又はその管轄下の委員会、地区(単一、準、複合)又は組織、あるいはその管轄下の委員会、並びにライオンズクラブ又は組織、あるいはその管轄下の委員会の会合又は決議に関連して生じる進行又は手順の問題はいかなるものも、時折改訂されるロバート議事規則最新版に従って処理する。
- (b) 国際理事会は、会則及び付則の規定、国際理事会方針、あるいは地区(単一、準、複合)レベル 又は国際レベルで起こる問題に関する苦情、紛 争、又は要求の審理手順を、随時制定する権限を 持つ。
- (c) 協会の会員は、苦情、紛争、又は要求の処理を 同手順の規定に沿って追求し、その裁決に従うこ とに同意しなければならない。
- (d) 各地区は、随時改正される会則及び付則並びに 理事会の方針に反しない会則及び付則を採択しな ければならない。そのようなすべての地区会則及 び付則は、ライオンズクラブ国際協会が法人組織

化された州で有効となっている法律に基づく解釈 に従わなければならない。

第14条 改正

- 第1項 改正手順。本付則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の過半数の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。
 - (a) 国際理事会が承認した。又は,
 - (b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に 提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラ ブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及 び(又は)複合地区の大会決議で採用された。
- 第2項 通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。
- 第3項 施行日。会則及び付則は、改正案で後の有効日が 表示されない限り、これが採用された国際大会の閉 会時から有効になる。

別紙A-会員種別 理事会方針書第17章A項3

ライオンズクラブの会員は次のように分類される。

- a. 正会員 クラブ,地区,または国際協会の役職に立 候補する資格(ただし資格要件を満たしている場 合)と,会員の投票を要するあらゆる事項に対する 投票権を持つ会員。義務には,速やかな会費納入, クラブ活動参加,並びに地域社会に対してクラブの 良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類 の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- b. 不在会員 クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6ヵ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。
- c. 名誉会員 そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象とはならない。

- d. 優待会員 15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際協会の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。
- e. 終身会員 20年以上ライオンズ正会員であり、かつ 所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対 する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70 歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。
 - (1) 所属クラブが協会に推薦,
 - (2) 今後の国際会費全額の代わりに US \$ 650もしくは現地通貨による US \$ 650相当額を所属クラブが納入、及び

クラブは,終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。

終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。

f. 準会員 他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象とはならない。

g. 賛助会員 現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議において クラブ事

項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ,地区,又は国際の役員職に就くことも,地区,複合,又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費,国際会費,その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。

編集註:国際協会ウェブサイトに掲載された国際会則及び付則(2021年6月29日改定)を底本として原稿を作成しているが、国際理事会方針書第17章 A項3については、2021年10月31日改訂版の日本語翻訳を採用している。また、2022年6月28日第104回モントリオール国際大会で、過半数得票により国際会費の値上げが可決承認された。3年に亘って合計7ドルの値上げとなる。つまり、現行の国際会費半期分21.5ドル(年43ドル)が、2023年7月1日より半期分23ドル(年46ドル)に、2025年7月1日より半期分25ドル(年50ドル)となる。

種別	会費即時支 払(クラブ, 地区, 国際)	クラ 活参加	良印をえ言	クラブ, 地区の公 国際の立 職への立	投票権	地区又 は国大の へ 議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助 会員	必要	可能 な時	必要	無	クラブ事 項のみ	無
準会員	クラブ会費 のみ支払う	可能な時	必要	無	地第1) 大2 大2 大2 デラブ第1 第2 でラブ)	無
名誉会員	必要なし クラブが地区 の会費を 払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び 地区の会費 を支払い, 際会費は 払わない	可能な時	必要	正会員の 義務と た れば有	正会員の 義務とし たしば有	正のをしれば 会義果てばれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事 項のみ	無
優待 会員	必要	可能 な時	必要	無	有	有

標準版クラブ会則及び付則

2022年6月23日改定

会則及び付則

ライオンズクラブは、この標準版をクラブの会則及び付則として採択するよう、奨励される。クラブがこれを採択したら直ちに、幹事は、この会則及び付則を永久的な記録として保管する。独自の会則及び付則を採択しなかったいかなるクラブの運営に対しても、標準版クラブ会則及び付則並びにその改正が完全に効力を有し、それを統治する。

国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則に は定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定めら れているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び 付則にある規定に準拠しなければならないことを、国際理事会は方針と してここに宣言する。

標準版クラブ会則 目次

弗	1	条		名称	96	
第	2	条		目的	······96	
第	3	条		会員	14.00	
		第	1	項	クラブ会員となる資格96	
		第	2	項	入会招請97	
		第	3	項	会員資格の喪失97	
第	4	条		紋章	, 色, スローガン及びモットー	
		第	1	項	紋章97	
		第	2		名称及び紋章の使用98	
		第	3		色······98	
		第	4	項	スローガン・・・・・・98	
		第		-	モットー98	
第	5	条			性98	
第	6	条		クラ	ブの大きさ99	
第	7	条		役員		
		第	1		役員99	
		第	2	項	解任99	
第	8	条		理事		
		第	1		構成員99	
		第	2		定足数99	
		第	3	項	任務及び権限・・・・・・100	
第	9	条		国際	大会及び地区大会への代議員	
		第	1	項	国際大会に代議員を派遣する権利101	
		第	2	項	地区/複合地区大会に代議員を派遣する権利	
					102	
		第:	3	項	クラブ代議員及び補欠代議員の選出・・・・・102	

第10)条		クラ	ブ支部プログラム
	第	1	項	支部編成102
	第	2	項	親クラブにおける会員籍103
	第	3	項	資金獲得103
	第	4	項	クラブ支部の資金103
	第	5	項	解散103
第11	条		クラ	ブ資金
	第	1	項	事業 (活動) 資金103
	第	2	項	運営資金104
第12	?条		改正	
	第	1	項	改正手順104
	第	2	項	通知104
				標準版クラブ付則 目次
第1	条		会員	
	第	1		会員種別105
	第	2	項	グッドスタンディング108
	第	3	項	二重クラブ会員籍108
	第	4	項	退会108
	第	5	項	再入会109
	第	6	項	転籍109
	第	7	項	不払い109
	第	8	項	出席及び参加110
第2	条		選挙	及び空席補充
	第	1	項	年次選挙110
	第	2	項	理事選出110
	第	3	項	役員になるための資格110

	第4:	項	指名委員会110
	第5	項	指名会110
	第6	項	選挙111
	第7:	項	投票111
	第8	項	必要票数111
	第9:	項	就任できない候補者112
	第10	項	欠員112
	第11:	項	次期役員の交代112
第3	条	役員	の任務
	第1:	項	会長113
	第2:	項	前会長114
	第3:	項	第一副会長114
	第43	項	副会長・・・・・・116
	第5	項	幹事116
	第63	項	会計117
	第7:	項	会員委員長117
	第8.	項	奉仕委員長119
	第92	項	マーケティング委員長120
第4	条	理事	会
	第13	項	プログラム・コーディネーター122
	第23	項	クラブLCIFコーディネーター·····122
	第33	項	安全管理担当役員(任意)122
	第47	項	ライオン・テーマー (任意)123
	第57	項	テール・ツイスター (任意)123
	第63	項 :	理事123
第 5	条	委員	会
	第1]	佰 '	堂設委員会124

		第	2	項	特別委員会126
		第	3	項	会長の職権126
		第	4	項	委員会の報告126
第	6	条		会請	<u>\$</u>
		第	1	項	理事会の定例会議127
		第	2	項	理事会の特別会議127
		第	3	項	クラブ例会/催し127
		第	4	項	クラブ特別会合127
		第	5	項	年次会合128
		第	6	項	代替会議形式128
		第	7	項	周年記念128
		第	8	項	定足数128
		第	9	項	業務処理の方法128
第	7	条		入全	金及び会費
		第	1	項	入会金129
		第	2	項	年間会費129
第	8	条		クラ	うブ支部運営
		第	1	項	クラブ支部役員130
		第	2	項	連絡員130
		第	3	項	投票する権利130
		第	4	項	入会金及び会費130
第	9	条		4 0.	
		第	1	項	会計年度131
		第	2	項	議事規則131
		第	3	項	政党/宗派132
		第	4	項	個人的利益132
		笜	5	項	報酬132

		資金の要請132
第10条	クラ	ブ紛争処理手順132
第11条	改正	:
		改正手順133
		通知133
別紙A	会員	種別表134
別紙B	投票	用紙見本135

標準版クラブ会則

第1条 名 称

第2条 目 的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 世界の人びととの間に相互理解の精神をつちかい 発展させる。
- (b) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (c) 地域社会の生活,文化,福祉および公徳心の向上 に積極的関心を示す。
- (d) 友情, 親善, 相互理解のきずなによって会員間の 融和をはかる。
- (e) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ 会員は討論してはならない。
- (f) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに 社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、 専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはか り、道徳的水準をさらに高める。

第3条 会 員

第1項 クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、 地域社会において声望のある成人は、付則第1条の 規定に従い、本クラブの会員になる資格を持つ。本 会則及び付則に、男性を表す用語が用いられている 場合はすべて、男性と女性の両者を意味するものと 解釈する。

- 第2項 入会招請。本ライオンズクラブへの入会は、招請のみによる。招請推薦は、スポンサーとなるグッドスタンディングの会員が行うものとし、会員委員長またはクラブ幹事に提出しなければならない。会員委員会が検討した上で、会員委員長または幹事はこの推薦書を理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会招請を受けて本クラブの会員となることができる。必要事項と署名がきちんと記入された所定の会員用紙を入会費及び会費と共に幹事が受け取るまでは、会員候補者が国際協会に報告されてはならないし、ライオンズ会員として協会から正式に認められない。
- 第3項 会員資格の喪失。正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。
- 第4条 紋章,色,スローガン及びモットー
 - 第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通



- 第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。
- 第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色 である。
- 第4項 スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。
- **第5項 モットー**。本クラブのモットーは,「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 優越性

地区(単一,準,複合)及び国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針に抵触することなくクラブがこれを改正した場合を除き,クラブは標準版クラブ会則及び付則に準拠するものとする。クラブの会則及び付則と地区(単一,準,複合)会則及び付則の規定の間に抵触または矛盾が存する場合はいかなる場合も当該地区(単一,準,複合)会則及び付則に準拠するものとする。さらに,クラブの

会則及び付則と国際会則及び付則の規定または理事 会方針の間に抵触または矛盾が存する場合は、いか なる場合も国際会則及び付則と理事会方針に準拠す るものとする。

第6条 クラブの大きさ

ライオンズクラブは、クラブ結成認証状を受ける ために必要な最低会員数である20人の会員維持に努 める。

第7条 役 員

- 第1項 役員。会長,前会長,副会長,幹事,会計,奉 仕委員長,マーケティング委員長,会員委員長を, 本クラブの役員とする。
- 第2項 解任。本クラブのいかなる役員も、正当な理由 があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解 任することができる。

第8条 理事会

- 第1項 構成員。理事会の構成員は、クラブ役員、ライオン・テーマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、クラブ LCIF コーディネーター、プログラム・コーディネーター、安全管理担当役員(任意)、指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事及び/又は委員長である。
- 第2項 定足数。理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数の出席をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

- 第3項 任務及び権限。本会則及び付則で他に規定された任務及び権限に加えて、理事会は下記の任務及び権限を持つ。
 - (a) 理事会は本クラブの執行機関であり、各役員を通し、クラブに承認された方針を履行する責任を持つ。本クラブの新しい企画及び方針は、まず理事会が検討し形成した上、クラブ例会又は特別会合で提案され、会員の承認を受けなければならない。
 - (b) すべての支出には、理事会の承認を必要とする。 理事会は、本クラブの現収入を超過する負債を負っ てはならない。また、クラブが承認した企画及び方 針に反する目的のためにクラブ資金の支払を承認し てはならない。
 - (c) 理事会は、本クラブ役員の決断を修正あるいは撤回する権限を持つ。
 - (d) 理事会は、年1回または必要と認めた時は更に頻繁に、本クラブの会計及び運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、又は監査を受けることができる。

本クラブのグッドスタンディングの会員は,要請すれば,妥当な日時に妥当な場所で上記監査又は会計状況を検査することができる。

- (e) 理事会は財務委員会の推薦を受けて,本クラブ資金を預金する銀行を指定する。
- (f) 理事会は、本クラブ役員の任務遂行を保証するための担保を定める。

- (g) 理事会は、事業を行って一般人から資金を集めた場合には、その事業の収益を本クラブの運営のために費やすことを承認したり許可してはならない。
- (h) 理事会は、すべての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、提言を求める。
- (i) 理事会は、一般に認められる会計法に従って、少なくとも二つの別個の資金を設ける。一つの資金は、会費、テール・ツイスターのファイン、その他クラブ内で集めた運営費を記録するためのものである。二つ目は公衆の協力を求めて集めた事業資金又は公共資金を記録するために設けるものである。このような資金の支出は、本条(B)項に厳密に従って行われるものとする。

第9条 国際大会及び地区の大会への代議員

第1項 国際大会に代議員を派遣する権利。国際協会は 大会に参加するライオンズクラブによって統治され るので、協会の諸事項に関して本クラブが発言でき るよう、本クラブは、協会の年次大会に代議員を派 遣するのに必要な経費を支払う権利を持つ。本クラ ブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基 づき、会員数25人ごと並びにその過半の端数につい て、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、国際協会の いかなる大会にも派遣する権利を持つ。ただし本ク ラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1 人、派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数と は、13人以上の会員数である。

- 第2項 地区/複合地区の大会に代議員を派遣する権 利。地区に関する事項は地区(単一、準、複合)大 会に提出され採用されるので、本クラブは、そのよ うな大会に割当てられた数の代議員を全員派遣する と共に、その大会に出席する代議員のために必要な 経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前 月1日現在の国際協会の記録に基づき、少なくとも 1年と1日クラブに在籍している会員数10人ごと並 びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議 員を1人ずつ、その地区(単一、準及び複合)の各 年次大会に派遣する権限を持つ。ただし、本クラブ は、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、 派遣する権利を持つ。資格を証明され出席している 代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、ま た大会に提出された各議題について1票を、いずれ も本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項に ある過半の端数とは、5人以上の会員数である。
- 第3項 クラブ代議員及び補欠代議員の選出。理事会または理事会により委任を受けた委員会は、クラブ会員の承認の下に、地区大会(単一又は準)、複合地区大会、国際大会に派遣する代議員及び補欠代議員を選び、任命する。有資格の代議員はグッドスタンディングのクラブ会員で、この会則及び付則の別紙Aにある会員種別表に示された会員の権利と特権において必要な投票権を有していなければならない。

第10条 クラブ支部プログラム

第1項 支部編成。事情があって正クラブ結成をサポー

トできない場合、その地域にライオニズムを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。 支部は、親クラブの一つの付設組織として会合し、 支部の地域社会において奉仕活動を行うものとする。

- 第2項 親クラブにおける会員籍。支部会員は、親クラブの会員として認められる。会員は、付則第1条に記されている会員種別のうちの一つに分類される。
- 第3項 資金獲得。支部が公衆に協力を求めて集めた活動資金又は公共福祉のための金銭は、そのような目的を記録するために設けられた資金口座に保管されなければならない。別に具体的に指定されない限り、この資金は支部のある地域社会で使用されなければならない。クラブ支部理事会は、手形に連署する権限を、親クラブ会計に与えることができる。
- 第4項 クラブ支部の資金。クラブ支部が解散する場合には、支部に残っている資金はすべて親クラブに戻されるものとする。クラブ支部が新たに正クラブとして変換する場合には、クラブ支部用に残っている資金はすべて、この新クラブ用に振り替えられるものとする。
- 第5項 解散。支部は、親クラブ全会員の過半数による 賛成投票で解散できる。

第11条 クラブ資金

第1項 事業 (活動) 資金。公衆から集めた資金は公衆 のための使用に帰されるべきであり、これは公衆か ら集めた資金を投資した結果得た資金にもあてはま

- る。事業資金から拠出してよい唯一の例外は、資金 獲得活動を行うための直接経費のみである。同資金 への利子として獲得した資金もまた、公衆のための 使用に帰されなければならない。
- 第2項 運営資金。運営資金には、会費、テール・ツイ スターのファイン、その他の寄付などクラブ会員か ら集めた資金が充てられる。

第12条 改 正

- 第1項 改正手順。理事会があらかじめ改正の必要を認めた場合、本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者があれば、投票した会員の3分の2の賛成投票によって、本会則を改正することができる。
- 第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

標準版クラブ付則

第1条 会員

第1項 会員種別。

- (a) 正会員:クラブ,地区,または国際協会の役職に立候補する資格(ただし資格要件を満たしている場合)と,会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には,速やかな会費納入,クラブ活動参加,並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は,クラブ代議員数算出の対象となる。
- (b) 不在会員: クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (c) 名誉会員:そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著し

い貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- (d) 優待会員:15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (e) 終身会員:20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。
 - (1) 所属クラブが協会に推薦,
 - (2) 今後の国際会費全額の代わりに US \$ 650も しくは現地通貨による US \$ 650相当額を所属 クラブが納入、及び

クラブは,終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。

終身会員には,正会員としての義務を遂行する 限りにおいて,正会員に与えられるすべての特権 が与えられる。

終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから 招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラ ブの終身会員となる。

この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(f) 準会員:他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。このクラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となって役員をはできない。の任命を受けることもできない。準会員からでは受けることもできない。ただし、このクラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(g) 賛助会員:現在のところ,クラブの正会員として全面的に活動できないが,クラブとその奉仕活動を支持しており,クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は,クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ 事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に 就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への

就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への 任命を受けることもできない。 賛助会員は、地区 会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わ なければならない。この種類の会員は、クラブ代 議員数算出の対象となる。

- 第2項 グッドスタンディング。幹事から文書による通知を受けてから30日以内に、本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を支払うまで、グッドスタンディングの会員ではなくなる。グッドスタンディングの会員だけが、投票権を行使することができ、役員になることができる。
- 第3項 二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に本クラブ及び他のライオンズクラブの会員になることはできない。
- 第4項 退会。いかなる会員もクラブから退会することができ、退会は、理事会がそれを認めた時に有効となる。ただし、その会員が未納金をすべて支払い、

クラブ資金及び財産をクラブに返却するまで、理事会は退会の承認を保留することができる。本クラブ及び協会の「ライオンズ」という名称、紋章、その他の標識を使用するすべての権利は、会員籍が取り消された時点で消滅する。

- 第5項 再入会。グッドスタンディングで退会した会員 は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前 のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会 則第3条第2項の規定に従った承認が必要となる。
- 第6項 転籍。本クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式又は会員カード提出の間が12 カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。
- 第7項 不払い。幹事は、文書による幹事からの請求を 受けてから60日以内に本クラブに対する負債を支払 わない会員の氏名を、理事会に提出しなければなら

ない。理事会は、その会員を除名するか会員として 維持するか決める。

第8項 出席及び参加。クラブは、その会合及び活動へ の定期参加を奨励する。

第2条 選挙及び空席補充

本クラブの役員は、前会長を除き、選挙で選ばれる。

- 第1項 年次選挙。理事を除くすべての役員及び理事会構成員は、本条7及び8項の規定に従って毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は、選挙後15日以内に速やかに選出された役員を国際協会に報告しなければならない。
- 第2項 理事選出。理事は半数ずつ毎年選出され、任期は、選挙直後の7月1日から2年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期及び1年任期の理事をそれぞれ半数ずつ選出する。
- 第3項 役員になるための資格。グッドスタンディング の正会員以外は誰も、本クラブの役員になることは できない。
- 第4項 指名委員会。会長は指名委員会を任命する。同 委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブに提 出する。指名会の席上でも、次年度のすべての役職 に対する候補者を指名推薦することができる。
- 第5項 指名会。指名会は毎年3月,もしくは理事会の 決定に従い、理事会が定める日時及び場所において 開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メー

ルなどの手段により、または直接渡すことにより各 クラブ会員に少なくともその期日の14日前までに行 われなければならない。

- 第6項 選挙。選挙は4月または理事会により決定された日に、理事会により決定された時間及び場所で開催される。選挙の通知は、郵便、電子メールなどの手段により、または直接届けることにより、各クラブ会員に対し少なくとも選挙の14日前までに行われなければならない。この通知には、さきの指名会で承認された全候補者の氏名を記載すると共に、上記第3項の規定に従い、選挙でこれらの候補者に対して投票が行われることも明記する。選挙において、会員がその席から候補者を指名推薦することはできない。
- 第7項 投票。選挙は出席している有資格者による記入 式の無記名投票により行われなければならない。
- 第8項 必要票数。役員候補者は、当選者となるためには出席している投票権のあるクラブ会員による投票数の過半数を獲得しなければならない。この選挙の目的においては、過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

- 第9項 就任できない候補者。指名会から選挙会の間に、指名された候補者が何らかの理由で役員就任不可能になり、その他に推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出する。
- 第10項 欠員。会長又は副会長が何らかの理由により欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。この昇格規定によっても会長職あるいは副会長職が補充されない場合は、理事会が直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時及び場所を決定し、暦上の14日前までにグッドスタンディングの各会員に会長職を補充する選挙が行われる旨通知する。

その他の役職に欠員が生じた場合は,理事会がその役職に残る任期の後任者を任命することができる。

理事に欠員が生じ、理事会の定足数を満たすことができなくなった場合は、クラブ会員は、あらかじめ通知した上で例会における選挙によって空席を補充する権限を持つ。通知の方法は下記11項に準ずる。通知は残りの役員又は理事がするが、役員が残っていない場合はいずれの会員が行ってもよい。

第11項 次期役員の交代。役員に選出された者が、任期 の始まる前に何らかの理由で就任不可能になった り、あるいは就任を拒否した場合は、会長はその役 職を補充するため、特別指名会及び選挙会を招集す ることができる。暦上の14日前までにその会の目 的, 日時及び場所を記載した通知書を各会員に送付する。選挙は指名締め切り後直ちに行うものとし, 最高得票者を当選者とする。

第3条 役員の任務

第1項 会長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 本クラブの最高執行役員を務める。
- (b) 本クラブの理事会のすべての会合を主宰する。
- (c) クラブ・グローバル・アクション・チームのファシリテーターを務め、以下を確実にする。
 - (1) 適格なライオン・リーダーが選出され、クラブ奉仕委員長、クラブ会員委員長、クラブ副会長(指導力育成委員長を兼任)の役職に就くようにする。
 - (2) 定期的に会議を行い、グローバル・アクション・チームにより企画された取り込みを検討し進める。
 - (3) 地区グローバル・アクション・チーム及び他のクラブ会長と連携し、人道奉仕の拡大、指導力育成、会員増強に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (d) クラブ役員及び委員会委員長と連携し、クラブ 理事会により提示及び承認された会員増強、地域 関与、運営向上、人道的奉仕遂行に向けた計画を 実行する。
- (e) 本クラブの理事会会議及び定例会議並びに臨時 会議を招集する。
- (f) 常設委員会及び特別委員会を任命し,委員長と

協力して各委員会がその役割をきちんと果たし、 報告するようにする。

- (g) 選挙日が決められ、その通知が出され、選挙が 行われることを確認する。
- (h) クラブが現地の法律に従って運営しているよう にする。
- (i) クラブ運営の適切な管理を確実にするべく、すべてのクラブ役員及び会員がクラブ会則及び付則 と国際会則及び付則を遵守するよう計らう。
- (j) 外交的な対応を奨励し、必要であれば、紛争処 理手順を用いて公明正大な方法で対立を解消す る。
- (k) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問 委員会の正規構成員となる。
- (I) 副会長のメンター役を務め、効果的なリーダーシップの継続を確実なものにする。
- 第2項 前会長。他の元会長とともに、クラブ会長及び 副会長のメンター役を務める。また、他のライオン がこの職に任命される場合を除き、前会長はクラブ LCIF コーディネーターを務める。
- 第3項 第一副会長。本役職の責務は次の通りである。
 - (a) 第一副会長の任期中、クラブ活性化のための年次調査を実施するとともにクラブ役員(特にクラブのグローバル・アクション・チームのメンバー)及び他の委員会委員長と連携して、会長としての任期中にクラブ理事会により提示及び承認される会員増強、地域関与、人道奉仕遂行に向けた

計画を策定する。

- (b) クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーとしてクラブ指導力育成委員長を務め、指導力育成委員会の他のメンバーとともに以下を行う。
 - (1) クラブ会員委員長と協力して、新会員に効果的なオリエンテーションが実施されるように図り、地区、複合地区、およびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどのように運営されるかを新会員が理解できるようにする。
 - (2) 現および/または次期クラブ役員が、地区や ライオンズ学習センター(LLC)を通じて提供 される研修を受けるようにする。
 - (3) 研修の必要性,新リーダー候補者名,クラブの会員が出席する指導力育成行事について,地区グローバル指導力育成コーディネーターに伝える。
 - (4) リーダー候補者を特定し、将来のリーダーとしてのその成長を促す。
 - (5) 地区,複合地区,ライオンズクラブ国際協会 が開催する指導力育成研修への参加を会員に奨 励する。
- (c) 会員維持において重要な役割を果たすとともに、クラブ運営の改善に向け会員の満足度を調べ意見等を活用することにより、確実に組織を向上させる。
- (d) 地区の活動やイベントにおけるクラブの役割を

理解する。

- (e) 他のクラブの役員とのネットワークを築き, クラブに応用可能なアイデアを得る。
- (f) 指導力育成,会員増加,人道奉仕の拡大をサポートする地区,複合地区の取り組みについて知識を深める。
- (g) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問 委員会の正規構成員となる。
- (h) 会長が何らかの理由でその任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその職に就き、 会長と同じ権限をもってその任務を果たす。
- (i) 会長から割り当てられた本クラブの各委員会の 活動を監督する。
- 第4項 副会長。会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。
- 第5項 幹事。幹事は、会長及び理事会の指導監督の下に、クラブが所属する地区(単一又は準、及び複合)並びに国際協会と、クラブとの間の連絡係を務める。本役職の責務は次の通りである。
 - (a) 国際理事会が要求する情報を記入した月例報告 及びその他の報告を、国際本部に提出する。
 - (b) 地区ガバナーのキャビネットが要求する報告書 を,同キャビネットに提出する。
 - (c) クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委

員会の正規構成員となる。

- (d) クラブの会合及び理事会々議の議事録,出席 簿,委員会任命,選挙,会員に関する情報,会員 の住所及び電話番号,会員の会費納入,クラブの 収支など、本クラブの一般的な記録を保管する。
- (e) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保 証金又はこれに代わる担保を出す。
- (f) 任期を終えるにあたっては、クラブの一般的記録一式を速やかに後任者に引き渡す。

第6項 会計。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 幹事その他からすべての金銭を受け取り財務委員会が推薦し、理事会が承認した銀行に預金する。
- (b) 幹事と協力して、四半期又は半期ごとに各会員 に会費その他の納入金を請求する手配をし、集め られた支払金を理事会に報告する。
- (c) 理事会の承認によってのみ、支払いを行う。
- (d) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
- (e) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。
- (f) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保 証金又はこれに代わる担保を出す。
- (g) 任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録 一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (h) 財務委員会の委員長を務める。

第7項 会員委員長。本役職の責務は次の通りである。

(a) クラブ会員委員長として、クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務め

る。

- (b) 会員増強の取り組みについて地区グローバル・アクション・チームと協力する。また、地区、リジョン、ゾーンにおける関連会議や行事にも参加する。
- (c) クラブの会員増強目標を達成し会員の体験をより充実したものにするための行動計画実施を支援する会員委員会を築き、その指揮を執る。
- (d) 会員候補者をクラブに招請することによって会員増強に参加するよう、全会員に促す。会員候補者へのフォローアップを遅滞なく行う。
- (e) クラブ理事会と協力し、会員体験を実りあるものにすることの妨げとなっている懸念材料について耳を傾け、対処することで、クラブの雰囲気が協調的になるよう推進する。この方法にはアンケートやその他フィードバックが得られる機会を活用することも含まれる。
- (f) 新会員にとって関心がある活動に, 新会員を参加させる。
- (g) クラブ奉仕委員長及びクラブの他の委員会と協力して、会員増強の機会を推進する。
- (h) 会員の種類,及び用意されているプログラムに ついて理解し、クラブ会員に対し、各種会員関係 プログラムを推進する。
- (i) クラブ第一副会長/クラブ指導力育成委員長の 支援のもと、新会員に効果的なオリエンテーショ ンが実施されるように図り、地区、複合地区、お

よびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどの ように運営されるかを新会員が理解できるように する。

- (j) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地 区ガバナー諮問委員会に出席する。
- 第8項 奉仕委員長。本役職の責務は次の通りである。
 - (a) クラブ奉仕委員長としてクラブのグローバル・ アクション・チームの重要なメンバーを務める。
- (b) 地区グローバル奉仕コーディネーター, クラブ LCIF コーディネーター, 地区の各リーダー, ク ラブの奉仕委員会メンバー, その他と協力して, 奉仕の年間目標と行動計画を策定しその伝達を行 う。目標と行動計画は, 地域社会の現在のニーズ および/または国際協会のグローバル重点分野に 対応するものであること。また, 受益者に対して 直接奉仕することの他に, アドボカシーや資金調 達を含めることができる。
- (c) 奉仕委員会の指揮を執り、クラブの奉仕目標を 達成するために奉仕の活動計画を実行する。
 - (d) 目標設定,実施,事業評価,報告を含め,地域 の若者やレオが奉仕活動のあらゆる側面に関与す る機会を盛り込む。
 - (e) 奉仕活動をライオンズクラブ国際協会に報告する。
 - (f) 他の奉仕クラブの奉仕活動を観察し、奉仕拡大 に向けて地域とパートナーシップを築き、ライオ ンズクラブ国際協会及びライオンズクラブ国際財

団が用意している各種ツールと情報資料を活用することにより、地域社会の現在のニーズ対応に役立つクラブの情報源としての役割を果たす。

- (g) 奉仕事業への参加・関与を呼びかけ、会員の満 足度を高める。
- (h) クラブの会員委員長及び他の委員会と連携し、 奉仕事業実施中、非ライオンズに対して入会の機 会をアピールする。
- (i) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地 区ガバナー諮問委員会に出席する。
- 第9項 マーケティング委員長。本役職の責務は次の通 りである。
 - (a) クラブ会員委員長と協力して、クラブ会員、ソーシャルメディアや報道機関、支持者/協賛者、新会員候補者を含む、ライオンズ内外に向けに考慮された、年間のマーケティング計画を策定及び実施する。
 - (b) グローバル・アクション・チームと直接に協力 して、すべての会員、指導力育成、奉仕プログラ ム、プロジェクト及び催しとの繋がりが保てるよ うにする。
 - (c) グローバル・ブランドガイドラインを理解し、 クラブの催しや奉仕プロジェクトにブランド素材 の適切な使用を支援する。
 - (d) ソーシャルメディアでクラブの活動を宣伝する。ソーシャルメディアの投稿カレンダーを作成して、クラブの奉仕、地域社会の活動、会員活動

をフォローする。

- (e) クラブ会員委員長と緊密に協力し、新会員候補 者に的を絞り入会するよう働きかける。
- (f) クラブ会員のためのクラブマーケティングと広報の話題を発展させる。口コミマーケティングの戦術を使用して、クラブを宣伝し、新会員を勧誘する。
- (g) クラブの指導者と協力して、ライオンズ国際マーケティング・アワードで検討されるためにマーケティング・アワード公式応募フォームを提出する。
- (h) 会員がブランドアンバサダーになるよう動機付ける。地域社会参加の機会に、写真を撮り、ソーシャルメディアでシェアし、ブランドのアパレルを着用してライオンズのメッセージを共有するよう会員に奨励する。
- (i) 奉仕事業,募金活動,寄付,ライオンズクラブ 国際協会主催の各種コンテスト,報道価値のある その他の功績等,クラブの活動について,ニュー スメディア,ソーシャルメディア,その他の効果 的な手段を用いてクラブ内外両方に宣伝する。
- (j) 地区, 複合地区, 国際本部からの情報をクラブ の会員に伝達する上でクラブ会長を補佐する。
- (k) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地 区ガバナー諮問委員会に出席する。
- (1) 地区マーケティング委員長が開催する会議に参加する。

第4条 理事会

クラブ役員のほかに、クラブが必要とみなし選挙 で選ばれるその他の役職に加え、選出された場合に は下記が理事会のメンバーを務めることができる。

- 第1項 プログラム・コーディネーター。クラブ会員の 関心事に基づいて例会のために講演やエンターティ メントを手配することにより、例会の充実化を図る とともに会員にとって重要な話題について常時伝達 する。プログラム・コーディネーターは、会長から スピーカーについて許可を得た上で、例会次第に記 載されるようクラブ幹事に情報を伝え、効果的な告 知を確実にするためにマーケティング委員長に連絡 する。例会に到着したスピーカーを歓迎し、例会で は適切な座席が用意され、スピーカーが歓待される ようにする。
- 第2項 クラブLCIFコーディネーター。LCIFの使命及び実績とライオンズクラブ国際協会におけるその重要性を伝え、クラブ内でLCIF開発戦略を実施するとともに、地区LCIFコーディネーターと連携して地域でLCIFを推進することにより、地区の目標と一貫するようにする。また、クラブ奉仕委員長及びグローバル・アクション・チームとも連携し、クラブの取り組みを支援する。
- 第3項 安全管理担当役員 (任意)。安全対策が整っているようにするため、各アクティビティを検討して潜在する危険を見極めるとともにライオンズクラブ国際協会から入手可能な自己点輪チェックリストの

掲載事項をすべて確認し、十分な監督が確実に行われ適切な保険がかけられているようにする。何らかの事態が生じた場合には、関係のある重要な情報をすべて収集して保険会社に遅滞なく報告する。

- 第4項 ライオン・テーマー (任意)。ライオン・テーマーは旗、バナー、ゴング、木槌を含め財産及び備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者がきちんと着席しているかどうかに注意し、クラブ及び理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと一緒に座り、良く知り合えるよう特別配慮する。
- 第5項 テール・ツイスター (任意)。テール・ツイスター (任意) は適当な余興やゲームを行い、上手に会員からファインを徴収することによって会合の調和、親交、活気を促進する。テール・ツイスター (任意) がファインを課す決断は、いかなる規制も受けない。ただしファインは、本クラブ理事会が定めた金額を超えてはならず、同一会合において同一会員に対し2回を超えてファインを課すことはできない。出席している会員全員が賛成しない限り、テール・ツイスター (任意) にファインを課すことはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。
- 第6項 理事。理事会に提出された事項に対して、追加 的な監視と承認の役割を果たす。この役職の任期は

2年である。

第5条 委員会

- 第1項 常設委員会。クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、理事会メンバーを務める委員長は、選挙で選ばれる必要がある。この他にも、クラブ理事会が決定した委員会を設置することができる。
 - (a) グローバル・アクション・チーム。 クラブ会長 がファシリテーターを務めるこのチームには、ク ラブ第一副会長(指導力育成委員長を兼任),ク ラブ会員委員長、クラブ奉仕委員長が含まれる。 理事会の支援を得て、人道奉仕拡大、会員増加達 成、将来のリーダー育成に向けた組織的な計画を 策定し、実行する。クラブ会員と定期的に会合 1. 計画の准捗状況と、計画を支援する可能性の ある取り組みについて討議する。地区グローバ ル・アクション・チームのメンバーと連携してさ まざまな取り組みや成功事例について学び、活 動、成果、課題をグローバル・アクション・チー ムのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員 会会議や、奉仕、会員増強、または指導力育成の 取り組みを取り上げるその他のゾーン、リジョ ン、地区、あるいは複合地区の会議に出席して意 見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな 知見を得る。
 - (b) 会則及び付則委員会。クラブの会則及び付則を 解釈する。改正手順に従って、改正を進める責任

が課せられることもある。

- (c) 財務委員会。クラブ会計を委員長とし、詳細にわたる予算を編成してクラブ理事会の承認を仰ぎ、資金に関する適切な書類作成と権限の確保、クラブ口座の年次監査の手配、財務に関わるあらゆる情報の後任委員会への引き渡しが確実に行われるようにする。
- (d) 会員委員会。会員委員長を議長とし、新たなマーケットに働きかけ、積極的に会員を勧誘するとともに会員が満足するように計らうことで、会員が増えるようにする。この委員会は、会員候補者の資格要件も検証する。候補者は、クラブ会則第3条第2項にあるように、クラブ理事会により検討される。会員委員会には、前年度の会員委員長、会員副委員長、並びに新会員勧誘及び(又は)会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきである。
- (e) マーケティング委員会。クラブマーケティング 委員長を議長とするマーケティング委員会は、ク ラブのマーケティング計画の策定を支援する。マ ーケティング委員会は理事会の支援を得て、クラ ブ内外に効果的な情報伝達が行われるようにし、 地域社会におけるクラブの活動に対する一般の意 識を高め、認知度向上を図る。
- (f) 奉仕事業。クラブ奉仕委員長が議長を務める。 奉仕の目標と行動計画を策定し、実施可能な事業 を見極め、事業計画立案と実施において指導し、

クラブ会員が有意義な奉仕に参加するよう支援する。グローバル奉仕フレームワークに関わる奉仕事業における効果的なリーダーシップを調整・確保することにより、クラブの各奉仕事業を担当する委員長をサポートする。この委員会は、クラブ理事会の承認のもとに、関連のある LCIF 交付金の申請や、地域におけるパートナーシップの構築に責任を担うこともある。

- (g) 情報技術テクノロジー委員会。必要に応じてオンラインツールやコミュニケーションへのアクセス及び/又は支援を提供することにより、会員に力を貸す。また、クラブのウェブマスターとして支援を提供及び/又はその役割を果たすこともある。
- (h) 指導力育成委員会。第一副会長が委員長を務める。地区、複合地区、ライオンズクラブ国際協会が提供する研修の機会はもとより、クラブの会員に役立つ可能性のあるライオンズ外の研修プログラムについてもクラブ会員に知らせる。
- 第2項 特別委員会。会長は時折、理事会の承認の下に、自分の判断又は理事会の判断で必要とみなされる特別委員会を設置することができる。
- 第3項 会長の職権。会長は、職権上すべての委員会の メンバーとなる。
- 第4項 委員会の報告。必要に応じて、各委員会はその 委員長を通して、口頭又は文書で毎月理事会に報告 することが、奨励されるべきである。

第6条 会議

- 第1項 理事会の定例会議。理事会の定例会議は、理事会が定める日時及び場所で開かれる。(理事会は毎月少なくとも1回会合することが勧告される)
- 第2項 理事会の特別会議。理事会の特別会議は、会長 又は3人以上の理事会構成員の要求があったとき に、会長が定める日時及び場所で開かれる。
- 第3項 クラブ例会/催し。本クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時及び場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会及び/または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。(クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される)
- 第4項 クラブ特別会合。会長は、自分の判断で本クラブの特別会合を招集することができ、理事会の要求があった場合には、要求者が定める日時及び場所で、これを招集しなければならない。会長が理事会の要請による特別会議の招集を怠った場合、過半数の理事会が、理事会により決定された時間と場所において会議を招集する権限を持つ。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前までに、本クラブの各会員に郵便、電子メール等の方法で送られるか、又は直接届

けられなければならない。

- 第5項 年次会合。理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。
- 第6項 代替会議形式。本クラブ及び/又は理事会の定例会議又は特別会議は、会長又は理事会構成員の3 人以上の会員の提議により、電話会議及び/又はウェブ会議の形式により開催することができる。
- 第7項 周年記念。チャーターナイト周年記念会を毎年 開催することができ、その際には、ライオニズムの 目的及び道徳綱領並びに本クラブの歴史が、特に強 調される。
- 第8項 定足数。本クラブのいかなる会合においても、 定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の 出席が必要である。他に特に定められていない限 り、いかなる会合においても、出席した会員の過半 数の決議は、クラブ全体の決議となる。
- 第9項 業務処理の方法。本クラブは郵便又は電子コミュニケーションにより業務処理を行うことができる。ただし、全クラブ会員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は会長またはクラブ理事会のいずれか3人により提議することができる。

第7条 入会金及び会費

クラブの年次会議における会員の承認による

- 第1項 入会金。新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め______円の入会金を納入するものとする。この入会金は、その会員が本クラブ会員として記録され、クラブ幹事がライオンズクラブ国際協会に報告する前に、支払われていなければならない。ただし理事会は、前クラブ退会後12カ月以内に転籍又は再入会を認められた会員の入会金のうち、クラブ入会金の全額又は一部を免除することができる。
- 第2項 年間会費。本クラブの各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区(単一又は準、及び複合)の会費(ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため)が含まれ、理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員	円
不在会員	円
名誉会員	円
優待会員	円
終身会員	円
準 会 員	円
替助会員	円

本クラブ会計は、国際会費及び地区及び複合地区 会費を、それぞれ国際会則及び複合地区会則で定め られる時期に納入しなければならない。

第8条 クラブ支部運営

- 第1項 クラブ支部役員。支部を構成する会員が支部会長、幹事及び会計を選出する。以上の3人と支部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部会長を選出する。また、支部の種々記録、予定されている支部活動、月例財務報告書を提供し、支部と親クラブとの間の率直な話合い及び効果的なコミュニケーションを推進する努力を統制するため、支部会長には、親クラブの例会及び(又は)理事会会議及びアクティビティに出席することが奨励される。支部会員には、親クラブの例会及びアクティビティに出席するよう奨励される。
- 第2項 連絡員。親クラブは、支部の進展状況を見守り 必要な時には支部に助力する者を、親クラブ会員の 中から1人選んで任命する。この役職を務める会員 は、支部の4人目の役員も務める。
- 第3項 投票する権利。支部会員は、支部の活動につき 投票することができると共に、親クラブの例会に出 席している場合には親クラブの投票権のある会員で ある。親クラブの会合に出席している場合にのみ、 支部会員は親クラブの会合の定足数の数に入れられ る。
- 第4項 入会金及び会費。クラブ支部への新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め 一門の入会金を納入するものとする。クラブ支 部は親クラブとは別に入会費を請求することがで

き、支部会員には親クラブの入会費を支払う義務は ない。

支部の各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区(単一又は準、及び複合)の会費(ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため)が含まれ、親クラブ理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員	円
不在会員	円
名誉会員	円
優待会員	円
終身会員	円
準会員	円
替助会員	円

クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、それぞれ国際及び地区(単一又は複合)の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部は、クラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。

第9条 その他

- 第1項 会計年度。本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。
- 第2項 議事規則。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、本クラブ、理事会、あるいは本会則により任命された委員会のすべての議事の進め方

- は、最新版ロバート議事規則による。
- 第3項 政党/宗派。本クラブは公職の候補者を後援又 は推薦してはならない。また、本クラブのいかなる 会合においても政党、宗派に関して討論してはなら ない。
- 第4項 個人的利益。本クラブ役員及び会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。
- 第5項 報酬。幹事を除きいかなる役員も、役員として 行った本クラブへの奉仕に対して、報酬を受けては ならない。幹事に報酬を与える場合には、理事会が 定める。
- 第6項 資金の要請。クラブの会員以外の者が、会合の 席でクラブに資金を求めることはできない。本クラ ブの会合中に通常の経常支出として計上されていな い臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そ のいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切 な委員会あるいは理事会に付する。

第10条 クラブ紛争処理手順

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で生じる紛争もしくは申し立てはすべ

て、国際理事会により定められた紛争処理手順に従って解決されるものとする。

第11条 改正

- 第1項 改正手順。本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者がいれば、出席した会員の多数決で、本付則を変更、改正、又は撤廃することができる。
- 第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

編集註:国際協会ウェブサイトに掲載された標準版クラブ会則及び 付則(2021年6月29日改定)を底本として原稿を作成しているが、 クラブ付則第1条会員については、国際理事会方針書第17章(2021年10月31日改訂版)の日本語翻訳を採用している。

別紙A 会員種別表

種別	会費即時 支払(クラ ブ,地区,国 際)	クブ活参加	良印をえ言	クラブ, 地区際の 国際への 候補	投票権	地区又は 国際の大 会への代 議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事 項のみ	無
準会員	クラブ会 費のみ支 払う	可能な時	必要	無	地区大会 (第1クラ ブ)クラブ 事項(第1 及び第2ク ラブ)	無
名誉会員	必ク国地費 をブ及の支 国地をう	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クザステング クリング クリング クリング 大変 できませる といった といった といった といった といった といった といった といった	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事 項のみ	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

会員種別に関する制限

名誉会員:実際の会員総数の5%を超えてはならない。端数

がある場合には、更にもう一人の名誉会員が認められる。

賛助会員:実際の会員総数の25%を超えてはならない。

投票用紙見本

クラブ会長選出:投票したい候補者の名前の横にチ
ェックマークをつけてください。
□山田一郎
□田中花子

2014-2015議長連絡会議は家族会員の例会出席義務について 検討し、クラブが採択できるように正会員の表を分割し、二 人目以降の家族会員の表を挿入することが提案された。クラ ブ付則を改正する場合は、標準版クラブ付則による。

別紙A 会員種別と義務

_	23421					
	会員和	重別	定期的な 出席 (例会)	会費(国際, 地区, クラブ)の 即時支払	クラブ活 動参加	良好のイ メージを 示す言動
	正会	: 員	要	要	要	要
		の家族 員	要	要	要	要
		以降の 会員	(可能な 時)	国際会費 半額	可能な時	要
	賛助:	会員	(可能な 時)	要	(可能な 時)	要

(以下略)

権利および特権

会員種別	国際協会, 地区, クラブの役職に 立候補	投票権	国際または 地区の大会 で代議員	
正会員	可	П	可	
一人目の家族 会員	<u>ਜ</u>	可	可	
二人目以降の 家族会員	可	可	可	
賛助会員	不可	クラブ事項 のみ可	不可	

(以下略)

出席メーク・アップ規則

- 1. 例会の前後それぞれ13日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
 - a. 他クラブの例会または特別会合への出席
 - b. 所属クラブの理事会の会合への出席
 - c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
 - d. 所属クラブ主催の会合(クラブ・アクティビティ資金 獲得活動を含む)への出席
 - e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
 - f. 国際大会,東洋東南アジア・フォーラム,複合地区,地区 大会またはその他の正式なライオンズの会合への出席
 - g. 上記期間中における国際本部,外国の地区または複合地区(state)事務局訪問(訪問の証明書が用意されている)
- 2. 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出すること によって自動的に出席したものと見なされる。
- 3. 軍務, 証人として裁判所出席, 公務出張, 公職選挙法に よる公職, 条例の要請のため欠席した会員は出席したもの と見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかは クラブの理事会が決定する。
- 4. 職務の関係で相当日数にわたる出張(海外出張を含む) のため、例会に出席不可能であり、クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
- 5. 近親者(配偶者, 2親等内の血族および1親等内の姻族)の喪に服する場合,10日間以内は出席と見なされる。
- 6. 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席し

なければならない場合, クラブ理事会とその会員が適切で あると合意した期間は、出席したものとみなされる。

7. 会員が出席メーク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事にある。

編集註:上記メーク・アップ規則の採択はライオンズクラブ会 員の決議による。

2014年国際協会は例会のあり方を見直し、厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

複合地区会則

第1章 複合地区

第1条 名 称

本組織を, ライオンズクラブ国際協会33 X 複合地区 (以下本会則において複合地区)と称する。

第2条 目 的

複合地区内の各準地区(以下本会則において地区と称する)の運営を円滑ならしめることを目的とする。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で 推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人々の間に相互理解の精神を培い発展させる。
 - (c) よい施政と良い公民の原則を高揚する。
 - (d) 地域社会の生活,文化,福祉および公徳心の向上に 積極的関心を示す。
 - (e) 友情, 親善, 相互理解のきずなによって会員間の融 和をはかる。
 - (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる 場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員 は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人々が個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するよう励まし、また商業、工業、専門職業、公共事業及び個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 構 成

複合地区は、別表1の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

第4条 優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き,複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も,国際会則及び付則に準拠するものとする。

第5条 複合地区ガバナー協議会

- 1. 複合地区にはガバナー協議会を設ける。その構成員 は、議長および複合地区内のすべての地区ガバナーと する。
- 2. ガバナー協議会の役員は,議長,副議長,幹事および会計,並びに協議会が必要と認めたその他の者とする。
- 3. 協議会議長を含む、協議会の各構成員は1票を投じる権利を有する。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。
- 4. 地区ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会 議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に 就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっ ていなければならない。

- 5. すべての新役員は、複合地区大会終了までに、地区 ガバナーエレクトによって選ばれる。
 - 6. 複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者 である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の 権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を 行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針, プログラム, イベントに 関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期 計画を文書として記録し、それを入手できるようにす る。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを 円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを 目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって 始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる 任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理 運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

任期の途中において議長が死亡,辞任,任務遂行が 不可能な障害,またはその他いかなる理由でも,議長 職に空席が生じた場合には、残る任期について、速やかにガバナー協議会を開き、後任議長を国際付則第8条4項の規定に従って選ぶことができる。その空席を埋めるまでは、副議長が議長代理としてその任務を果たし、議長と同じ権限を持つ。副議長が空席となった場合には、ガバナー協議会構成員の中から後任者を選ぶ。

7. ガバナー協議会は、国際協会会則および付則の規定、国際理事会および国際年次大会の方針、本会則および複合地区年次大会の決定に従って、複合地区の運営を管理し、役員を選任し、会議を開き、資金を管理運用し、その他複合地区に関する事項を遂行する。

複合地区役員の任期は地区ガバナーの任期と同じと する。

8. ガバナー協議会の定例会議は年3回とし、その他必要に応じて開くことができる。会議は構成員の過半数をもって定足数とし、決議は出席構成員の過半数をもって決する。

ガバナー協議会構成員以外の複合地区役員は,招集 に応じてガバナー協議会に出席し,意見を述べること ができるが,投票権は持たない。

- 9. ガバナー協議会は必要に応じ、前期のガバナー協議 会議長その他を会議に招集して諮問することができ る。
 - 10. ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議 長解任を目的とした協議会特別会議を招集することが できる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な

理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2 (2/3) の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第6条 複合地区年次大会

1. 複合地区年次大会(以下本会則において複合地区大会と称する)は前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。複合地区大会開催の期日はガバナー協議会および大会ホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは速やかに大会委員長を選任する。

大会委員長はガバナー協議会の指示を受け、大会の 設営その他に当たる。

- 2. 天災地変その他やむを得ない事情のため、正当にして十分な理由があれば、ガバナー協議会は複合地区大会開催の期日、場所および大会ホスト・ライオンズクラブを変えることができる。
- 3. 複合地区大会は、大会に参加した複合地区内の現・ 元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員 方式に従ってクラブ代議員を派遣する。複合地区大会 のいかなる会合においても、登録した代議員の過半数 の出席を定足数とする。
- 4. ガバナー協議会構成員は、複合地区大会の役員となる。複合地区大会議長にはガバナー協議会議長が当たり、複合地区大会幹事にはガバナー協議会副議長または幹事が当たる。
 - 5. 大会の議事の運営は、ガバナー協議会によってあら

かじめ決定される大会議事規則によって行われる。

- 6. 複合地区大会の諸決議は出席し、投票した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる。
- 7. 複合地区大会は国際理事候補者推薦選挙手続規則に 基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第3副 会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会 長候補者の推薦を行う。
- 8. 複合地区大会においては国際協会会則および付則に 反しないかぎり、国際協会への提案事項を含めてあら ゆる事項を決定できる。
- 9. ガバナー協議会構成員の3分の2の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の15日前までに終了していなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、遅くともかかる特別大会開催日の30日前までに複合地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第7条 複合地区委員会

- 1. ガバナー協議会は必要に応じ各種の委員を委嘱する。
- 2. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。

-144 -

- 3. 複合地区内の I T技術促進のため、 I T専門委員を 委嘱する。
- 4. YCE委員およびIT委員は、必要があれば、翌年度の8月31日まで、翌年度のガバナー協議会によって 季嘱され、実務に当たる。

第8条 ライオン誌日本語版

1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際 理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同 して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。

ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括 監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議 長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に 定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理 事長とともにその監督に当たる。

- 2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。
- 3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。
- 4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日

本ライオンズに委託して行う。

5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章 B.2. に定められた補助金と一般社団法人日本ライオ ンズの会費で賄うものとする。

第9条 一般社団法人日本ライオンズ

- 1. ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、適正迅速な情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、日本のライオンズクラブの発展のために一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)を設立した。
- 2. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、ガバナー協議会の同意の下に日本ライオンズの運営に参画する。
- 3. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、就任と 同時に日本ライオンズの正社員として入社申し込みを し、社員総会で入社が承認されて正社員となる。

ガバナー協議会議長並びに地区ガバナー以外で理事・監事に就任するものは,正社員として入社申し込みをし,社員総会で入社が承認されて正社員となる。

各複合地区は日本ライオンズの定款に定める賛助社 員とする。

賛助社員は、賛助会費を支払う。

- 4. 前年度に入社した社員は、前項の正社員入社承認後 速やかに日本ライオンズに退会届を提出し退会する。
- 5. 理事及び監事は、社員総会の決議によって正社員の うちから選任する。
- 6. 日本ライオンズの監事を選出していない複合地区か

- ら、監査委員を各1名選出する。監査委員は、監事と ともに日本ライオンズの会計監査を行い複合地区年次 大会でその結果を報告する。
- 7. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営 0 を行うため、複合地区ガバナー協議会議長連絡会議に 替え日本ライオンズに全複合地区ガバナー協議会議長 を含む構成員による執行理事会を置き協議する。 (330複合地区)
- ◎ 7. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営 を行うため、日本ライオンズに全複合地区ガバナー協 議会議長を含む構成員による執行理事会を置き協議す 🛍 る。(331~337複合地区)
- 8. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を 0 行うため、複合地区各種委員長連絡会議に替え、各種 委員会を置き協議する。(330複合地区)
- 0 8. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を 行うため、日本ライオンズに全複合地区各種委員長を 含む構成員による各種委員会を置き協議する。 (331~337複合地区)
 - 9. 日本ライオンズの各種委員会決定事項は、日本ライ オンズ執行理事会並びに理事会で承認されたのちそれ ぞれの複合地区ガバナー協議会の同意を得て有効とな る。
 - 10. ガバナー協議会議長が、国際会則及び付則並びに国 際理事会方針書の規定に違反する行為をしたとみなさ れる場合には、日本ライオンズの執行理事会、理事会 並びに各種委員会等への出席を控えなければならな

い。

11. いくつかの複合地区に共通する事項につき、関係する複合地区の代表者が日本ライオンズの執行理事会又は委員会とは別に協議することを妨げない。

第10条 ガバナー協議会事務局

ガバナー協議会は、複合地区の業務を処理するため、ガバナー協議会事務局を設置する。

事務局の運営はガバナー協議会が決定する規則による。

第11条 複合地区会計

- 1. 複合地区の会計年度は7月1日から6月30日までと する。
- 2. ガバナー協議会は複合地区の運営に必要な資金および所有財産の運用管理に当たり、その経過を複合地区大会に報告し、その承認を得る。
- 3. 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担 するため、複合地区大会費及び複合地区運営費とし て、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議 会に納入する。
 - (a) 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。
 - (b) 上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1 ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費 に充当する。

(330 · 331 · 332 · 333 · 335 · 336 · 337複合地区)。

③ 3. 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担 するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する複合地区運営費、複合地

は、複合地で

区大会費, 日本ライオンズ賛助会費からなる額の複合 地区会費をガバナー協議会に納入する。

- (a) 上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。
- (b) 複合地区会費のうち日本ライオンズ賛助会費,会 員1名当たり1ヶ月80円はガバナー協議会が一般社 団法人日本ライオンズに納入する。

(334複合地区)。

4. ガバナー協議会は会員中から委嘱した2名以上の監査委員によって、年2回以上経常会計のほか複合地区大会その他ガバナー協議会が主宰する各種大会、各種事業などの特別会計のすべてにわたって会計監査を受けなければならない。

これら特別会計についても複合地区大会に報告し, その承認を得なければならない。

5. 会計年度終了の際残余財産があるときは、これを次期ガバナー協議会に引き継ぐものとする。

第2章 地区

第12条 目 的

地区は、地区内のライオンズクラブの融和協調を図るとともに、ライオニズムを高揚するためにライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、地区内の各クラブの運営を円滑ならしめることを目的とする。

第13条 構成および組織

1. 地区は、その管轄地域内において結成され国際協会 の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

- 2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。
- 第14条 地区ガバナー, 第1および第2副地区ガバナー 地区ガバナー, 第1および第2副地区ガバナーの候 補者の資格は, それぞれ, 国際協会付則第9条4項, 第9条6項(b)(c)の規定による。

1. 地区ガバナー

本協会の国際役員として、また国際理事会の全般的 監督のもとに、所属地区において国際協会を代表す る。さらに、地区の最高行政役員として、リジョン・ チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネ ット幹事及び会計(または幹事兼会計)、その他単一 地区または複合地区の会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な責任 は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム(GMT)を監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
- (c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム(GLT)を監督すると共に、他の地区役員に対し、クラ

ブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。

- (d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。
- (e) 地区大会,キャビネット会議及び地区のその他会 議に出席した場合には、その議長を務める。
- (f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

2. 第1副地区ガバナー

第1副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務める。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会員増強チーム(GMT)との主要連絡役を務め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。
- (c) 地区ガバナー,第2副地区ガバナー,およびグローバル指導力育成チーム(GLT)と協力し,地区全体の指導力育成計画を策定及び実施する。
- (d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合,その任務と 責任を果たすことができるよう,地区ガバナーの任 務を心得ておく。
- (e) 地区ガバナーから割当てられる行政任務を果た す。
- (f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他 の任務を遂行する。
- (g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地 区ガバナー不在の際には、すべての会議において議

長を務める。

- (h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (i) 地区予算作成に協力する。
- (j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関 与する。
- (k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会 を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関 与する。

3. 第2副地区ガバナー

第2副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督の もとにある。具体的な責任は次の通りである。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力 育成チーム(GLT)との主要連絡役を務め、効果 的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極 的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。
- (c) 地区ガバナー,第1副地区ガバナー,およびグローバル会員増強チーム(GMT)と協力し,地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。
- (d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。
- (e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
- (f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (g) 地区予算作成に協力する。
- (h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関 与する。

(i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会 を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関 与する。

4. 空席の補充

(1)地区ガバナーの空席補充

死亡その他の理由により地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)、(e)および標準版地区付則第2条5項に規定する手順により、有資格者の中から推薦し、国際理事会によって任命される。

(2)副地区ガバナーの空席補充

- (a) 死亡その他の理由により第1または第2副地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により、地区ガバナーは、前地区ガバナー、第1または第2副地区ガバナーと、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。
- (b) 第1および第2副地区ガバナーの空席を満たす ために選ばれる会員は、次の資格を有していなけ ればならない。
 - (イ) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
 - (ロ) 所属クラブの推薦, あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け,

- (ハ) 第1または第2副地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期または 過半の期間,かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として全期また は過半の期間を務めた者でなければならな い。
 - (iii) 上記のいずれの役職も,同時に達成させる ことはできない。
 - (二) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

第15条 地区ガバナー・キャビネット

1. 地区ガバナー・キャビネット(以下本会則において キャビネットと称する)は、第16条に示されるキャビ ネット構成員をもって構成され、キャビネット構成員 は地区役員となる。

なお、本条および第16条、第18条にあるリジョン・チェアパーソンは地区ガバナーが自己の任期中に任命するかどうか定める権限を持ち、任命されなかった場合は空席となる。

- 2. キャビネットは地区運営方針を決定し、その実行に当たる。
- 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会

計, リジョン・チェアパーソン, ゾーン・チェアパー ソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。

- 4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。
- 5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要 に応じて会議に招集し、諮問することができる。

第16条 キャビネット構成員

- 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。
 - (a) 地区ガバナー,前地区ガバナー,第1副地区ガバナー,第2副地区ガバナー,地区名誉顧問会議長,キャビネット幹事,キャビネット会計および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディネーター,リジョン・チェアパーソン,ゾーン・チェアパーソン
 - (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した 者。

地区会則委員長,地区PR委員長,地区会員委員長,地区国際関係委員長,地区YCE委員長,地区ライオンズ情報委員長,地区エクステンション委員長,地区視覚障害者福祉委員長,地区聴覚・言語障害者福祉委員長,地区レオ委員長,地区環境保全委員長,地区LCIF委員長,地区ライオンズクエスト委員長,地区諸導力育成委員長,地区JT委員長,地区文化および地域社会活動委員長,地区会員維持委員長,地区女性および家族会員増強委員長,地区アラート委員長,地区青少年委員長(*)330複合地区の

み「地区ライオネス委員長」が残っている。

- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長(330・331・332・333・334・335・337複合地区)。
- ◎ (c) その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びに キャビネット副幹事・副会計(336複合地区)。
 - 2. 前地区ガバナー, 第1および第2副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される。
 - 3. 前記キャビネット構成員のうち、委員長は他の委員 長を兼任することを妨げない。
 - 4. キャビネット構成員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば、翌年度の8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる。

第17条 地区委員その他

地区委員および第16条1. に規定される以外の者は必要に応じ地区ガバナーによって任命される。その任期は第16条4. に準ずる

第18条 キャビネット構成員の任務

- 1. 前地区ガバナーは地区の調和を図る。
- キャビネット幹事は地区ガバナーの指揮のもとに、 キャビネットの運営事務をつかさどる。
- 3. キャビネット会計は地区ガバナーの指揮のもとに、 キャビネットの出納をつかさどる。
- 4. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐 し、地区ガバナーの指揮のもとに、責任者としてリジ

- ョンの運営に当たる。
 - 5. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの指揮のもとに、責任者として ゾーンの運営に当たる。
 - 6. 地区会則委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員に対して諸会則、諸規則の周知を図り、また、会則に関する諮問事項に答えるとともに、必要な場合には意見の具由を行う。
 - 7. 地区 P R 委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区 内クラブ間の P R および公衆に対する P R 活動を担当 する。
 - 8. 地区 I T委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区 内クラブ間のインターネットへの理解と普及活動を推 進する。
 - 9. 地区会員委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、地 区内全会員を活動的なしかも熱心な会員に養成するこ とおよび各ライオンズクラブに対し、奉仕的精神に富 んだ人を積極的に新会員に選択するようその推進に当 たる。
 - 10. 地区国際関係委員長は地区ガバナーの指揮のもと に、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。
 - 11. 地区YCE委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、 青少年の交換指導を担当する。
- 12. 地区ライオンズ情報委員長は地区ガバナーの指揮の もとに、会員にライオンズクラブの歴史、組織、規 約、行事計画などライオンズ全般にわたる情報を提供 する。

- 13. 地区エクステンション委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、エクステンションに関する活動を行い、新ライオンズクラブの健全な育成を図る。
- 14. 地区視覚障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮の もとに、視覚障害者のための諸活動を遂行する。
- 15. 地区聴覚・言語障害者福祉委員長は地区ガバナーの 指揮のもとに、聴覚障害者および言語障害者のための 諸活動を遂行する。
- 16. 地区レオ委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、レ オクラブ結成および活動の推進指導に当たる。
- 17. 地区環境保全委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、環境保全のための諸活動の推進指導に当たる。
- 18. 地区LCIF委員長は地区ガバナーの指揮のもと に、ライオンズクラブ国際財団の諸活動に協力する。
- 19. 地区アラート委員長は地区ガバナーの指揮のもと に、アラート活動の推進・指導に当たる。
- 20. 地区大会参加委員長は地区ガバナーの指揮のもと に、各種大会に関する会員の認識を深め参加を奨励す る。
 - 21. 地区指導力育成委員長は地区ガバナーの指揮のもと に、指導力育成のための諸活動を推進する。
 - 22. 地区ライオンズクエスト委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する青少年のための教育プログラムを企画・推進するとともに、青少年の健全な成長を図る。
 - 23. 地区献血委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、献

複合地区会部

血に関する諸活動の推進指導に当たる。

◎ 24. キャビネット副幹事,副会計は,地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネット幹事、キャビネット会計を補佐する(336複合地区)。

第19条 地区年次大会

1. 地区年次大会(以下本会則において地区大会と称する)は、前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。

地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他に当たる。

- 2. 天災地変その他やむを得ない事情のため、正当にして十分な理由があれば、キャビネットは地区大会開催の期日、場所および大会ホスト・ライオンズクラブを変えることができる。
- 3. 地区大会は、大会に参加した地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員方式に従ってクラブ代議員を派遣する。地区大会のいかなる会合においても、登録した代議員の過半数の出席を定足数とする。
- 4. 地区ガバナーは議長として地区大会を主宰し、キャビネット幹事は地区大会の幹事となる。
- 5. 地区大会の議事の運営は、キャビネットによってあらかじめ決定される地区大会議事規則によって行われ

る。

- 6. 地区大会の諸決議は出席し、投票した地区ガバナー その他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガ バナーおよび代議員の過半数をもって決する。代議員 が参加できないときは補欠がこれに代わる。
- 7. 地区大会は次期の地区ガバナー,第1および第2副 地区ガバナーを選出する。
- 8. 地区大会は国際理事候補者推薦選挙手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。
- 9. 地区大会は国際協会会則および付則に反しないかぎり、あらゆる事項につき決議を行うことができる。ただし、国際協会への提案については、さらに複合地区大会を経なければならない。
- 10. 地区キャビネット構成員の3分の2の賛成投票により、地区を構成するクラブの特別大会を、地区キャビネットが決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の30日前までに終了していなければならず、そのような特別大会は地区ガバナー、第1副地区ガバナー、あるいは第2副地区ガバナーの選挙を行うために開かれてはならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、地区キャビネット幹事によって、遅くともかかる特別大会開催日の30日前までに地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第20条 地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。地区名誉 顧問会は、主として前・元地区ガバナーの中から地区 ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成され、地区 の調和を図る。地区名誉顧問会議長には原則として前 地区ガバナーを任命するものとする。

第21条 地区ガバナー諮問委員会

- 1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。
- 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。

第22条 キャビネット事務局

地区ガバナーはキャビネットの業務を処理するため、キャビネット事務局を置くことができる。事務局 の運営はキャビネットが決定する規則による。

第23条 地区会計

- 1. 地区の会計年度は7月1日から6月30日までとする。
- 2. 地区ガバナーは地区の運営に必要な資金および所有 財産の運用管理に当たり、その経過を地区大会に報告 し、その承認を得る。
 - 3. 地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担する ため、地区大会で決定する額の会費を地区ガバナーに 納入する(6カ月分前納)。
- 4. 地区ガバナーは会員の中から委嘱した2名以上の監査委員によって、年2回以上経常会計のほか地区大会その他各種事業などの特別会計のすべてにわたって会計監査を受けなければならない。

これら特別会計についても地区大会に報告し、その 承認を得なければならない。

5. 会計年度終了の際残余財産があるときは、これを次期ガバナーに引き継ぐものとする。

第3章 改正その他

第24条 改 正

本会則の改正には複合地区大会に出席し、投票した 代議員の3分の2以上の賛成投票を要する。

第25条 規則の制定および改廃

本会則の施行のために必要な規則については、複合 地区に関するものはガバナー協議会で、各地区に関す るものはキャビネットでこれを制定または改廃するこ とができる。

第26条 名称、紋章、その他の標識

地区、クラブあるいはクラブ会員は、資金獲得のために国際本部クラブ用品部の文書による事前の認可なしに、ライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを製造または販売してはならない。さらに、地区、クラブあるいはクラブ会員は、クラブ用品部の認可を得ていない者からライオンズクラブ国際協会の紋章および名称の付いたものを購入してはならない。その認可はクラブ用品部の日本における代理人を通して、クラブ用品部の定める規定に従って得ることができる。

第27条 文書配布の規制

クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む)。

第28条 施行期日

本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から 効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定 については、これを採択する330—337の各複合地区大

会がすべて終了した時から効力を発する。

別表 1		
		-1
330複合地区		STESS (MI
	330—B地区	11/2// 17
		(伊豆大島を含む)
	330—C地区	埼玉県
331複合地区	331—A地区	北海道一道央地区
	331-B地区	北海道一道北・道東地区
	331-C地区	北海道一道南地区
332複合地区	332-A地区	青森県
	332-B地区	岩手県
	332 C地区	宮城県
	332-D地区	福島県
	332—E地区	山形県
	332-F地区	秋田県
333複合地区	333—A地区	新潟県
	333—B地区	栃木県
	333—C地区	千葉県 (神津島を含む)
	333—D地区	群馬県
	333—E地区	茨城県
334複合地区	334—A地区	愛知県
	334—B地区	岐阜, 三重の各県
	334—C地区	静岡県
	334—D地区	富山,石川,福井の各県
	334—E地区	長野県

335複合地区 335-A地区 兵庫県-東

335—B地区 大阪府,和歌山県

335—C地区 京都府,滋賀,奈良の各県

335—D地区 兵庫県—西

336複合地区 336—A地区 愛媛, 香川, 高知, 徳島の各県

336—B地区 岡山, 鳥取の各県

336-C地区 広島県

336-D地区 山口,島根の各県

337複合地区 337—A地区 福岡県 (対馬, 壱岐を含む)

337—B地区 大分, 宮崎の各県

337--- C地区 長崎, 佐賀の各県

337-D地区 鹿児島,沖縄の各県

337—E地区 熊本県



国際理事候補者推薦選挙手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

第1条 資格

国際理事立候補者(以下立候補者という)の資格は国際 会則および付則の定めるところによる。

第2条 意思表示

立候補者の国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブを経由して、地区ガバナーに宛てた所定の文書をもって行う。

第3条 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次 大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提 案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書な ど必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により 新たな立候補予定者が必要になった場合には、当年度の準 地区年次大会議案として提案ができる期日までに、本人の 立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに 提出する。

第4条 準地区年次大会での推薦

地区ガバナーは立候補を届け出た国際理事立候補予定者 の資格が適格であることを確かめ、準地区の年次大会で国 際理事立候補予定者としての推薦を諮る。

準地区の推薦が得られた後,地区ガバナーは推薦書を複合地区ガバナー協議会議長に提出しなければならない。

第5条 複合地区年次大会での推薦

地区ガバナーより推薦書を受けた複合地区ガバナー協議 会議長は、複合地区年次大会で国際理事立候補予定者の推 薦を諮る。

第6条 周 知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれの 年次大会において立候補者の立候補推薦を諮るにあたり、 立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な情報を大会議案 書に掲載するなど適当な方法を用いて、事前に会員への周 知を図らなければならない。

第7条 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の立候 補推薦は、無記名投票によるものとし、それぞれの大会に 出席した代議員による有効票数の過半数の得票をもって推 薦とする。ただし、複数の立候補者の中から推薦を行う場 合、いずれの立候補者も得票が有効投票数の過半数に満た なかった場合は、同日、上位2名で再度投票を行い、有効 投票数の過半数得票者を被推薦者とする。

第8条 国際本部への届出

準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦がなされた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びに複合地区ガバナー協議会議長および同協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の60日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、第16条記載の投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

第9条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズ という)に対し、推薦を求めることができる。

第2章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会

第10条 名 称

本組織の名称を国際理事候補者推薦選挙管理委員会(以 下選挙管理委員会という)とする。

第11条 目 的

選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数(以下割当枠という)を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。

第12条 推薦決定の効力

前条の選挙による推薦決定は、国際大会の選挙に何らの 拘束力を持つものではなく、候補者の国際理事立候補届が 国際本部で受理され候補者として登録された時点で、当然 として日本でも候補者となる。

第13条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された委員長1名と、330~337複合地区ガバナー協議会によって任命された各1名の委員、計9名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。

第14条 推薦要望書の提出

- (1) 第1章第9条による日本ライオンズの推薦を希望する 候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7 月31日までに、推薦要望書を複合地区ガバナー協議会議 長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (2) 推薦要望書には、次の書類を添付するものとする。
 - (a) 候補者の氏名,履歴,所信を記載した書面
 - (b) 所属する準地区および複合地区年次大会での推薦 決議が記載された議事録の写し。
 - (c) クラブ会長, 地区ガバナー, 複合地区ガバナー協議会議長の推薦書

第15条 選挙管理委員会の開催

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合,選挙管理委員会は 選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日まで に、日本ライオンズ執行理事会の決める日時・場所で会 合を開き、委員長を互選し、投票要領等を決定する。
- (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めた時、または委員の過半数が要請したときに開催することができる。

第16条 投票人

投票人は、330~337複合地区に所属する会員のうち以下 の通りとする。

現・元国際会長

現・元国際理事

現・元国際理事会アポインティ

現・元 LCIF 理事

現一般社団法人日本ライオンズ理事会構成員

現地区ガバナー

第1副地区ガバナー

第2副地区ガバナー

選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票 人になることはできない。

第17条 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、すべて郵送によって行う。投票人は選挙管理委員会所定の投票用紙を用い 所定の封筒に封入し、選挙管理委員会に郵送する。
- (3) 投票期間は,10月1日から10月10日までとする。投票期間内の投票かどうかの判定は,郵便消印の日付をもって判定する。
 - (4) 開票は郵便配達遅れの恐れも考慮し、10月15日に行う。但し、当日が土・日・祝祭日の場合は、その後の最初の平日に行う。
 - (5) 開票作業は選挙管理委員会が行い、最高得票者をもって、日本ライオンズの推薦候補者とする。但し、日本に2名の割当枠がある年度は、上位2名を日本ライオンズの推薦候補者とする。
 - (6) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で 提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とす る。
 - (7) 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、日本ライオンズは選挙管理委員会に付託する選挙を省略し

て、その候補者を、日本ライオンズの推薦候補者とする。

第18条 被選挙人の義務

候補者およびその支援者は、投票人が投票判断を行うのに十分な、被選挙人の経歴、抱負、活動方針等の有用な情報を、投票人およびその他の会員に提供するよう努力する。但し、その活動は、投票期間が始まる前日までとする。

第19条 諸費用の負担

- (1) 選挙管理委員会出席のための委員会構成員の旅費は、プール制によって各複合地区が均等に負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費,事務費などは日本ライオンズの経費をもって充当する。
- (3) 選挙管理委員会が行う選挙に係る直接費用は、候補者を推薦した複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

- 第20条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
- 第21条 本規則は330~337すべての複合地区年次大会の決議 を得た後実施する。
- 第22条 本規則は、2021年以降の候補者を推薦するために、 2020年7月1日から実施する。

オセアルのガイドライン

2017.2.9

オセアル会則地域(会則地域5)からの国際理事および国際副会長候補者の承認および候補者となるための資格基準に関するガイドライン

このガイドラインは準地区、単一地区または複合地区が国際 理事または国際副会長候補者をエンドース(推薦承認)する にあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補す るにあたり、その資格基準としての指針を示すものである。 このガイドラインは、これらの役職が果たすべき役割や責任 をもとにして定めたものであり、また、各代議員が候補者を 検討するに際してその判断のためのチェックリストとして機 能するものである。

このガイドラインは、オセアル・スタンディング委員会が2016年11月第55回オセアルフォーラムにおける決議に従い、国際役員候補者の資格をレビューするに際してもそのチェックリストとして使用される。

国際理事及び国際副会長候補者の資格要件

- a) 複合地区による承認を求める以前に、少なくとも2回の エリアフォーラムと2回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。
- b) 地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物にいつもお世話になっています。以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は、候補者となる人物を推薦

承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。

- 1) 地区・複合地区の活動への参加 候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加して きた経歴がある。
- 2) ライオニズムにおける経験

候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて、必要なライオンズに関する知識と経験を有する。

 うイオンズにおける成果実績(国際会長アワード, PMJF等)

候補者は国際会長アワード,リーダーシップメダルそして(または)累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。

4) ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメ ージ

候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミュニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。

5) 会員増強への貢献

候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として 最低でも5名の会員をスポンサーしている。

6) リーダーシップの資質

候補者はリーダーとしてよいマナーを身に着け、人の 話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりをもち、国際 協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能 力がある。

- 7) 効果的なプレゼンテーションの能力
- 8) 国際的視野

候補者は、世界のライオンズとして、自らの地区、複合地区、会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と 識見を有する。

9) 活動に必要な時間

候補者はライオンズの行事や仕事に必要とされる際に 出席し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作 ることが可能である。

c) 基本的な I T処理能力

国際第3副会長立候補者推薦手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

1. 資格

国際第3副会長立候補者の資格は国際会則および付則の 定めるところによる。

2. 意思表示

国際第3副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書を もって行われるものとする。

3. 届出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次 大会が開催される前年度の1月31日までに、本人の立候補 届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを 確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、 推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

5. ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は,これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

6. 周 知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準 地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、 履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど 適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

7. 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。

ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位2名で再度投票を行う。

複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

8. 国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の90日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

9. 国際第3副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第3副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章 国際第3副会長候補者選挙管理委員会

1. 名称

本組織の名称を国際第3副会長候補者選挙管理委員会

(以下選挙管理委員会という)とする。

2. 目的

国際大会の選挙において330~337複合地区からの国際第3副会長が円滑に選出されるために、1名の候補者を選出することを目的とする。

3. 構成

選挙管理委員会は330~337複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ1名の委員をもって構成する。ただし、国際第3副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

- (1) 第1章9項による本選挙管理委員会の推薦を希望する 候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7 月31日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で 選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (2) 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。
 - (a) 候補者の氏名,履歴,所信
 - (b) 所属する地区および複合地区年次大会の決議
 - (c) クラブ会長, 地区ガバナー, ガバナー協議会議長 の推薦書

5. 選挙管理委員会

- (1) 推薦を希望する候補者がある場合,選挙管理委員会は 選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日まで に,ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で 会合を開き,委員長を互選し、投票要領を決定する。
- (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき

または委員の過半数が要請したときに開催することができる。

(3) 当委員会は、国際第3副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ50名、並びに前年度末の複合地区会員数300名ごと、およびその端数151名以上について1名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦

- (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9月30日までに文書による推薦投票を求めなければならない。
- (2) 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半 数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とす る。
- (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。
- (4) 推薦を希望する候補者が1名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。

8. 諸経費

- (1) 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。
- (2) 選挙管理委員会の会場費,事務費などは一般社団法人

日本ライオンズの経費をもって充当する。

(3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

- 1. 本規則の改正, 廃棄には複合地区年次大会に出席し, 投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
- 2. 本規則は330~337すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
- 3. 本規則は、2003年以降の国際第2副会長候補者を推薦するために2002年7月1日から実施する。

編集註:国際会則の改正により、2016年から国際第3副会長職が復活したので、国際第2副会長立候補者推薦手続規則は国際第3副会長立候補者推薦手続規則と読み替える。第1及び第2章の文中の「第2副会長」はすべて「第3副会長」に変更するが、第3章については、各複合地区大会で改正された後に変更する。

33 X 複合地区緊急援助資金規定

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、 〇年〇月〇日現在〇〇円をもって「緊急援助資金」(以下 資金という)を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後,複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し剰余金(全日本レベルの場合は剰余金の配分金)が生じた場合は,ガバナー協議会の決議を経て、これを資金に繰り入れることができる。
- (3)「緊急援助資金」が著しく少額になった場合〔1994年5月336複合地区大会改正(最低額を1,000万円として、最低額に不足が出た場合)〕は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害のうちから、緊急援助資金委員会(以下委員会という)の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は, ガバナー協議会構成員をもって構成する。 委員長にはガバナー協議会議長が当たる。

5. 運 用

- (1) 援助の発案は地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当たっては、全委員の3分の2以上の賛成を要

する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、 事後、文書でそれを確認することができる。

- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区 ガバナーは、速やかにその使途を報告する。

6. 監查

委員会は、複合地区会則第11条4項に準じてこの資金の 監査を受け、期末における残額は次期委員会に引き継ぐも のとする。

7. 施行および改廃

この規定は、1979年○月○日から施行し、以後、複合地 区年次大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上の賛 成投票によって改廃することができる。

(注)第1項中の年月日と金額および第7項中の月日は、複合地区ごとにそれぞれ定められている。

会則及び付則 〇〇レオクラブ

標準版レオクラブ会則

第1条 名 称

本クラブの名称を、○○レオクラブとする。

第2条 目 的

地域社会の青少年に、指導力(Leadership)、経験(Experience)、並びに機会(Opportunity)を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間で、友情、親善、相互理解の精神を育成する。

第3条 スポンサー

- A. 本クラブは、○○ライオンズクラブによってスポンサーされるが、本クラブは、そのライオンズクラブの一部ではない。本クラブ及び会員は、前記ライオンズクラブあるいはライオンズクラブ会員が持つ権利及び特権は持たない。
- B. 本クラブの運営には、○○ライオンズクラブの指導 と監督を受ける。この指導監督は、下記のうち一つの 方法で行われるものとし、その選択は、スポンサー・ ライオンズクラブとレオクラブが共同で決める。
 - 1. レオクラブの例会又は理事会々議には毎回,スポンサー・ライオンズクラブの会員が少なくとも1人出席する。又は,

- 2. 両クラブからそれぞれ3人の代表者が月例合同会議に出席し、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。又は、
- 3. レオクラブの役員が、会議の後15日以内に、会議に関する報告書又は議事録をスポンサー・ライオンズクラブ幹事又は他の指定クラブ代表者に提出し、承認を受ける。スポンサー・クラブはその後、3人のレオクラブ代表者及び3人のスポンサー・クラブ代表者を集めて会議を開き、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する特権を持つ。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。
- C. 本クラブの運営に学校当局の協力が何らかの形で必要な場合には、レオクラブ及びその会員は、学校の方針及び規則に従わなければならない。

第4条 奉仕活動

- A. 本クラブは、会則第3条に従って、会員の労力に よる奉仕活動を企画し、これを地域社会で実施する。 その奉仕活動の全責任は、他のレオクラブ又は他の組 織団体と共同で行われた場合を除き、本クラブにあ る。
- B. 奉仕活動には、クラブが集めた資金が充てられる。 ただし、何か価値ある形で返礼するのでない限り、個人、企業、組織団体から資金を募ってはならない。

C. 本クラブは、

- 1. 必要以上に○○ライオンズクラブ又は会員に経済 的援助を要請したり、受け取ってはならない。
- 2. スポンサー・クラブ以外のライオンズクラブに経済的援助を要請してはならない。
- 3. 他のレオクラブに経済的援助を要請してはならない。
- D. 公衆を対象に事業を行って得た純益はいかなるものも、本レオクラブ又は会員が直接あるいは間接的に利を得るようなことに使用してはならない。

第5条 会 員

- A. 良い性格を持ち、スポンサー・ライオンズクラブ のレオクラブ委員会が適切と認めた青少年男女が、レ オクラブに入会できる。標準版レオクラブ会則及び付 則に男性を表す用語が使われている場合にはいつで も、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。
- B. 分類:レオクラブの会員は、次のように分類される。
 - 1. 正会員:レオクラブの会員であることから得られるすべての権利及び特権を持つとともに、会員であることに伴うすべての義務を負う会員。かかる権利及び義務を制限することなくこの権利には、他に規定される資格を有することを条件に、レオクラブの役員及びクラブが所属するレオ地区又は複合地区の役員に立候補する権利、並びに会員の投票を必要とする諸事項に対して投票する権利が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、レオクラブの

活動参加,並びに地域社会に対してレオクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。

- 2. 不在会員: 本レオクラブの所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくレオクラブの会合に出席することが不可能な会員で、レオクラブにとどまることを希望し、これをレオクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は、6カ月ごとにレオクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就く資格もレオ地区会議又は複合地区会議で投票する資格も持たないが、レオクラブが課す会費は納入しなければならない。
- 3. アルファ会員:12歳から18歳までのレオクラブ会 員。
- 4. オメガ会員:18歳から30歳までのレオクラブ会員。
- C. 会員資格終了:下記の場合,自動的にレオクラブの 会員としての資格を失う。
 - 1. 最高年齢制限を1年超えた場合。
 - 2. 会則第15条に基づいて本レオクラブが解散した場合。
 - 3. グッドスタンディング会員の3分の2の票決があった場合。
- D. 転籍会員:本レオクラブは、下記を条件として、他 のレオクラブを退会したか退会予定のレオが転籍会員 として入会することを認めることができる。
 - 1. 前所属レオクラブ退会後6カ月以内に、転籍申し

込みの通知が、前レオクラブのスポンサー・ライオンズクラブから入会予定先レオクラブに提出され、そのスポンサー・ライオンズクラブ幹事に写しが送られた場合。

- 2. 退会時にグッドスタンディングであった場合。
- 3. 転籍を希望する会員の年齢が、入会先レオクラブ の規定年齢範囲内である場合。

前クラブを退会してから6カ月以上経過した後に 転籍手続きをした場合には、第5条A項の規定に基 づいて入会する。

E. 各レオクラブは、アルファ・レオクラブかオメガ・レオクラブのいずれであるかを国際本部に報告しなければならない。

第6条 例会・会議

- A. クラブの会合:
 - 1. 本レオクラブの例会は、少なくとも毎月2回、できれば毎週、付則で定められた日時に、定められた場所で開かれる。
 - 2. クラブ会長は、随時、あるいはグッドスタンディングの会員10人以上による文書での要請があった場合、クラブの臨時会合を招集することができる。招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、グッドスタンディングの会員全員に対して通知し、かかる会員に都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点

で、通知されたとみなされる。

3. 定足数:本クラブのいかなる定例会合又は特別会合においても、定足数を満たすには、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。

B. 理事会会議:

- 1. 理事会定例会議は、付則に定められている日時 に、定められている場所で、少なくとも毎月1回開 かれるものとする。
- 2. クラブ会長は、随時、理事会の特別会議を招集することができる。また理事会のいずれかのメンバーによる文書での要請があった場合には、理事会特別会議を招集しなければならない。理事会の招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、理事会メンバーに対して通知し、かかるメンバーに都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
- 3. 理事会のいかなる定例会議又は特別会議において も、定足数を満たすには、会長又は副会長、並びに その他の理事会メンバー3名の出席が必要である。
- 4. 本レオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、理事会の定例会議又は特別会議に出席できるが、理事会の同意なしには発言できない。

第7条 役 員

A. 本レオクラブの役員は、会長、副会長、幹事、会

計,並びに付則で定められたその他の役員とする。役員は,グッドスタンディングの会員でなければならない。任期は,1年間あるいは有資格の後任者が就任するまでとする。上記役職は兼任することができない。

- B. レオ会長職に空席が生じた場合には任期延長が可能 であるが、3期を超えることはできない。
- C. 本会則に規定されていない限り、役員の職責は、最 新版ロバート議事規則に基づくものとする。

第8条 理事会

第3条に従い、

- A. グッドスタンディングの会員から選ばれた役員全員並びに3人の理事で構成される理事会が、本レオクラブの運営管理に当たる。
- B. クラブ役員を通して理事会が、クラブに承認された 方針履行の責任をもつ。すべての新事項及び方針はま ず理事会が検討して形成し、例会又は臨時会議でクラ ブ会員の承認を受ける。
- C. 理事会は、すべての委員会及び役員を統括し、いかなる役員の決定も無効にすることができる。正当な理由があれば役員を解任し、別のグッドスタンディング会員をその残存期間の後任者として任命することができる。
- D. 理事会は、クラブ運営に関する年次報告書を、クラブ会員及びスポンサー・ライオンズクラブに提出しなければならない。

第9条選挙

役員及び理事の選挙は、○○ライオンズクラブの○

○委員会が定めた時期に、委員会が認める手順に従って行われるものとする。当選には、過半数の投票を必要とする。

第10条 委員会

財務,奉仕活動,その他クラブ運営に必要な常設委員会は,付則によって定められる。会長は,理事会の承認を得て,必要に応じ特別委員会を任命することができる。

第11条 入会金及び会費

- A. 本レオクラブは、○○ライオンズクラブがレオクラブの運営上必要であるとみなした額の会費を徴収する。スポンサー・クラブが国際協会に毎年支払う納入金をこの会費の中に含めて、その額をレオクラブがスポンサー・クラブに支払ってもよい。
- B. 本レオクラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会又は特別会合で投票が行われる際、あるいはグッドスタンディングであるか否かが問題になった場合には、自動的に投票権を失い、支払が完了するまでは、グッドスタンディングとはみなされない。
- 第12条 本クラブ会員は、入会したことにより、本クラブの 会則及び付則に従うことに同意した、とみなされる。

第13条 付 則

理事会は、本レオクラブの運営を能率的にするため に必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員が これを採択する。ただし、付則はすべて本会則に一貫 するものとし、本会則に反する付則及びその改廃は、 すべて無効とする。

第14条 紋 章

A. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。



B. レオクラブの紋章は、レオクラブ会員にのみ使用される。会員は在籍中、威厳があり、レオクラブ会員としてふさわしい方法で、この紋章を着用あるいは表示する資格を有する。会員は、クラブを退会した場合、又はクラブが解散した場合、その資格を失う。

第15条 存続期間

- A. 下記のいずれかが生じた場合, レオクラブは解散 する。
 - 1. 本レオクラブ解散が票決された場合。
 - 2. ライオンズクラブ国際本部が、○○ライオンズクラブから、レオクラブ解散書によるスポンサー取りやめの通知を受領した場合。
- 3. 本レオクラブ会長又は副会長が、本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を国際協会から受領した場合。
- B. A項に基づいてクラブが解散した場合,本レオクラブ及び会員は、個人としても、クラブ全体としても、

「レオ」の名称及び紋章に関するすべての権利と特権 を失う。

第16条 議事進行

本会則で別の規定が設けられていない限り、本クラブ運営に関する議事進行手順は、すべて最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第17条 改 正

本会則は, ライオンズクラブ国際協会理事会の採決 によってのみ改正され, 改正と同時に自動的に効力を 発する。

第18条 本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日まで とする。

標準版レオクラブ付則

第1条 選 举

- A. 本クラブの役員及び理事の選挙は、毎年〇〇月〇 〇日までに行われる。当選者は、選挙後7月1日に就 任する。
- B. 役員候補者の指名は、文書によるか、あるいは議場における口頭のいずれかにより行われる。役員選挙は、候補者が指名された会合の次の例会で行われる。選挙は、無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の票を得た候補者を、当選者とする。

第2条 入会金及び会費

A. 新会員は、〇〇円の入会金を納入する。

- B. 会費は, 年額○○円とする。
- C. いかなる目的のためにも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

第3条 委員会

- A. 理事会の承認を得て会長は、下記の常設委員会を 設置する。
 - 1. **財務委員会。**本委員会は、すべてのクラブ運営費 及び奉仕活動の財源を確保することに責任をもつ。
 - 2. **奉仕活動委員会**。本委員会は、地域社会への奉仕 活動の計画及び実施の責任を持つ。
- B. 正当に成立した例会において、出席会員の過半数の 投票によって承認されるまでは、本クラブの会員のみ で構成されている委員会は、その計画を実行すること はできない。

第4条 改 正

- A. 本付則は、例会あるいは特別会合において、グッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(1)改正案、並びにその投票が行われる会合の日時は、少なくとも14日前に定足数が出席している例会で発表され、さらに、(2)改正が、○○ライオンズクラブによって承認されなければならない。
- B. 本クラブの会則に反する付則の条項は、すべて無効 となる。

(その他, 能率的なクラブ運営に必要な規定)

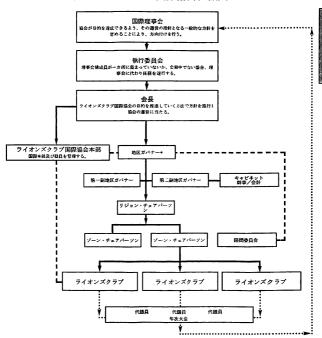


参考資料

ライオンズクラブ国際協会組織図、標準クラブ組織図 ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) 役員および来賓の席順 グローバル・アクション・チーム (GAT) 新ライオンズクラブ結成手順 結成会次第 チャーターナイト次第 チャーターナイト会場 ライオンズクラブの名称変更、合併、解散手順 世界のライオンズ 日本ライオンズ各地区分布図



ライオンズクラブ国際協会組織図

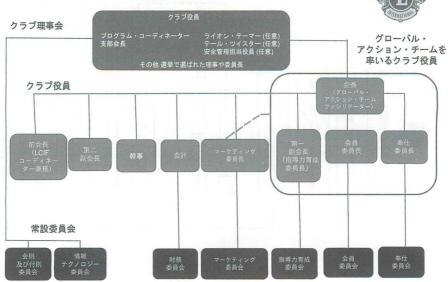


****** 組織統治

方針構築及び施行

--- **運営・管理上の援助**

標準クラブ組織図



DA-MCS JA 4/2022

ライオンズクラブ国際財団 (LCIF)

ライオンズクラブ国際財団(LCIF)は1968年に国際協会によって設立された、米国の内国歳入法典(IRC)第50 1条(c)項(3)項に規定される財団である。寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、営利を目的とせずに組織され、またいかなる利益も、関係者に分配しない。財団はLCIF理事会によって運営されている。LCIF理事会は、直前国際会長がLCIF理事長を務め、現会長及び副会長、八つの会則地域から各1名、会員数の多い国(1番目、2番目)、会員一人あたりの寄付額の多い国(1番目~3番目),前・元LCIF理事長、アポンティ2名で構成される。

LCIFを支援し寄付を行った会員に対して、その支援を正式に認証し謝意を表するため、各種のアワードプログラムが設けられている。特に、1,000ドルを寄付した人を讃えるために、メルビン・ジョーンズ・フェロー(MJF)プログラムが1973年設けられた。1,000ドルを超える寄付をした場合は、プログレス・メルビン・ジョーンズ・フェロー(PMJF)プログラムが加えられ、54のレベルのアワードが用意されている。世界全体のMJF受賞者は約47万人以上、PMIF受賞者は約99万人以上との報告がある。

LCIFは世界保健機関(WHO)をはじめ、多くの団体とのパートナーシップを提携している。予防し可能な失明をなくすため、視力ファーストを世界に広げ、2001年 LCIF はスペシャルオリンピックスと提携し、オープニング・アイズ・プログラムを通じて選手の視力スクリーニング検査を始めている。また、ラテン・アメリカとアフリカの河川失明症(オンコセルカ症)の予防のため、カーター・センターに資

金を供与し、アフリカのトラコーマ撲滅に協力している。

LCIFの使命とは、「ライオンズクラブ、ボランティア、 そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす 人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会 を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和 と国際理解を促進できるよう、力を与える」ことである。

各種交付金プログラムが設けられている。人道支援マッチング交付金(旧「一般援助交付金」交付される金額は10,000ドルから100,000ドル),LCIF 緊急援助交付金(10,000ドルまで),糖尿病交付金(複合地区は200,000ドルまでの複数年にわたる交付金),近年新たにレオ奉仕交付金と地区及びクラブシェアリング交付金(DCG)が導入されている。交付金管理者に最終報告書の提出義務があり,例えば,人道支援マッチング交付金事業の場合,最終報告はプロジェクト完了から45日以内に LCIF に提出が必要である。

キャンペーン100: LCIF 奉仕に力を

CAMPAIGN 100 2018-19年度から2022年6月30日



LCIF . EMPOWERING SERVICE

2018-19年度から2022年6月30日 までに集められた資金の総額が、 モントリオール国際大会で発表さ れた。

総額 US324, 687, 263ドル

キャンペーン100の資金は次の目的に使われる。

- 奉仕のインパクト強化
 - ・糖尿病との闘い
 - グローバル重点分野の拡大

役員および来賓の席順

公認プロトコール

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針 である。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、 臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

A. 役職の順位

* 役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。

ライオンズの順位は、次の通りとする。

- 1. 国際会長
- 2. 前国際会長/LCIF理事長
- 3. 国際副会長(地位の順)
- 4. 元国際会長(b)
- 5. 国際理事

(理事会アポインティ)*(レオ-ライオン理事会リエゾン)**(a)

- 6. LCIF理事会
- 7. 元国際理事(c)
- 8. 元 LCIF 理事及び元理事会アポインティ
- 9. GAT/LCIF会則地域リーダー(a)
- 10. LCIF会則地域副リーダー,GAT各国全域リーダ
- LCIFエリアリーダー、FWC/GATエリアリーダー、日本担当会則地域副リーダー(a)
- 12. 複合地区協議会議長(a)

- 13. 地区ガバナー
- 14. コーディネーター・ライオン
- 15. 国際協会運営役員
- 16. 複合地区FWC/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター
- 17. 前地区ガバナー(a)
- 18. 副地区ガバナー (地位の順)
- 19. 複合地区の各委員会委員長(a)
- 20. 元協議会議長(a)
 - 21. 元地区ガバナー(a)
 - 22. 複合地区協議会幹事 (ボランティア) (a)
 - 23. 複合地区協議会会計(ボランティア)(a)
 - 24. 地区幹事(a)
 - 25. 地区会計(a)
 - 26. 地区FWC/GLT/GMT/GST/LCIFコーディネーター(a)
 - 27. リジョン・チェアパーソン(a)
 - 28. ゾーン・チェアパーソン(a)
 - 29. 地区の各委員会委員長(a)
 - 30. クラブ会長(a)
 - 31. 前クラブ会長(a)
 - 32. 元クラブ会長(a)
 - 33. クラブ幹事(a)
 - 34. クラブ会計(a)
 - 35. 複合地区幹事 (職員) (a)
 - 36. 複合地区会計(職員)(a)
 - 37. 地区運営幹事 (職員) (a)

[2022年4月国際理事会決議]

- *国際理事会委員会メンバー及びLCIF執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。
- ** レオ-ライオン・リエゾン・プログラムが終了したときには、この役職はプロトコールから削除される。

上記アルファベットの説明

- (a) 2名以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。姓の最初の字が同じなら、姓の2番目、3番目と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名による。姓も名も同じ場合には、ライオン歴の長い人が先になる。
- (b) 2名以上いる場合には、最も近年にその役を務めた人が先になる。
- (c) 2名以上いる場合には、元国際会長と同様(上記(b)項 参照)によるが、同じ年度に理事を務めた元国際理事が 2名以上いる場合には(a)の規定が適用される。
- 一般事項:ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記のほかに、それぞれの地域の習慣により、特に紹介すべき役職があれば、その地域の習慣に従ってつけ加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン・ジョーンズ・フェローも、まとめて紹介するよう奨励される。スピーカーがメルビン・ジョーンズ・フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

B. ノン・ライオン賓客

ノン・ライオンの順位は、それぞれの地域のプロトコールや習慣に従って決めるが、ノン・ライオンが主なスピーカーである場合には、会議議長の右側に席をおく。

C.メーンテーブル座席表

真中に演台が置かれていない場合,主宰役員又は会議議長は常に、1として示される(第1図)真中の席に座らなければならない。主要スピーカーは、2の席につき、他のライオンズの席は、前記の順位リストに従って決められる。出来る限り、議長又は主宰役員(通常、クラブ会長、地区ガバナー、協議会議長、又は国際会長が務める)の両側に同数の席をおくようにする。

			(聴衆)		_	第12	(
7	5	3	1	2	4	6	

第2図が示す通り、演台が置かれる場合のメーンテーブルの座席も大体同じである。但し、会議議長又は主宰役員は、常に(聴衆に向かって)演台の左側に座り、主要スピーカーは右側に座る。

				(聴衆)			ĝ	第2図
7	5	3	1	演台	2	4	6	8

配偶者が出席している場合にはテーブルの左側に着席する会員の配偶者はその会員の左隣に、テーブルの右側に着席する会員の配偶者はその会員の右隣にそれぞれ座る。

D. 司会者及び会議書記

時には、議長又は主宰役員以外の人が、司会者を務める場合がある。その場合には、司会者は地元の習慣に従った席に座るか、メーンテーブルの端の席につく。しかし順位のリストによって特定の席が決まっている(例えば、地区行事における元国際会長)場合には、その席につく。稀ではあるが、会議書記がいる場合もあり、その時には地元の習慣に従う。

E. 二つ以上のメーンテーブル

メーンテーブルが二つ以上ある場合には、最前列にある テーブルが上位のテーブルとみなされる。同位のライオ ンズを別々のテーブルに着席することがないよう、留意 する。

F. メーンテーブル紹介

メーンテーブルに座っている人の紹介は、会議議長又は主宰役員に続き、最低順位の人から最高順位の人へと逆順に紹介する。配偶者がメーンテーブルに座っている場合には、会員の紹介を先にする。(例えば、山田一郎元国際理事及び花子夫人)

G. 国歌

国際理事会の公式代表者として他国のライオン(現職又は元の理事会メンバーに関わらず)が出席しており、その会議で通常国歌が演奏される場合には、そのライオンの国の国歌も演奏して敬意を表するべきである。

-203-

グローバル・アクション・チーム (GAT)

行動の力を通してクラブを強化

グローバル・アクション・チーム(GAT)は、ライオン又はレオの1人が、1日に世界のニーズの1つに奉仕によって応えることをビジョンに編成した。このチームは、ライオンズの3つの重要な分野が統合されたものである。

・指導力育成 ・会員増強 ・奉仕

グローバル指導力育成チーム(GLT),グローバル会員増強チーム(GMT),グローバル奉仕チーム(GST)をグローバル・アクション・チームとしてまとめることで、クラブの成長と奉仕に相乗効果と新しい機会を創出する。

ミッションーグローバル・アクション・チームは、ライオンとレオの奉仕に対する熱意を基盤に LCI と LCIF のビジョンを支持する。

目的一地区とクラブが目標を達成し、成果を高められるようにする。グローバル・メンバーシップ・アプローチのコミュニケーション窓口となり会員減少に対処する地区への支援。

グローバル・アクション・チームの特長

グローバル・アクション・チームは、クラブに活気をもたらし、次のレベルに進めるよう支援する。

- ・奉仕事業に役立つ資料の提供と動的な事業の支援
- ・すべてのライオンの強化に役立つ指導力育成の機会の特 定
 - ・思いやりのある新会員の勧誘と既存会員の参加の促進

新ライオンズクラブ結成手順

新しくライオンズクラブを結成するには、以下の条件を満 たすことが必要である。

- ・20人以上のチャーター・メンバー
- ・スポンサーとなるクラブ, ゾーン, リジョン, 地区キャ ビネットまたは地区委員会
- ・必要事項がもれなく記入されたチャーター申請書及びチャーター・メンバー報告書 (MyLCI で提出)
- ・現職の地区ガバナーの承認

2つまでのクラブが共同してスポンサーとなることができる。従来型クラブは、もっとも一般的なクラブタイプであり、クラブ支部のタイプでは、会員20名というチャーター要件に満たなくとも小人数でクラブを結成できるので、より迅速に地域社会で活動を開始することができる。チャーター申請に係る手続きは、MyLCIにおいてオンラインで行う。チャーター費35ドル、転籍チャーター費20ドルを納めた後に、結成が承認される。その後所属の地区ガバナー宛てにチャーター(認証状)が送られるが、結成承認から約45日程度かかる。

2017年8月に開始されたスペシャルティクラブ・プログラムは、共通の関心事と情熱を有する会員の連携を深めるクラブを結成するためのもので、共通する関心事としては、趣味、職業、民族などの背景が考えられる。また、電話やパソコンを使って地域社会に奉仕するバーチャルクラブを選択することもできる。

結成会次第

〔結成会は最初のクラブ例会であり、セレモニーというよりむしろビジネス・ミーティングとして捉えられたい。以下は一例であるので、必須事項(5~10)が脱落しないかぎり、自由な形式で行ってさしつかえない〕

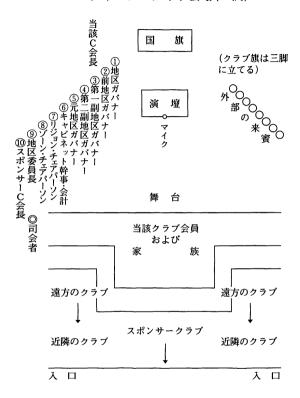
- 1. 開会のことば
- 2. 国歌吝唱
- 3. 地区役員、スポンサークラブ役員などの紹介
- 4. 経過報告
- 5. クラブ会則の採択 (国際理事会が制定している「ライオンズクラブ会 則および付則標準版」を採択するよう勧められる)
- 6. チャーター申請書記載事項など結成に関する諸事項 の確認
- 7. クラブ役員の選出および紹介
- 8. クラブ入会金、クラブ会費の額の決定
- 9. 例会の日時・場所, 例会費の決定
- 10. 新クラブ会長によるチャーターナイト委員長の任命 (委員は,委員長の助言を得て会長が任命する)
- 11. 地区ガバナーあいさつ
- 12. 新クラブ会員の紹介
- 13. 新クラブ会長あいさつ
- 14. スポンサークラブ会長あいさつ
- 15. ライオンズ・ソング
- 16. 閉会のことば

チャーターナイト次第

〔本次第はあくまでも一つの例である。これを参考として チャーターナイトの精神を尊重し、主要な事項が脱落しな いかぎり、自由な形式で行ってさしつかえない〕

- 1. 開会宣言(会長)
- 2. 国旗に敬礼、国歌斉唱
- 3. ライオンズ・ソング
- 4. 来賓およびキャビネット役員など紹介
- 5. 歓迎あいさつ (チャーターナイト委員長)
- 6. チャーター伝達および地区ガバナーあいさつ
- 7. ホームクラブ会員官誓
- 8. スポンサークラブ会長あいさつ
- 9. 会長謝辞
- チャーターナイト記念事業発表(会長または副会長)
- 11. 記念事業目録贈呈
- 12. 祝辞
- 13. 祝雷披露
- 14. ライオンズ・ソングおよびライオンズ・ローア
- 15. 閉会あいさつ(会長または副会長)
- 16. 閉会宣言(会長)

チャーターナイト会場(一例)



(注) 本必携P.199「役員および来賓の席順」参照。

ライオンズクラブ名称変更、合併、解散の手順

地区ガバナーは国際本部の太平洋アジア課に、下記の必要な書類を提出する。

クラブ名称の変更〔申請書〕

- 1. 名称変更がクラブ理事会によって決議されたことを証明する文書
- 2. クラブ名変更を承認する旨を記した現職地区ガバナー による署名付き文書
- 3. 名称変更を希望するクラブに隣接する各クラブの同意 を示す文書

クラブの合併 [申請書]

- 1. それぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し。
- 2. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
- 3. 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブの会員が転入会員として報告されていなければならない。
- 4. 国際協会,複合地区,地区に対して未納金を持たない ことを示す文書。

クラブの自主解散〔書式は自由〕

- 1. クラブ解散の決議と理由書。
- 2. クラブ口座清算の証明(未納なし)。
- 3. 現職地区ガバナーの承認。

註: 国際本部のクラブ解散承認後12ヵ月以内であれば、クラブ復帰報 告書を提出し解散を撤回してクラブを復活させることができる。

世界のライオンズ (2022年6月30日)

国または領域								
会	員	数					1,374,497	
おもなライオンズ10カ国 (2022年6月30日)								
	囯		名	クラブ数	会員数	比 率		
1.	1	ン	ĸ	8,803	284,224	(20.7%)		
2.	アメ	リカ合	衆 国	10,258	268,600	(19.5%)		
3,	Ħ		本	2,805	98,572	(7.2%)		
4.	韓		国	2,036	71,826	(5.2%)		
5.	k	1	ッ	1,581	51,416	(3.7%)		
6.	ネ	パー	・ル	1,931	42,760	(3.1%)		
7.	MD30	0 台	湾	1,205	42,027	(3.1%)		
8.	ブ	ラ ジ	・ル	1,446	38,157	(2.8%)		
9.	1	タ リ	ア	1,368	38,437	(2.8%)		
10.	カ	ナ	H	1,478	31,490	(2.3%)		

日本のライオンズ (2022年6月30日)

		口本以	カライオンス	(20224-0)	130 🖂 /		
複合地区	準地区	クラブ数	会員数	複合地区	準地区	クラブ数	会員数
330	330-A	191	5,611	334	334-A	108	5,307
i I	330-B	147	3,571		334-B	74	3,662
	330-C	72	1,732		334-C	73	2,885
	小 計	410	10,914		334-D	92	4,601
331	331-A	72	2,330		334-E	49	2,287
	331-B	73	2,117		小計	396	18,742
	331-C	43	1,465	335	335-A	69	1,744
	小計	188	5,912		335-B	151	6,328
332	332-A	61	1,941		335-C	101	3,543
İ	332-B	50	1,895		335-D	57	_1,671
	332-C	54	1,525		小計	378	13,286
	332-D	67	2,164	336	336-A	137	5,177
	332-E	51	1,649		336-B	85	2,461
	332-F	45	1,254		336-C	79	2,858
	小 計	328	10,428		336-D	84	2,629
333	333-A	69	2,651		小 計	385	13,125
	333-B	45	1,428	337	337-A	114	4,487
	333-C	110	2,708		337-B	62	2,184
	333-D	47	1,822		337-C	73	3,086
	333-E	80	4,017		337-D	68	2,124
	小 計	351	12,626		337-E	52	1,658
					小 計	369	13,539
				合	at-	2,805	98,572

出所: 国際協会の月例会員報告累計表より作成。

日本のライオンズ各地区分布図



用 語 解 説

用語解説目次

(ア)	アクティビティ219
	アテンダンス(出席)
	アポインティ
	アワード
(1)	インタークラブの会合220
(工)	エクス・オフィシオ・メンバー220
	エクスカーション
	エクステンション
	エル・シー・アイ・エフ (LCIF)
(才)	オセアルフォーラム222
(力)	会員の移籍222
	会員の種別
	会員委員長
	会計年度
	会則および付則
	会費
	ガイディング・ライオン
	家族会員プログラム
	ガバナー
	ガバナーエレクト
	ガバナー協議会事務局
	ガバナー公式訪問
	ガバナー諮問委員会
	監査
	換算率

(+)	キー賞225
	キー・メンバー
	キャビネット
	緊急援助資金
(ク)	グッドスタンディング226
	クラブ活性化計画
	クラブ支部プログラム
	クラブ年次会合
	クラブ優秀賞
	クラブ理事
	グローバル・アクション・チーム(GAT)
	グローバル奉仕フレームワーク
(ケ)	
(□)	国際協会OSEAL調整事務局229
	国際理事
	国際理事会アポインティ
(サ)	
(シ)	シェブロン231
	職権委員
	終身会員(ライフ・メンバー)
	準会員
	準地区
(ス)	ステータスクオ・・・・・・232
	スポンサー
	スローガン
(ソ)	ゾーン234
	ゾーン・チェアパーソン

	ソング・リーダー
(夕)	大会234
	代議員
(チ)	地区235
	チャーター
	チャーターナイト
	チャーター費
	チャーターメンバー
•	テール・ツイスター238
(ト)	登録料238
	東洋東南アジア・フォーラム
	ドネーション
(=)	日本ライオンズ240
	入会金
	認証状
	バナー・・・・・・・240
(フ)	ファイン・・・・・・240
	ファシリテーター
	フォーラム
	複合地区
	副地区ガバナー(第1および第2)
	ブラザー・クラブ
(ホ)	
	ホスト・クラブ
(マ)	マイエルシーアイ (MyLCI) ······243
	マイライオン (MyLion)
	マンスリーレポート

(メ)	名誉会員244
	メーク・アップ
	メルビン・ジョーンズ・フェロー (MJF)
	メンター
(ラ)	ライオニズム245
	ライオン誌日本語版
	ライオンズ・カラー
	ライオンズクエスト・プログラム
	ライオンズクラブ国際財団 (LCIF)
	ライオンズ (奉仕) デー
	ライオンズ・ローア
	ライオン・テーマー
	ライオネスクラブ
(リ)	理事247
	リジョン
	リジョン・チェアパーソン
	リテンション
(レ)	例会 (クラブ)・・・・・・248
	レオクラブ
	レオ顧問
	レオ・デー
(口)	ロバート議事規則249
註:ラ	・イオンズに関する主要な用語を五十音順に配列し, 末

尾は掲載ページを示す。

用語解説

(ア)

アクティビティ Service Activity

ライオンズクラブが、その地域社会などに対して行うあらゆる奉仕活動のことを日本では短かく、アクティビティといっている。アクティビティは、クラブが単独で行なうのが基本である。しかし現実には地域社会の情報化に伴い、いくつかのクラブが合同で、あるいは他の奉仕団体や地方自治体と合同で行なったり、地区単位で行なう場合がある。また地震や洪水などにより、大災害が発生した場合は、地区が全国のクラブに救援を呼びかけることもある。阪神・淡路大震災の時は、全国のクラブから、11億円が集められた。東日本大震災の時は、日本を含めて全世界からLCIFへ2,100万ドルが指定寄付された。

ライオンズには国際的アクティビティ機関として LCIF があるが、日本ライオンズはこの LCIF への支援においても際立っている。

アクティビティはクラブ存立の根幹にかかわる問題である。各クラブは地域の人々から共感を得られるような、すぐれたアクティビティを実施するため日夜精進している。(P.25)

アテンダンス Attendance (出席)

例会出席のこと。会員の主要な義務の一つで、万一例会

に出席できなかった場合も規則に基づいてメーク・アップ すれば出席したものとして取り扱われる。5年,10年,15 年など連続皆出席の会員には,有料ではあるが,賞が用意 されている。

アポインティ Appointee

国際理事会アポインティの項(P.230)参照

アワード Award (賞)

国際会長または地区ガバナーなどから、個人またはクラブに与えられる各種の賞のこと。会員キー賞、エクステンション賞、各種功労賞などがある。

(1)

インタークラブの会合 Inter-Club Meeting

同一ゾーン, リジョンまたは地区内の他クラブとの会合 のこと。多くの場合社交的なものであり, 強制的なもので はない。

(**I**)

エクス・オフィシオ・メンバー

Ex-Officio Member (職権委員) 職権委員の項 (P.231) 参照。

エクスカーション Excursion

チャーターナイト, 地区大会などの際に行われる親善旅行, 見学旅行など。

エクステンション Extension

ライオニズムを拡張するという意味で、具体的には国の 内外に新しいクラブを結成することをいう。(P.205)

日本ライオンズ創立以来、社会奉仕の新しい同胞クラブを作ろうという動きは全国に広まり、1990年代にクラブ数が3千を超えたこともあったが、最近は一時期ほど新クラブの結成は多くはなく、趣味や職業など共通の関心事を中心とするスペシャルティクラブ・プログラムが実施されている。

外国へのエクステンションでは、1993年に東松山クラブ (330-C) がモンゴルのウランバートルに、1998年に千葉 市内の3クラブ (333-C) がカンボジア王国のプノンペンに、2001年に郡山クラブ (332-D) がカンボジア王国のプノンペンに現地クラブと合同で、新クラブを結成した。2012年には市川クラブ (333-C) がセルビア共和国のクラグィヴァツに、船橋と千葉市内の4クラブ合同でカンボジア王国のシェムリアップに新クラブを結成している。さらに2014年、千葉・船橋・柏市内の4クラブ (333-C) が合同でシェムリアップに新クラブを結成している。また2018年には、福岡ホストクラブ (337-A) がミャンマーのヤンゴンに新クラブを結成している。

エル・シー・アイ・エフ (LCIF)

ライオンズクラブ国際財団の項(P.246)参照。

(才)

オセアルフォーラム OSEAL Forum 東洋東南アジア・フォーラムの項 (P.239) 参照。

(カ)

会員の移籍 Transfer of Membership

会員が一度クラブを退会し、再びクラブに復帰する場合、元のクラブに入会した会員を再入会員、他のクラブに 入会した会員を転籍会員と一般に呼んでいる。

一度退会した会員が12カ月以内にクラブに戻れば、国際協会入会金を支払うことなく会員資格を継続させることができるが、12カ月を経過した場合は、クラブ理事会の承認を得て新たに国際協会入会金を支払い新会員として入会する。

会員の種別 Categories of Membership

会員の種別には正 (Active), 不在 (Member-at-Large), 名誉 (Honorary), 優待 (Privileged), 終身 (Life), 準 (Associate) および賛助 (Affiliate) の7種類がある。 (P.85, 89, 105, 134)

会員委員長 Membership Chairperson

会員委員長は、クラブのグローバル・アクション・チームの主要メンバーでクラブ理事会構成員となり、新会員を勧誘する。(P.99, 117)

会計年度 Fiscal Year

ライオンズクラブ国際協会,複合地区,地区およびクラブの会計年度はすべて7月1日から翌年6月30日までの1年間であり,12月31日を境として上半期と下半期に分けら

れている。(P.61, 131, 148, 162)

会則および付則 Constitution and By-Laws

国際協会会則および付則、複合地区会則、クラブ会則および付則、レオクラブ会則および付則などがある。国際協会会則および付則はライオンズの最高規定である。クラブは、クラブ会則および付則標準版を採用するよう勧められている。(P.40、96、139、182)

会 費 Dues

クラブ運営費に充てるために会員が納入するもので、その額はクラブごとにその会則で定めるが、会食費その他クラブ運営以外に使用されるものは会費とは呼ばれない。クラブは、この会費から国際会費、複合地区会費 (複合地区大会費を含む)、地区会費(地区大会費を含む)、一般社団法人日本ライオンズ会費およびライオン誌送料、その他を支払う。国際付則第12条第2項(a)に定める国際会費は、2022年モントリオール国際大会で3年に亘って7ドルの値上げが決定された。半期分国際会費は2023-2024年度23ドル(年間US\$46)、2024-2025年度24ドル(年間US\$48)、2025-2026年度以降25ドル(年間US\$50)となる。家族会員2人目から5人目は半期分国際会費の半額を納める。(P.81、128、130、148、162)

ガイディング・ライオン Guiding Lion

新結成クラブ、既存のクラブまたは優先指定されたクラブに対して必要な助力と指導を行い、その情報を地区や国際本部に報告する任に当たる会員。指定の研修コースを完了した公認ガイディング・ライオンは、2年間クラブの指導にあたる。

家族会員プログラム Family Membership Program

2007年1月1日より適用されている国際会費割引制度。 国際付則第12条に規定されているとおり、1人目の家族会員(世帯主)は半期分国際会費を全額支払い、2人目から 5人目までの家族会員は半期分国際会費の半額を支払う。 (P.82)

ガバナー District Governor

正式には地区ガバナーといい、国際協会の役員である。 地区年次大会において選出され、地区においてライオンズ クラブ国際協会を代表し、さらに、地区運営の責任者とし てキャビネット構成員を指導する。また、その任期中に地 区内のクラブに対して公式訪問を行う。任期は国際大会の 閉会時から次の国際大会の閉会時までで、連続再選は許さ れない。(P.19、41、67、74、150)

ガバナーエレクト District Governor-Elect

地区ガバナーは地区の年次大会で選出されて、その年度 の国際年次大会閉会と同時に正式に就任するのであるが、 選出されてから就任するまでの間ガバナーエレクトと呼ば れる。

- ガバナー協議会事務局 Office of District Governors Council 複合地区会則によって、それぞれの複合地区に設置され、複合地区の種々の業務を処理している。
- ガバナー公式訪問 District Governor's Official Visit

国際付則第10条2項(a)に基づき、その任期中に必ず1回 は原則として単一クラブを公式に訪問し、直接、指導監督 する。ゾーン・レベルやオンラインでの訪問も可能。 ガバナー諮問委員会 District Governor's Advisory Committee ゾーン・チェアパーソンを議長に、ゾーン内のクラブの会長、第1副会長および幹事で構成される地区ガバナーの諮問機関である。年に4回定例会議を開く。(P.161)

監 査 Audit

国際付則第4条1項には,監査が国際理事会の常設委員会の筆頭に挙げられている。(P.56)

クラブ理事会はクラブ会則第8条3項(d)によって監査を受ける。監査は公認会計士によるのが理想であるが、必ずしもそこまで行う必要はなく、会員中から2名程度の適任者を監査委員に選任して監査させてもよい。選任方法には選挙による選出およびクラブ理事会または会長による任命があるが、ことの性質上選挙による選出が望ましい。また監査の対象は一般的にクラブの会計とその執行状況と考えられる。(P.100, 123)

換算率 Conversion Rate

国際会則によると、国際会費は US ドルまたはこれに相当するその国の通貨で支払うことになっている。日本のライオンズの場合、クラブはドル相当額の日本円をみずほ銀行第5集中支店ライオンズクラブ国際協会口座へ振り込む。ドルと円の換算率は毎月国際協会が決定する。

(+)

丰一賞 Key Award

2名以上の新会員をスポンサーした会員に国際協会から贈られる賞。新会員2名から500名まで17種類の新しいデ

ザインの賞がスポンサーした会員に贈られている。スポン サーした会員が1年と1日以上在籍しなければ、アワード の対象にならない。

キー・メンバー Key Member キー賞を受けた会員をいう。

キャビネット Cabinet

地区ガバナー・キャビネット (District Governor's Cabinet) を略してこういう。議長としての地区ガバナー, 前地区ガバナー, 第1および第2副地区ガバナー, 地区名 誉顧問会議長, キャビネット幹事, キャビネット会計, リジョン・チェアパーソン, ゾーン・チェアパーソン, 地区委員長などをもって構成される。(P.64, 154)

緊急援助資金(複合地区) Emergency Reserve Fund

複合地区において災害に備え緊急援助資金として積み立てたもので、複合地区が定めた緊急援助資金規定に従って援助が実施される。この規定によって行われる災害援助は複合地区としての速やかな意思表示に重点を置くもので、大きな災害が生じた場合は、地区またはクラブは従来どおり援助活動を積極的に行うべきである。

緊急援助資金が著しく少額となった場合には、複合地区 大会の決議を経て会員に資金の拠出を要請することができ る。(P.180)

(ク)

グッドスタンディング Good Standing

クラブが国際協会や地区に対して、国際会則第8条(ク

ラブ)、国際付則第11条 4 項(クラブの責務)、第12条(会費)をはじめ会則・付則の各条項を遵守して運営されていること。ステータスクオであったり、国際(地区)会費が未納であったり、50ドル以上の一般債務の未払残高が90日以上経過したりなどしているクラブは該当しない。グッドスタンディング・クラブでなければ各種大会に代議員を派遣することができない。

また、クラブを構成する各会員は、その所属クラブに対し上記に準じてグッドスタンディングでなければならない。グッドスタンディング会員でなければ代議員にはなれないし、クラブ、地区または国際協会の役員になることもできない。(P.40、46、50、61、108、110)

クラブ活性化計画 Club Quality Initiative

クラブ向上プロセス (CEP) が、2017年全面的に改訂されて「クラブ活性化計画」となり、ライオンズクラブ国際協会が推進する国際戦略計画を理解し、変革の必要性、目標設定、計画の策定、変革の実現と持続を図る。

クラブ支部プログラム Club Branch Program

クラブ会則第10条により、親クラブの一つの付設組織として支部を開設し、独自に例会を開いて奉仕活動が始められるようになっている。(P.102)

クラブ年次会合 Club Annual Meeting

毎年6月に理事会の決定する日時および場所で開催されるが、例会をこれに当ててもよい。ここで役員は任期中の最終報告を行い、新しく選出された役員が披露される。(P.128)

クラブ優秀賞 Club Excellence Award

グッドスタンディング,マンスリーレポート提出,新入 会員など一定の条件を満たしたクラブの当該年度の会長に 国際協会から贈られるアワード。

クラブ理事 Club Director

任期は2年で、半数ずつ毎年改選される。理事の呼称については国際理事と同様に、1年目の理事を1年理事、2年目の理事を2年理事とする。理事はクラブ役員(Officer)であり、すべての理事は他の役員とともにクラブ理事会を構成し、クラブ会則第8条3項の任務を遂行する。(P.99、110、123)

グローバル・アクション・チーム (GAT)

Global Action Team

2017年7月に開始され、グローバル指導力育成チーム (GLT)、グローバル会員増強チーム (GMT) に新たにグローバル奉仕チーム (GST) を加えて、3つの重要な分野を統合した。日本の場合は、FWTを含めた4つのチームとなる。

GAT は、世界的な会員減少に対処する地区を支援するために構築された「グローバル・メンバーシップ・アプローチ」のコミュニケーション窓口として、新クラブ結成による地区若返りや新会員を加えたクラブ活性化、親睦と興味深い奉仕で既存会員の意欲を高めるといった支援を行う。

グローバル奉仕フレームワーク Global Service Framework 糖尿病 (Diabetes), 環境 (Environment), 視力 (Vision), 小児がん (Childhood Cancer), 飢餓 (Hunger)

への奉仕を2017年から5年以上継続することが決定している。

(ケ)

ゲスト・スピーカー Guest Speaker

クラブ例会に招かれて講演する当該クラブ会員以外の人 を指す。(P.122)

(\Box)

国際協会OSEAL調整事務局

Lions Clubs International OSEAL Regional Office

2018年1月4日より、ライオンズクラブ国際協会OSEAL会則地域における出先機関にあたる位置づけとして開設された。主な業務は、リーダー(国際役員および国際協会任命による各役職)へのサポート、複合事務局、地区キャビネットを介した会員サポート、オセアルフォーラム運営に関する支援、OSEAL執行委員会および会則地域全体の支援、LCIFへの支援およびアワードの発送、クラブ用品発注およびクラブ用品に関する支援である。(P.340)

国際理事 International Director

国際会則第5条第3項により、全世界から35名の国際理事が選出される。選出方法は国際会則第5条および付則第2条による。日本からはP.322のとおり67名がすでに選出されている。国際会長、前会長、3名の副会長およびすべての国際理事によって構成されている国際理事会は協会の

最高執行機関であって,国際大会直後,10月または11月,3月または4月および国際大会直前の年4回定例会議を開いている。(P.41-46,58)

国際理事会アポインティ Board Appointee

国際付則第4条によって国際理事会の各種委員会が設置され、すべての国際理事はそのいずれかの委員会に所属するが、国際会長は、国際理事のほかに6名を超えない範囲内で元国際役員をこれら委員会の委員に任命することができる。この委員を国際理事会アポインティというが、国際理事会における表決権はない。(P.57)

(サ)

賛助会員 Affiliate Member

1997年7月フィラデルフィア国際大会で国際会則が改正され、新設された会員。クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持し、クラブを賛助したい地域社会の優れた人物。この会員籍はクラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、クラブ関係の事項について各種レベルの大会代議員になることはできないし、クラブ委員になることを除いて、各レベルにおける役員、委員になることはできない。ただし、この会員は地区会費、複合地区会費、国際会費、そのクラブが課す会費を払わなければならない。(P.87, 89, 108, 134)

— 230 —

シェブロン Chevron

長期在籍を認めるチャーター・モナークとモナーク・シェブロンは10年の在籍年数を初めとして、以後5年ごと(10年、15年、20年、25年…)無償交付され、毎年度第1四半期に地区ガバナー宛に一括発送される。クラブは、チャーター・モナークとモナーク・シェブロンを、公式クラブ用品カタログにより購入することができる。なお「シェブロン」とは、アワードの名称ではなく、山形の襟章や袖章のことである。

職権委員 Ex-Officio Member

ある役職に就くと、そのことから付随的に特権を持つことになり、発言権はあるが、表決権を持たない構成メンバーになる場合がある。国際理事会方針により国際理事はライオン誌日本語版委員会に職権委員として加わり、標準版クラブ付則第5条3項によりクラブ会長はすべての委員会の職権委員となる。ただし出席の義務は負わないため、会合において定足数に達しているかどうかの判断には含めないし、根拠となる役職を辞任した場合は、職権委員の資格も自動的に終了する。(P.126、145)

終身会員 Life Member (ライフ・メンバー)

20年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対してその功績の著しい者、または重病人、あるいは15年以上正会員であり、少なくとも70歳に達している者は、今後の国際会費全額に代わる650ドルの納

入等所定の手続きを経れば終身会員になることができる (1994年7月の国際大会において,正会員としての年数が 「継続」から「通算」に改められた)。(P.86,89,106,134)

準会員 Associate Member

1996年7月のモントリオール国際大会で国際会則が改正されてできた全く新しい概念の会員である。この準会員の取り扱いについては予め元のクラブと新しいクラブで、次の事項について協議、決定しておくことが望ましい。

- 1. 準会員の新クラブでの例会出席について元のクラブへ の月々の報告
- 2. 原則として徴収しないが、必要な場合の新クラブへの 入会金
 - 3. 新クラブへ納入する準会員の年額運営費, アクティビ ティ資金など (P.87, 89, 107, 134)

準地区 Sub-District

複合地区の一部分を形成する1地区をいう。準地区は地区ガバナーを選出する。特に区別を要しない場合は、単に「地区」と呼称すればよい。(P.61)

(ス)

ステータスクオ Status Quo (活動停止)

ステータスクオとは、ライオンズクラブのチャーター、権利、特権、義務の一時的な停止処分である。ライオンズクラブは以下の場合にステータスクオ処分を受けることがある。(P.80)

• 協会の目的に背いた場合や、クラブ内の紛争を解決しな

い, 訴訟の当事者となる等 (ただしこれらの例に限られない), ライオンズクラブとして相応しくない行動を取った場合。

- クラブの会議又は催しを定期的に行わない、月例会員報告書を3カ月以上連続して提出していない等(ただしこれらの例に限られない)、正クラブとしての義務の一つでも履行を怠った場合。
- クラブが実在しない、あるいは架空のものである場合。
- クラブが自主解散,あるいはクラブ合併への参加を求めた場合。

スポンサー Sponsor

新会員をクラブに推薦すること、またはその推薦を行った会員。スポンサーとなった会員は、新会員に対して常に関心を持ち、新会員が活動的な会員になれるよう配慮するとともによき相談相手とならなければならない。クラブが新クラブの結成を主力となって推進することもスポンサーといい、このクラブをスポンサークラブと呼ぶ。スポンサークラブは新クラブ結成後も、例会の指導やチャーターナイト開催の援助など、あらゆる指導と援助をする。YCEにおいて、青少年を送り出す側になるクラブなど、ある事業について特別の面倒をみるクラブもまたスポンサークラブと呼ばれる。(P.97、182、206、208)

スローガン Slogan

「自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる (Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety)」は国際協会のスローガンである。また、複合地区大会や地区大会においてアクティビティの統一的目標を示すスローガンが採

択されることが多い。(P.10, 41, 98)

(ソ)

ゾーン Zone

地区ガバナーは、地区管理のため、地区をいくつかのリジョンに分け、さらに、そのリジョンを 4 ないし 8 のクラブから成るゾーンに分ける。ゾーンごとにゾーン・チェアパーソン(Zone Chairperson)が地区ガバナーによって任命される [ガバナー諮問委員会の項 (P.225) 参照]。(P. 19、64、149)

ゾーン・チェアパーソン Zone Chairperson

地区ガバナーおよび(または)リジョン・チェアパーソンの指導監督を受け、責任者としてゾーンの運営に当たるとともに、ゾーンにおける地区ガバナー諮問委員会の委員長として同委員会定例会議を開催し議長を務める。(P.19, 64, 78, 155, 161)

ソング・リーダー Song Leader

例会や各種の催しでライオンズ・ソング (P.311参照), その他の歌などを参加者が気楽に歌えるように音頭をとる 会員。

(9)

大 会 Convention

国際大会、複合地区大会、地区大会などがある。国際大会は国際協会の最高の議決機関で、国際会長、副会長、理

事を選出し、国際会則改正の権限を持つ。複合地区大会は国際理事候補者などの推薦、複合地区に関する決議を行うほか、複合地区会則改正の権限を持つ。地区大会は地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーを選出し、国際理事候補者などを推薦し、地区に関する決議を行う。国際協会へ提出する議案は複合地区大会を経由しなければならない。国際大会、複合地区大会、地区大会の開催都市はそれぞれ国際理事会、ガバナー協議会、前年の地区大会で決定される。(P.46、65、101、143、159)

代議員 Delegate

代議員はクラブ会員の中から選ばれ、国際大会、複合地区大会、地区大会などに出席して議案について表決する。代議員の数は、国際大会へは会員25名ごと、その他の大会へは在籍1年と1日以上の会員10名ごとに1名とし、代議員に欠員が生じたときは補欠の者を代議員として表決に参加させることができる。代議員でなければ大会に出席しても表決権を持たない。東洋東南アジア・フォーラムに参加する会員もDelegateと呼ばれることもあるが、これは単なる代表程度の意味で、正式の意味での代議員ではない。(P.46、65、101、143、159)

(チ)

地 区 District

国際協会は、クラブを管理するために多くの地区に分けられている。地区には単一地区(Single District)、準地区(Sub-District) および複合地区(Multiple District) があ

る。国際付則第8条2項により地区編成の必要最低条件は、35クラブおよび1,250名の会員数である。なお国際理事会の承認により規定に満たない暫定地区 (Provisional District) や移行地区 (Transitional District) が存在する。

単一地区とはある一定の地域または国が一つの地区を形成し、1名の地区ガバナーを選出している場合をいう。2名以上の地区ガバナーを持ち、それが一つの単位としてまとまって運営されている地域を複合地区といい、その構成単位を準地区という。日本には現在330・331・332・333・334・335・336および337の八つの複合地区があり、330-A地区という場合は330複合地区の中のAという準地区を示すことになる。(P.19、61、139、143、159)

チャーター Charter (認証・認証状)

国際理事会は、新たに結成されたクラブを国際協会の一 員としてチャーター(認証)し、その証(あかし)として のチャーター(認証状)をおくる。

チャーター (認証) されたクラブは、その日からライオンズクラブ国際協会の会員となり、すべての権利・義務が与えられる。(P.40, 205)

認証状

ライオンズクラブ国際協会は、本証書に記載されたチャーターメンバー、正規の手続きを経て選ばれた会員並びに将来選ばれる会員によって組織され、○○ライオンズクラブによってスポンサーされた日本国○○都道府県、○○市町村の○○ライオンズクラブをその一単位として認証します。

この認証は、現行並びに今後制定されるライオンズクラ

ブ国際協会会則および付則に規定する会員に与えられる一 切の権利および特権を付与するものであります。

この認証は、本書記載の日から、会員が本協会の会則および付則を遵守するかぎり有効であり、これに反する場合は、その効力を失います。

ここにライオンズクラブ国際協会は、会長および幹事の 署名を付し、協会のシールを添えて、貴クラブに認証状を 授与します。

> 年 月 日 ライオンズクラブ国際協会会長 ライオンズクラブ国際協会幹事

チャーターナイト Charter Night (認証状伝達式)

新クラブが国際協会の一員となった証(あかし)として交付される認証状の伝達である。認証状の伝達は、地区ガバナーが国際協会を代表して行なうのが通例。ブラザークラブは招かれて祝意を表し、新クラブはチャータークラブとしての誓約を行なうなど、門出を祝う行事がなされているが、奉仕団体の発足にふさわしいものとし、特に華美にならないよう留意する必要があろう。(P.24, 207)

チャーター費 Charter Fee

クラブ結成のときに、チャーターメンバーが国際本部へ納める入会費(35ドル相当額)(転籍チャーターメンバーの場合は20ドル相当額)。(P.205)

チャーターメンバー Charter Member

クラブ結成の際の創立会員のこと。結成後90日以内(ただし、90日より前にチャーターナイトが挙行された場合に

は、その時点まで)に新結成クラブに加わった会員は、前 記チャーター費を支払って、チャーターメンバーとして登 録することができる。

会員としての義務と権利については、その他の会員と異なるところはない。チャーターメンバーは一度退会しても、元のクラブに再入会して奉仕歴維持書式によって国際本部に申請し承認されると、再びチャーターメンバーとなる。しかし、他のクラブに入会した場合はそのクラブのチャーターメンバーとはならない。(P.205)

(テ)

テール・ツイスター Tail Twister

例会やその他の会合で種々のアイデアによって会合を盛り上げ、会員間の親睦を図るのがその任務である。そのために会員にファインを課す権限が与えられている。

1998—99からテール・ツイスターをクラブに置くか否かはクラブが自由に決めてよいことになった。しかし、日本ではテール・ツイスターはファインのほか、ドネーションにも深くかかわっているので、一般にその設置は必要と考えられている。(P.123)

(**h**)

登録料 Registration Fee

ライオンズの各種催しの際の参加料である。

東洋東南アジア・フォーラム

Orient and Southeast Asian Lions Forum

国際協会は会則で八つの地域(Area)に分けられており、日本は「東洋東南アジア」に含まれている。東洋東南アジア・フォーラムは親善を深めることを主目的としてこの地域内のライオンズ国(日本、台湾、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、韓国、タイ、グアム、パラオ、ミクロネシア、サイパン、モンゴル、カンボジア、中国(香港、マカオを含む)、ラオス)のクラブの代表の参加によって開催され、この地域に共通の問題を話し合っている。国際理事会は、このような地域フォーラム(Area Forum)を、友好、親善、経験交換、ライオニズム高揚のための行事として認めているが、その決議はクラブまたは会員を拘束することはできないという点で、地区大会、複合地区大会、国際大会と基本的には異なる。東洋東南アジア・フォーラムは OSEAL フォーラムと略称されている。

ドネーション Donation (寄付金)

会員の慶事,誕生,結婚,入学,新築,全快などの内祝や弔意,見舞などに対する謝礼その他の意をもって会員が自発的に行った寄付金がこれである。金額に制限はない。テール・ツイスターはいろいろな事実を紹介して,会員が寄付を行うのを助ける。

(=)

日本ライオンズ Japan Lions

複合地区会則に基づいて設置され、各複合地区共有・共同の事務所として、日本国内の各複合地区に共通する事務の処理を行っている。2016年7月、一般社団法人日本ライオンズ設立。(P.146、340)

入会金 Entrance Fee

新会員は入会に際し、クラブ会則で定められた入会金を納入する。クラブはこの中から、国際協会入会金を国際協会へ納入する。国際理事会は国際協会入会金を35ドルと定めている。(P.81、128、189)

認 証 状 Charter

チャーターの項 (P.236) 参照。

(11)

バナー Banner (旗)

正式クラブ旗のこと。各クラブの創意と工夫で作られるテーブル・バナーあるいはフレンドシップ・バナーのことを単にバナーという場合も多い。このバナーの交換が国の内外を問わずクラブの間で行われている。(P.123)

(フ)

ファイン Fine

ライオンズの例会その他の会合において、その場の空気 を沸き立たせ、会員相互の親睦を図る目的で、テール・ツ イスターはファインを課す権限を持っている。クラブ会則 ではファインの額はクラブ理事会が定める額以下とし、1会合で同一会員は2回を超えてファインを課せられないし、また、テール・ツイスターからは満場一致でなければファインを取ることができないとしている。ファインは金額的には僅少なもので、アクティビティ資金の当てにするべきではなく、運営費に繰り入れるのが原則である。(P.28、101、123)

ファシリテーター Facilitator

一般的な言葉で、進行役/促進者などと訳されている。 国際協会が推進するプログラムにおいて、ファシリテータ ーの役割は大きい。従来型の講師が一方的に話して参加者 に教え込むことに対し、ファシリテーターは参加者が自発 的にテーマに沿って考え行動し、最終的な結論が得られる よう支援する。会議においては中立的な立場を維持する。 (P.113)

フォーラム Forum

国際協会の目的の(g)項にいう自由に討論できる場を指すが、その決議が会員およびクラブに対して拘束力を持たない会合を、大会と区別してこのように呼ぶこともある。東洋東南アジア・フォーラムの項(P.239)参照。

複合地区 Multiple District

1国または1地域が多数の地区に分割されているとき、これらを総合して複合地区を作り、複合地区を形成する各地区は準地区(Sub-District)となる。複合地区は複合地区会則に基づいて運営される。

1976年7月から日本ライオンズは330・331・332・333・ 334・335・336および337の八つの複合地区に分割され、そ れぞれのガバナー協議会のもとに複合地区が運営されている。しかし、会則、YCE活動、国際大会参加など共通の問題は8複合地区の協議によって処理されている。(P.139)

副地区ガバナー Vice District Governor

1994-1995年度から副地区ガバナー制度が設けられ、2008年国際付則改正により第1および第2副地区ガバナーの複数設置となった(国際付則第9条6項(b)(c)参照)。その任務は付則第10条2項に規定されるとおり、地区ガバナーとチームを構成し、力を合わせ地区において効果的にリーダーシップを発揮する。地区ガバナー・チームは地区における協会の代表者であり、国際理事会の全般的監督下に置かれる。(P.69、75)

ブラザー・クラブ Brother Club

兄弟クラブのこと。狭い意味では同一のクラブによって スポンサーされたクラブどうしのことを指すが、広く全地 区、全日本、全世界のクラブをこのように呼ぶ場合が多 い。

(木)

保険 Insurance

ライオンズクラブおよび地区、さらにレオクラブは、ライオンズクラブ国際協会が DSP Insurance Services という保険会社を通して加入している一般責任保険の被保険者となっている。この保険は、クラブや会員がライオンズ事業に参加している間に生じた傷害に対して賠償する法的責任を負わされた場合に適用される。保険は自動的にかけら

れ、保険料は会員が協会に納める国際会費から支払われている。保険の補償範囲や総責任限度額など詳細については、国際本部の法律部に問い合わせる。

ホスト・クラブ Host Club

客を迎える主人側のクラブの意味で、会合、催しなどを主催する地元のクラブやYCE学生の受け入れ側のクラブをこのように呼ぶ。地区大会や複合地区大会を設営するのもホスト・クラブである。また、同一市内に多くのクラブがあるときは、そのうちの最も古いクラブは国際協会の認可に基づいてホスト・クラブと名乗ることができる。

(P.143, 159)

(マ)

マイエルシーアイ MvLCI (会員報告サイト)

国際協会が2013年開設したウェブサイト。クラブは MyLCI ヘアクセスし、会員データを閲覧したり、会員名 簿などを印刷できる。会計計算書の確認のほか、会員カードの印刷を行うこともできる。(P.79、116)

マイライオン MyLion

国際協会と世界のライオンズクラブ、メンバーが直接つながりをもつことのできるアプリのこと。アクティビティの計画、実施、報告等を随時更新する。

マンスリーレポート Monthly Membership Report (月例会員報告書)

クラブ幹事が毎月オンラインで国際本部に提出する「月 例会員報告書」のこと。ウェブサイト上で行うことから, 省略して WMMR と呼んでいる。

(メ)

名誉会員 Honorary Member

そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えると希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。国際理事会方針により、名誉会員の合計数はクラブの正会員の合計数の5%を超えてはならず(端数は一人分として追加することができる)、名誉会員の最低年齢は30歳である。

(P.85, 89, 105, 134)

メーク・アップ Make up

出席メーク・アップ規則 (P.137) 参照。

メルビン・ジョーンズ・フェロー (MJF)

Melvin Jones Fellowship

ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) への1,000ドル寄付者を表彰し、MJF の称号とともに記念の盾やラペル・ピンが贈られる。2回目以降をプログレス・メルビン・ジョーンズ・フェロー (PMJF) と呼び、54の表彰レベルがある。10万ドルの寄付者は「人道支援パートナー」となる。

メンター Mentor

ギリシャ語の「導く人」を語源とする一般用語。国際協会はライオンズ・メンター・プログラムを開発し、新入会員がクラブになじみ、奉仕事業に参画できるよう段階別に

メンターが指導できるよう支援している。

(ラ)

ライオニズム Lionism

ライオニズムとは最も崇高な人道的奉仕の理想に専念するライオンズという共同体の連帯の意識を指す。

ライオニズムとは国籍,主義の異なった,また国境や海や迷信などで引き離された人々をつなぎ合わせて,よりよい世界へ導こうとする信念である。

ライオン誌日本語版 The Lion in Japanese

グッドスタンディングの会員数が5,000名以上に達した地域においては、国際理事会の承認により、公式雑誌(北米版・スペイン語版)とは別個に、その地域独自の雑誌を発行することができる。ライオン誌日本語版もそのうちの一つで、国際理事会の方針に従って発行されている。(P.145、340)

ライオンズ・カラー Lions Color

ライオンズ・カラーは紫色および金色である。紫は高貴と荘厳を、金色は同様高貴を表し、太陽とその光芒を象徴するものである。(P.41)

ライオンズクエスト・プログラム Lions Quest Program

薬物乱用防止を含めた青少年健全育成のための教育支援 プログラムのこと。1984年にクエスト・インターナショナ ルとライオンズクラブ国際協会が共同で開発し、現在は LCIF がすべての権利を所有している。プログラムは3種 類あり、日本語版は小学校低学年用の「小学生版」と小学 校高学年・中学生用の「思春期版」が開発され、NPO法 人青少年育成支援フォーラム (JIYD) が運営している。

ライオンズクラブ国際財団 (LCIF)

Lions Clubs International Foundation

1968年に国際協会によって設立された財団。LCIF 理事会の構成は理事22名,執行委員8名。寄贈を受けた基金を運用して、大災害や緊急事態の救済その他全世界的に人類の福祉に貢献することを目的とする。(P.26, 197)

ライオンズ (奉仕) デー Lions Day

ライオンズクラブ国際協会の第1回大会は1917年10月8日から3日間テキサス州ダラス市で開かれた。この第1回大会を記念して毎年10月8日をライオンズ・デーとし、活発な記念事業を行っている。ライオンズ・デーは、1962年の日本の各地区年次大会および1965年の東洋東南アジア大会でその実施が決議され、さらに、1970年7月マッカロー国際会長は就任あいさつの中で初めてこれを世界ライオンズ奉仕デー(World Lions Service Day)として実施することを訴えた。

ライオンズ・ローア Lions Roar

文字どおり「ライオンズのおたけび」で、意図するところは、本来、退屈、疲労または眠けを一掃するため、議事を中断し、全員起立して両手を前方水平に突き出しつつ、勢いっぱい「ウォーッ」とやったところにあるらしい。会議の終了を示す場合または気勢をあげる形式としてのローアは、時代とともに推移したものと考えられる。いずれにしても本来一声形式のものであるが、万歳三唱などの風習に従い、三声形式も我が国では広く慣習化されている。

(P.207)

ライオン・テーマー Lion Tamer

クラブ諸備品の整備、保管、会場設営などの職責がある。2002年クラブ会則改正により、設置は任意となっている。(P.123)

ライオネスクラブ Lioness Club

ライオンズクラブがスポンサーし、共に奉仕活動を行う目的で編成されたものだが、ライオネス・ブリッジ・プログラムが2021年6月30日に終了した現在、スポンサー・ライオンズクラブの活動の一環とはみなされず、国際協会の賠償責任保険による保護や、ライオネスのロゴを含む国際協会のあらゆる登録商標の使用といった特典はない。

(リ)

理 事 Director

クラブ理事については P.228, 国際理事については P.229, 会員委員長については P.222を参照。

リジョン Region

地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンを任命した場合,地区は地区ガバナーにより,クラブの地理的位置によって10ないし16のクラブから成るリジョンに分けられ,リジョン・チェアパーソンがその運営に当たる。(P.19,150)

リジョン・チェアパーソン Region Chairperson

1995年7月の国際会則改正により、リジョン・チェアパーソンはその年度の地区ガバナーが任命するか否かを決定することになった。任命された場合リジョン・チェアパー

ソンは地区ガバナーの指導監督を受け、責任者としてリジョンの運営に当たるとともに、リジョン内の各ゾーン・チェアパーソン、および地区ガバナーが担当するように決めた場合は地区委員長の活動を監督する。(P.19, 64, 77, 156)

リテンション Retention

会員の脱落を防止し、会員数を維持すること。新会員の 獲得も重要なことであるが、現在の会員のクラブに対する 興味と関心を高め、脱落の防止に努めることは極めて重要 なことである。

(レ)

例 会 (クラブ) Club Regular Meeting

クラブは一定の日時を決めて定例会を開く。厳格な式次 第に従う伝統的な会やインターネットなどテクノロジーを 駆使したオンライン会議など多様な開催方法をクラブが選 択することができる。(P.23)

レオクラブ Leo Club

ライオンズクラブのスポンサーおよび管理のもとに、スポンサーライオンズクラブのレオクラブ・プログラム委員会が適当と認めた青少年男女によって、クラブの所在する地域に組織され、青少年に指導力(Leadership)、経験(Experience)、機会(Opportunity)を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進し、会員の間に友情、親善および相互理解の精神を育成することを目的としている。毎月2回以上例会を開き、スポンサーライオンズ

クラブが適当と認めた額の会費を会員から徴収する。

レオクラブの会員であった者がライオンズクラブの会員になる場合,所定の手続をすれば、レオとしての在籍年数が1997年から加算されることになった。(P.182)

レオ顧問 Leo Club Advisor

スポンサーライオンズクラブの会員の中から選任され、 レオクラブ運営のあらゆる方面にわたって、レオクラブ会 員に対する指導・奨励・援助などを担当するとともに、レ オ、ライオンズ両クラブ間の連絡の役目を受け持つ会員。 ただし、学校を基盤としてレオクラブが結成される場合に は、先生の中からレオ顧問が選ばれ、スポンサークラブの レオ顧問と共同でその任に当たることもある。

レオ・デー Leo Day

1979年,80年の各複合地区大会において,3月の第3日曜日を「日本レオ・デー」とすることが決議された。

その後、国際理事会によって、最初のレオクラブが結成された日(12月5日)を「国際レオ・デー」とすることが決議されたが、「日本レオ・デー」は時期的にも適切であるとの理由で存続されている。

この日を記念して、奉仕活動やPR活動が広範囲にわたって実施される。

(口)

ロバート議事規則 Robert's Rules of Order

米国の将軍へンリー M. ロバートが米議会の慣習を中心に議事進行の規則を集大成,成文化したもの(1876年初

版,1915年改訂版)で、特に定められた規則のない場合の 議事進行に広く用いられている。会議の進行方法、特に各 種動議の取り扱い、登壇者、討議、投票などについて各事 例ごとに詳細な記述があり、中には我が国になじみの薄い ものもあって、この議事規則のすべてに精通することは困 難であろうが、規則の目的とするところは、多数決、少数 意見の尊重、不在者の権利の擁護という民主主義の原則の 実現であり、原著者は次のとおり述べている。

"Where there is no law, but every man does what is right in his own eyes, there is the least of real liberty."

- Henry M. Robert -

(法がなく,すべての人間がそれぞれの正しいと考えるところに従って行動する場合には,真の自由は存在しない。) (前ロバート議事規則研究所

註:ロバート議事規則の日本語版は絶版。

略語集

Lion ライオン L Lions Club ライオンズクラブ ıc Lions Clubs International ライオンズクラブ国際協会 LCI LCIE Lions Clubs International Foundation ライオンズクラブ国際財団 International President 国際会長 IP Immediate Past International President 前国際会長 IPIP Vice International President 国際副会長 VIP Past International President 元国際会長 PIP International Director 国際理事 ID Past International Director 元国際理事 PID Council Chairperson 協議会議長 CC PCC Past Council Chairperson 元協議会議長 District Governor 地区ガバナー DG Immediate Past District Governor 前地区ガバナー IPDG Past District Governor 元地区ガバナー PDG Vice District Governor 副地区ガバナー VDG First Vice District Governor 第1副地区ガバナー FVDG Second Vice District Governor 第2副地区ガバナー SVDG Multiple District Coordinator 複合地区コーディ MDC ネーター Region Chairperson リジョン・チェアパーソン RC Zone Chairperson ゾーン・チェアパーソン ZC Tail Twister テール・ツイスター TT Lion Tamer ライオン・テーマー LT Global Action Team GAT グローバル・アクション・チーム

GMT Global Membership Team

グローバル会員増強チーム

GLT Global Leadership Team グローバル指導力育成チーム

GST Global Service Team グローバル奉仕チーム **FWT** Family and Women Team 家族及び女性チーム

FWI Family and Women Team 家族及び女性 GMA Global Membership Approach

グローバル・メンバーシップ・アプローチ

YCE Youth Camps and Exchange 青少年キャンプ及び交換

LQ Lions Quest ライオンズクエスト

SON Special Olympics Nippon

スペシャルオリンピックス日本

SDGs Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標

CN Charter Night チャーターナイト

CM Charter Member チャーターメンバー

MJF Melvin Jones Fellowship メルビンジョーンズ・フェロー

PMJF Progressive Melvin Jones Fellowship 累進メルビンジョーンズ・フェロー

FY Fiscal Year 会計年度 例: FY2022-2023 MMR Monthly Membership Report 月例会員報告書

CA Constitutional Area 会則地域

CAI United State of America, its affiliates, Bermuda and The Bahamas 第1会則地域 米国及びその領域、バミューダ、

CAII Canada 第2会則地域 カナダ

バハマ諸島

CA III South America, Central America, Mexico and Islands of the Caribbean Sea (FOLAC) 第3会則地域 南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島

CAIV Europe 第4会則地域 ヨーロッパ

CAV The Orient and Southeast Asia (OSEAL) 第5会則地域 東洋東南アジア

CA VI India, South Asia and Middle East (ISAME) 第6会則地域 インド、南アジア及び中東

CA VII Australia, New Zealand, Papua New Guinea, Indonesia and Islands of the South Pacific (ANZI-Pacific) 第7会則地域 オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島

CA VIII Africa 第8会則地域 アフリカ

BPM Board Policy Manual 国際理事会方針書

LCIP Lions Certified Instructor Program ライオンズ公認講師プログラム

FDI Faculty Development Institute 講師育成研究会

ALLI Advanced Lions Leadership Institute 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会

RLLI Regional Lions Leadership Institute 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会

ELLI Emerging Lions Leadership Institute 初級ライオンズ・リーダーシップ研究会

NLLI Next-generation Lions Leadership Institute 次世代リーダーシップ研究会(日本独自)

日本のライオンズ年表

 $(1952 \sim 2022$ 年)

- ◎ ガバナー協議会議長
- ガバナー協議会副議長
- ☆ 物故(退会)

1952年 3 月	東京クラブ結成
	☆エルバート第1副会長来日
6月	メキシコ・シティで第35回国際大会開催,☆エルバー
1	ト国際会長に就任
1953年7月	シカゴで第36回国際大会開催,☆ドッジ国際会長に就
1	任
	1953-54地区ガバナー ☆石川欣一(東京)
1954年7月	ニューヨークで第37回国際大会開催,☆ヌート国際会
1	長に就任
	1954-55地区ガバナー ☆岡部五峰(神戸)
1955年 5 月	第1回302地区大会(神戸市)
6月	アトランティック・シティで第38回国際大会開催,☆
	バレンゼラ国際会長に就任
	1955-56地区ガバナー ☆進藤竹次郎(大阪)
1956年 5 月	第2回302地区大会(大阪市)
6月	マイアミで第39回国際大会開催,☆スティクレー国際
	会長に就任
	1956-57地区ガバナー ☆高橋貞太郎(東京)
1957年 5 月	第3回302地区大会(東京都)
6 月	サンフランシスコで第40回国際大会開催,☆ベイリー
l	国際会長に就任
	1957-58地区ガバナー ☆原勝巳(岡山)
12月	マニラで第1回アジア大会開催
1958年4月	第4回302地区大会(岡山市)
7月	シカゴで第41回国際大会開催,☆シムズ国際会長に就
	任 - A A State of Astronomy
1	ライオン誌日本語版創刊
	1958-59地区ガバナー ☆中沢良夫(京都)
10月	東京都で第2回アジア大会開催
11月	東京丸ノ内クラブが結成され、日本のクラブ数100に
10505 5 5	達する
1959年 5月	第5回302地区大会(京都市)
6月	ニューヨークで第42回国際大会開催,☆スターム国際

会長に就任、☆石川欣一国際理事に就任 302地区が東(E)、西(W)の2地区に分割 1959-60地区ガバナー E地区☆森勇(名古屋) W地 区公寺田豊(広島) 8月 | 石川欣一死去、☆岡部五峰国際理事に就任 9月 |台北で第3回アジア大会開催 1960年7月 シカゴで第43回国際大会開催。☆デイビス国際会長に 就任 1960-61地区ガバナー E地区☆林降行(新潟)、W地 区☆貝島義之(福岡) 日本ライオンズ10,000名に達する。 1961年4月 | 東京都でオリエント・ガバナー会議開催 6月 創立者メルビン・ジョーンズ死夫(1日) アトランティック・シティで第44回国際大会開催、☆ ストール国際会長に就任、☆進藤竹次郎国際理事に就 仟 302地区が4地区に分割 1961-62地区ガバナー E 1・☆塩原有(東京), E 2 · ☆土井登(金沢)、W1 · ☆野村康三(大阪)、W 2 · ☆緒方益圀(高松) 9月 | 香港で第4回アジア大会開催 1962年2月 日本ライオンズ20,000名に達する 4月 | 東京都でオリエント・ガパナー会議開催 東京都で日本ライオンズ10周年記念式典開催 6月 日本ライオンズとイタリア・ライオンズの姉妹関係成 \forall ニースで第45回国際大会開催、☆ロービル国際会長に 就任 302世区が6地区に分割 1962-63地区ガバナー E 1 · ☆福島正雄(東京日本 橋)、E2・☆安田梅吉(岐阜・上半期議長)、E3・ ☆飯室進(札幌エルム)、W1・☆伊藤五朗(大阪梅

田), W2・☆根岸博 (岡山・下半期議長), W3・☆

下田教雄(熊本)

11月 マニラで第1回東洋東南アジア大会開催盛岡不来方クラブが結成され、日本のクラブ数500に達する

1963年4月 日本ライオンズ30,000名に達する

6月 マイアミで第46回国際大会開催, ☆グリーン国際会長 に就任

302地区が9地区に分割

東京都で国際理事会開催

1963-64地区ガバナー E1・◎☆大原久之(東京), E2・☆戸田利勝(浜松), E3・☆菊池勝夫(函館), E4・☆今泉清(仙台), W1・☆川島清嗣(大阪), W2・☆山崎三省(米子), W3・☆挾間章雄(北九州), W4・○☆仁井岡武司(呉), W5・☆中村直勝(京都)

11月 | 台北で第2回東洋東南アジア大会開催

12月 インド救ライ・センター着工

1964年3月 日本ライオンズ40,000名に達する

6月 東京都で第10回複合地区大会開催

7月 トロントで第47回国際大会開催、☆デボース国際会長 に就任、☆野村康三国際理事に就任 302地区が10地区に分割

1964-65地区ガバナー E1・◎☆迫水久常(東京), E2・☆橘直治(高岡), E3・☆石橋猛雄(小樽), E 4・☆佐々木将城(青森), W1・☆山内利三郎(大阪 東), W2・☆橘亮吉(徳島), W3・☆宮川伊喜松(長 崎), W4・☆玉田太郎(岩国), W5・○☆村上薫(京 都), W6・☆天児民博(神戸)

9月 | 京都で第3回東洋東南アジア大会開催

10月 オリンピック協力事業完成

1965年6月 大阪市で第11回複合地区大会開催

7月 ロサンゼルスで第48回国際大会開催, ☆キャンベル国際会長に就任

302地区が12地区に分割

1965-66地区ガバナー Ε1・◎☆佐藤三蔵(東京関 東), Ε2・○☆本多静雄(名古屋南), Ε3・☆斎藤 二郎(旭川), E 4 ・☆藤沢良雄(盛岡), E 5・☆小山 善次郎(横浜)、W 1 • ○☆秋山良三(大阪道頓堀)、W 2 · ☆赤松松鶴(松山), W 3 · ☆井上東(久留米), W 4 · ☆日高忠男(松江)、W 5 · ☆田辺哲崖(京都洛 陽), W6・☆小国博之(姫路), W7・☆広瀬平次(鹿 児島)

日本ライオンズ50.000名に達する

11月 | 香港で第4回東洋東南アジア大会開催

12月 国東クラブが結成され、日本のクラブ数1,000に達す

1966年4月 | 1969年国際大会東京開催が決定

6 A 名古屋市で第12回複合地区大会開催

7月 ニューヨークで第49回国際大会開催、☆リンゼイ国際 会長に就任. ☆福島正雄国際理事に就任

302地区が14地区に分割

1966-67地区ガバナー Ε1・◎☆中島四郎 (東京日 本橋), E 2・☆三輪信一(浜松), E 3・☆片山睦三 (釧路), E 4 ・☆小林亦治(山形), E 5 ・☆鳥居英造| (甲府), E6・☆館寛治(四日市), E7・☆小野謙三 (新潟)、W1・☆広瀬省三(大阪)、W2・☆平田卓二 (高知)、W3・○☆中冨正義(鳥栖)、W4・☆小林政 夫(福山)、W5・☆北川敏夫(京都平安)、W6・○☆ 田中豊一(尼崎), W 7 · 荒巻逸夫(大分)

10月 ソウルで第5回東洋東南アジア大会開催

日本ライオンズ60,000名に達する

1967年7月 シカゴで第50回国際大会開催、☆バード国際会長に就 仟

> シカゴ大会でライオンズ国際協会50周年記念事業の平 和論文コンテスト開催

1967-68地区ガバナー E1・☆山口信吾(東京芝),

— 260 —

E 2・○☆安藤省三(豊橋), E 3・○☆竹鶴可文(札幌), E 4・☆小野顕理(福島), E 5・☆船引守一(横浜), E 6・☆市橋督(福井), E 7・☆藪田至孝(市川), W 1・◎☆鳥潟高城(大阪南), W 2・☆別役雄久馬(岡山東), W 3・☆小林茂(長崎), W 4・☆西尾喜平治(下関), W 5・☆白倉一夫(大津), W 6・☆斎藤保次(神戸東), W 7・☆星野孝俊(宮崎)

11月 バンコクで第6回東洋東南アジア大会開催

1968年5月 日本ライオンズ70,000名に達する

6月 ダラスで第51回国際大会開催, ☆エバンス国際会長に 就任, ☆安田梅吉国際理事に就任

ダラス大会で世界青少年会議開催

1968-69地区ガバナー E 1・◎☆東久邇盛厚(東京堀留), E 2・◎☆上松陽之助(飯田), E 3・☆神島辰雄(室蘭), E 4・☆萩原麟次郎(秋田中央), E 5・☆清水八東(甲府中央), E 6・☆村井三郎(岐阜南), E 7・☆松田弘俊(長岡), W 1・☆橋本左内(堺), W 2・☆佐藤誠(高松), W 3・☆和田亀吉(北九州八幡), W 4・○☆潮村浪雄(広島), W 5・☆茨木基則(奈良), W 6・☆岡本玉次(神戸西), W 7・☆中山治隆(熊本)

10月 ☆東久邇盛厚 E 1 地区ガバナー並びに協議会議長を辞 任、☆上松陽之助同議長に就任

○☆柿本保(東京上野) E 1 地区ガバナーに就任

11月 マニラで第7回東洋東南アジア大会開催

1969年7月 東京都で第52回国際大会開催,☆ブライアン国際会長 に就任

302地区が15地区に分割

1969-70地区ガバナー E 1・○☆亀井正俊(東京自由 ケ丘), E 2・☆今井貞一(一宮), E 3・☆林正巳(帯 広), E 4・☆小野吾郎(弘前), E 5・☆田仲哲蔵(横 浜西), E 6・☆山田治男(金沢), E 7・☆坂本重雄 (水戸), E 8・○☆近江逸郎(仙台中央), W 1・◎ ☆石田前(大阪), W2・☆松岡新平(鳥取), W3・☆杉森司(福岡), W4・☆松坂定吉(浜田), W5・☆熊谷康次郎(京都), W6・☆藤井健造(川西), W7・☆谷川榮一(鹿児島)

11月 台北で第8回東洋東南アジア大会開催

1970年2月 日本ライオンズ80,000名に達する

3月 | 万国博協力の身体障害者センター完成

4月 横浜シーサイドクラブが結成され、日本のクラブ数 1,500に達する

7月 アトランティック・シティで第53回国際大会開催,☆ マッカロー国際会長に就任,☆迫水久常国際理事に就 任

> アトランティック・シティ大会で世界青少年会議開催 302日本複合地区が302 E 複合地区と302W複合地区の 二つに分割

> 1970-71地区ガバナー 302 E 複合地区: E-1・◎☆上田常隆(東京), E-2・○☆江﨑鐵郎(静岡), E-3・☆渡辺栄市(函館東), E-4・☆樋口正文(水沢), E-5・☆上保嘉保(横浜中央), E-6・☆田岡純次郎(伊勢), E-7・☆簗瀬勇(宇都宮), E-8・☆星野俊八郎(会津若松)

302W複合地区: W-1・◎☆柏岡精三(大阪梅田), W-2・☆平岡益夫(徳島眉山), W-3・○☆松下英志(佐賀), W-4・☆梅原亨(徳山), W-5・○☆大西芳雄(京都葵), W-6・☆深沢初治(姫路鷺城), W-7・☆大河原建男(日田)

8月 名古屋で第9回東洋東南アジア大会開催

1971年6月

ラスペガスで第54回国際大会開催,☆アプリンガー国 際会長に就任

1971-72地区ガバナー 302 E 複合地区: E-1・◎☆鈴木 浩(東京池袋), E-2・○☆平子岩吉(名古屋中), E-3・☆田上義也(札幌エルム), E-4・☆京五郎(能代), E-5・○☆勝俣進(甲府), E-6・☆金森将衛(富山), E-7・☆浅香晁(前橋), E-8・☆村山仙次郎(山形)
302W複合地区: W-1・◎☆久保田梅松(東大阪布施),
W-2・☆平田陽一郎(松山中央), W-3・☆樋口正規(島原), W-4・☆宮地常好(尾道), W-5・○☆田杉競(京都桃山), W-6・○☆有沢良一(芦屋), W-7・☆横田英児(宮崎)

10月 シンガポールで第10回東洋東南アジア大会開催

12月 日本ライオンズ90,000名に達する

1972年3月 東京都で国際理事会開催

7月

6月 東京都で20周年記念全国大会開催

メキシコ・シティで第55回国際大会開催、☆フリードリックス国際会長に就任、☆小国博之国際理事に就任1972-73地区ガバナー 302 E 複合地区: E-1・◎☆吉永通雄(東京浅草), E-2・☆青山房三(名古屋名城), E-3・○☆岡本康夫(小樽), E-4・☆高橋甫(八戸), E-5・☆堀之内斉(川崎), E-6・☆安川繁次(福井中央), E-7・○☆榎智光(千葉), E-8・☆佐藤敏男(石巻) 302W複合地区: W-1・◎☆古林兆一(大阪東), W-2・☆伊藤一郎(高知鷹城), W-3・☆池田悟一(佐世保), W-4・○☆大谷敏夫(広島鯉城), W-5・○☆清水三郎(京都洛陽), W-6・☆杉本正雄(洲本), W-7・☆木村憲三(熊本第一)

9月1973年6月

ソウルで第11回東洋東南アジア大会開催 マイアミで第56回国際大会開催,☆コフィン国際会長

に就任、☆上田常隆国際理事に就任
1973-74地区ガバナー 302 E 複合地区: E-1・◎☆加藤正見(東京赤坂), E-2・☆滝沢治助(長野), E-3・☆野村権作(旭川中央), E-4・☆中村七三(盛岡), E-5・○☆木村昌男(横浜南), E-6・○☆木村義喜(大垣), E-7・☆松原俊麿(新潟東), E-8・☆渡辺秋蔵(郡山) 302W複合地区: W-1・◎☆橋本官太郎(大阪

道頓堀),W-2・☆越智哲三(倉敷中央),W-3・◎☆ 小山俊之(大牟田中央),W-4・☆滝川弘信(出雲), W-5・☆松浦武二郎(京都西), W-6・○☆武田輝ー (西宮), W-7・○☆石塚菊二郎(鹿児島)

- 9月 ○武田輝一死去, ○☆梅田健一(西宮中央) W-6地区 ガバナーに就任
- 10月 | 日本ライオンズ100,000名に達する
- 12月 | バンコクで第12回東洋東南アジア大会開催
- 1974年 2 月 │ ○石塚菊二郎死去,○☆谷川榮一(鹿児島)W-7地区 ガバナーに就任
 - 6月 ☆橋本宣太郎協議会議長を辞任, ☆小山俊之同議長に 就任
 - 7月 サンフランシスコで第57回国際大会開催,☆バルボ国際会長に就任

302 E 複合地区が10地区に分割され、E・W計17地区 になる

1974-75地区ガバナー 302 E 複合地区: E-A・◎☆諸井益次郎(東京堀留), E-B・○☆川上恒男(岡崎南), E-C・☆本間貞雄(札幌), E-D・○☆中村豪(秋田), E-E・☆百瀬舜太郎(甲府中央), E-F・☆宮太郎(金沢東), E-G・☆千原健郎(柏崎), E-H・☆大河原卯三郎(鶴岡), E-J・☆市橋長平(釧路), E-K・☆谷口恒郎(水戸葵)302W複合地区: W-A・○☆土屋一雄(大阪南), W-B・☆谷口甚一郎(大津), W-C・◎☆槌橋秀一(神戸), W-D・☆小川直秀(高松), W-E・○☆田村呈次(山口), W-F・☆久野繁樹(北九州高塔), W-G・☆内田集司(別府)

12月 | 香港で第13回東洋東南アジア大会開催

1975年3月 日本ライオンズ110,000名に達する

6月 ダラスで第58回国際大会開催,☆アスラン国際会長に 就任,☆村上薫国際理事に就任 1975-76地区ガバナー 302 E 複合地区: E-A ◎☆森田 浩一郎(東京上野), E-B・○☆宇野紳七郎(沼津), E-C・☆加藤准一(函館北斗), E-D・☆波多野祥

二 (黒石)、E-E・○☆前川精一 (横浜山手)、E-F·☆金丸吉生(津)、E-G·☆早川政雄(桐生)、 E-H·☆猪岡修一(仙台青葉)、E-I・☆酒井富治 郎(帯広中央)、E-K・☆安田宗太郎(足利) 複合地区:W-A・◎☆今西壽雄(堺), W-B・○☆ 近藤与吉 (京都平安)、W-C·○☆室谷山水 (神戸 東), W-D・☆船越晋 (米子錦), W-E・☆馬場重孝 (竹原)、W-F・☆牟田春一(長崎みなと)、W-G・ ☆桜井俊一郎 (宮崎橘)

6月

11月 | 台北で第14回東洋東南アジア・フォーラム開催 1976年2月 | 宇都宮ひかりクラブが結成され、日本のクラブ数2,000 に達する

ホノルルで第59回国際大会開催, ☆ソブラル国際会長 に就任、☆三輪信一国際理事に就任 302 E、302W各複合地区が分割され、8複合地区、24 地区となる。 1976-77地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆助 川貞三 (東京成城)、330-B・○☆振吉忠雄 (横浜関 内)、330-C·☆永瀬孝貞(川口) 331複合地区:33 1-A・◎☆金沢安三(室藺中央)、331-B・○☆山口岩 男(北見) 332複合地区:332-A·○☆山下勝久(一 関)、332-B・◎☆渡辺嘉久一(福島) 333複合地 区:333-A・◎☆五十嵐直作(新潟), 333-B・◎☆加 藤元彦(船橋) 334複合地区:334-A·◎☆山田鎗之 助(名古屋)、334-B·☆藤田耕治(多治見)、334-C・☆府川耕作(清水)、334-D・☆佐伯佐七(高岡)、 334-E・☆笠原正文(松本) 335複合地区:335-A・ ◎☆梶山茂生(伊丹), 335-B・○☆米島忍(大阪 東), 335-C・☆坂口正一(大和高田), 335-D・☆渡 辺素行(姫路白鷺) 336複合地区:336-A・○☆梶博 久 (徳島)、336-B・☆原悦次 (岡山)、336-C・◎☆ 武市重雄(広島平和)、336-D・☆市原干城(萩) 33 7複合地区:337-A·○☆吉岡勝行(唐津),337-B・

◎☆浜坂明 (熊本中央)

10月 日本ライオンズ120,000名に達する

11月 | マニラで第15回東洋東南アジア・フォーラム開催 1977年 2 月 | ◎加藤元彦死去,○斉藤貞雄(船橋)333-B地区ガ バナーに就任。☆五十嵐真作333複合地区協議会議長

5月 大阪市で25周年記念全国大会開催

に就任

7月

ニューオーリンズで第60回国際大会開催。☆マクラク リン国際会長に就任, ☆橋本宣太郎国際理事に就任 1977-78地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆大 森繁 (東京日本橋). 330-B·○☆飯島茂秀 (甲府). 330-C·☆内田全一(秩父) 331複合地区:331-A・ ○☆山本原二(苫小牧中央)、331-B・◎☆佐藤正治 (旭川) 332複合地区:332-A·○☆鈴木三五郎(大 館)、332-B·◎☆山口降義(山形) 333複合地区:3 33-A·◎☆田中利夫(髙崎), 333-B·○☆鴻巣徳次 郎(十浦亀城) 334複合地区:334-A·◎☆鈴木光男 (豊橋南)、334-B・○☆汁内恒夫(桑名)、334-C・☆ 稲留藤次郎 (浜松)、334-D·☆梅木参次郎 (敦賀)、 334-E·☆石塚昌(ト田) 335複合地区:335-A·◎ ☆有本昌平(神戸阪神)、335-B·☆前島正雄(大阪 阿倍野)、335-C・☆大槻嘉男(亀岡)、335-D・○☆ 玉垣竹次郎(高砂) 336複合地区:336-A・☆上田生 城 (字和島)、336-B・◎☆宮本祥郎 (津山)、336-C・☆中村茂 (因島). 336-D・○☆河崎可成 (下関 東) 337複合地区:337-A·◎☆坂田嘉久(福岡西), 337-B·○☆有馬十郎 (川内鹿児島)

10月 | 福岡で第16回東洋東南アジア・フォーラム開催

11月 稲留藤次郎死去、☆石塚誠一(浜松)334-C地区ガバ ナーに就任

1978年 6 月 東京都で第61回国際大会開催, ☆ライナム国際会長に 就任, ☆村上薫国際第 3 副会長に就任, ☆梅原亨国際 理事に就任 332複合地区が分割され、27地区となる。

1978-79地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆嘉悦康人(東京隅田川),330-B・○☆高野栄(川崎),330-C・☆小田一男(大宮)331複合地区:331-A・◎☆繁富一雄(札幌中央),331-B・○☆北原実(網走)332複合地区:332-A・◎☆廣澤信行(青森中央),332-B・☆菅彰(花巻),332-C・○☆鈴木精三(仙台),332-D・☆根本恒(いわき),332-E・☆丸山長三郎(米沢)333複合地区:333-A・☆井上憲司(長岡悠久),333-B・○☆手塚信栄(宇都宮東)

[注] ②☆鴻巣徳次郎 (前地区ガバナー) 334複合地区:334-A・☆井桁斉 (津島),334-B・☆加藤専一(高山),334-C・②☆土屋金康 (熱海),334-D・☆国分茂保 (小松),334-E・☆小林与志郎 (諏訪湖) 33 5複合地区:335-A・☆八木米次 (西宮中央),335-B・○☆吉川滋武 (大阪北浜船場),335-C・☆畑栄作(京都洛陽),335-D・☆滝竹蔵 (加古川) 〔注〕②☆大槻嘉男 (前地区ガバナー) 336複合地区:336-A・☆上田栄 (高知黒潮),336-B・☆常田修 (鳥取中央),336-C・◎☆神津幸直 (呉),336-D・○☆平下武千代 (江津) 337複合地区:337-A・○☆小原知利(行橋),337-B・◎☆小坂哲也 (大分)

9月 日本ライオンズ130,000名に達する

11月 クアラルンプールで第17回東洋東南アジア・フォーラ ム開催

1979年6月

モントリオールで第62回国際大会開催, ☆モーガン国際会長に就任, ☆村上薫国際第2副会長に就任, ☆加藤正見国際理事に就任

337複合地区が分割され、29地区となる

1979-80地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆矢部 四郎(東京霞ケ関),330-B・☆小林國臣(横須賀中央),330-C・○☆菅田唯雄(川越) 331複合地区:3 31-A・○☆三山英二(小樽中央),331-B・◎☆伊貝

実(釧路まりも) 332複合地区:332-A·☆蔦正邦 (弘前)、332-B・◎☆平野正喜(盛岡不来方)、332-C·☆永野陸夫(古川), 332-D·○☆池田亭一(白 河)、332-E·☆荒川参治(本荘) 333複合地区:33 3-A·○☆松本恵介(太田), 333-B·☆杉浦明(君 津) 〔注〕 ◎☆井上憲司(前地区ガバナー) 334複 合地区:334-A・◎☆篠田博正(名古屋中), 334-B・ ☆冨田光男(松阪)、334-C·☆片岡好秋(島田)、33 4-D·☆村本岸(富山)、334-E·○☆小嵐正三(長野 中央) 335複合地区:335-A·☆岸本芳郎(神戸ポー ト)、335-B·☆菊池二郎 (大阪天満)、335-C·☆上 西喜代治(京都橘), 335-D·○☆吉川貞一(龍野) 〔注〕 ◎吉川滋武(前地区ガバナー) 336複合地区:3 36-A·☆林正義(丸集)、336-B·☆尾崎芳郎(児 島)、336-C・○☆原田東岷 (広島)、336-D・◎☆村 田寿太郎(防府) 337複合地区:337-A·☆久原孝夫 (久留米りんどう)、337-B・☆佐竹季治(宮崎中央)、 337-C・☆喜多保(佐世保)、337-D・○☆村上望城 (能本マグナ) 「注〕 ◎☆小原知利(前地区ガバナー) 11月 | ソウルで第18回東洋東南アジア・フォーラム開催 1980年7月 シカゴで第63回国際大会開催、☆チャンドラー国際会

長に就任、☆村上薫国際第1副会長に就任、☆有本昌 平国際理事に就任

331複合地区が分割され、30地区となる。

1980-81地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆小 川清司(東京渋谷)、330-B·○☆浅野鉄男(横浜港 南)、330-C・☆海野陽(蕨) 331複合地区:331-A・ ○☆中山大五郎 (札幌アカシヤ)、331-B・☆山岸与 作(留萠)、331-C・◎☆大越勝巳(函館東) 332複 合地区:332-A·☆宮城嘉明 (八戸), 332-B·☆米谷 淳(大船渡)、332-C・◎☆錦戸光一郎(仙台エコ 一)、332-D・☆猪本実(福島中央)、332-E・○☆岡 部正美(酒田) 333複合地区:333-A・☆風間久雄

(新潟西), 333-B・○☆清水武男(水戸西) 〔注〕 ◎杉浦明(前地区ガバナー) 334複合地区:334-A・☆岡部利雄(碧南), 334-B・◎☆岩田治喜(岐阜), 334-C・○☆岡本一雄(浜松), 334-D・☆野坂格(福井), 334-E・☆平林正(松本深志) 335複合地区:3 35-A・☆近藤真一(宝塚), 335-B・☆藤岡京一(大阪北), 335-C・○☆伊豆蔵福治郎(京都鴨川), 335-D・☆河原道夫(城崎) 〔注〕◎☆吉川貞一(前地区ガバナー) 336複合地区:336-A・◎☆瀬川良雄(徳島中央), 336-B・○☆小田廣士(岡山東), 336-C・☆峰重信(能美島), 336-D・☆堀本日出男(柳井) 337複合地区:337-A・☆天野改造(北九州門司みなと), 337-B・児玉嘉生(別府中央), 337-C・○☆浜崎元(長崎中央), 337-D・◎☆岡山徹(国分隼人)

12月 バンコクで第19回東洋東南アジア・フォーラム開催 山岸与作死去、☆阿部富久(留萠みなと)331-B地区 ガバナーに就任

1981年4月 日本ライオンズ140,000名に達する

6月

日本で2,500番目のクラブ、八栗クラブが結成されるフェニックスで第64回国際大会開催、☆村上薫国際会長に就任、☆嘉悦康人国際理事に就任333複合地区が分割され、31地区となる。1981-82地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆高橋勝(東京文京)、330-B・○☆小宮山要二(甲府)、330-C・☆千島勲(熊谷) 331複合地区:331-A・○☆鍵谷光三(岩見沢中央)、331-B・◎☆広島廸則(帯広平原)、331-C・○☆山本松男(室蘭) 332複合地区:332-A・○☆横山園吉(黒石)、332-B・☆及川清(北上)、332-C・☆西條令終郎(石巻)、332-D・◎☆小野祐護(会津若松)、332-E・☆山田清助(六郷) 333複合地区:333-A・☆早川武雄(伊勢崎)、333-B・○☆佐藤貞夫(字都宮西)、333-C・☆式場倭

文夫(市川) 〔注〕 ◎☆清水武男(前地区ガバナー) 334複合地区:334-A・☆稲波泰一(一宮中),334-B・☆籠橋久衛(土岐),334-C・☆川島禮一(富士吉原),334-D・○☆宮崎彦九郎(金沢兼六),334-E・◎☆田中泰江(佐久) 335複合地区:335-A・◎☆大原重之(尼崎),335-B・○☆南野要(東大阪アポロ),335-C・◎☆宮津一(京都),335-D・☆柳田久一(姫路) 336複合地区:336-A・☆永井正三郎(伊予),336-B・◎☆岡空昇(境港),336-C・○☆北川範二郎(府中),336-D・☆森山松夫(松江)337複合地区:337-A・☆仁田辰治(福岡舞鶴第一),337-B・○☆工藤早苗(大分中央),337-C・◎☆中尾清澄(佐智),337-D・○☆古賀大策(熊本第一)

- 8月 式場倭文夫死去, ☆吉原稔人(市川)333-C地区ガバ ナーに就任
 - 10月 東京都で30周年記念全国大会開催

7月

12月 香港で第20回東洋東南アジア・フォーラム開催 有本昌平死去、☆坂口正一国際理事に就任 (1982年 4 月)

☆大原重之335複合地区協議会議長を辞任, ☆宮津一 同議長に就任(1982年2月)

アトランタで第65回国際大会開催、☆グラインドスタ

- 1982年5月 南野要死去, ☆藤岡京一(大阪北) 335-B地区ガバナーに就任(6月)
 - ッフ国際会長に就任 1982-83地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆内 田順夫(東京鶯谷),330-B・○☆神戸由雄(横浜東), 330-C・☆古川俊隆(岩槻) 331複合地区:331-A・ ◎☆浅井猛(札幌),331-B・○☆中川庄平(根室), 331-C・○☆宮崎英夫(苫小牧) 332複合地区:332-A・☆西正夫(青森),332-B・○☆島伊吉(釜石),33 2-C・☆副島良雄(仙台中央),332-D・☆成田幸一 (郡山中央),332-E・◎☆升川剛男(河北) 333複合

地区:333-A·☆杉本宗一郎(上越), 333-B·☆関勝 馬(日立), 333-C·○☆藤田定男(習志野) 〔注〕 ○☆佐藤貞夫(前地区ガバナー) 334複合地区:334-A·◎☆野田貴太郎(名古屋本丸),334-B·○☆石田 克久(四日市みなと)、334-C・☆沢野順治郎(静岡 葵)、334-D·☆井村東司三(高岡古城)、334-E·☆ 所沢千秀(伊那) 335複合地区:335-A·☆萬谷健二 (明石セントラル)、335-B・◎☆伊丹徳次(大阪旭 東)、335-C·○☆大塚正雄(京都平安)、335-D·☆ 藤田泰助(姫路中央) 336複合地区:336-A·☆下司 孝麿(高知), 336-B·☆浮田壽夫(津山), 336-C· ◎☆武井鹿之助 (三原)、336-D·○☆名和田豊 (山 陽) 337複合地区:337-A·○☆上原有城(北九州若 松)、337-B・◎☆原田慈教(宮崎フェニックス)、33 7-C·☆福田律三 (大村), 337-D·☆林榮光 (鹿児 島)

9月 島伊吉死去, ☆長谷川八三(釜石)332-B地区ガバナ ーに就任(11月)

11月 村上薫前国際会長死去

台北で第21回東洋東南アジア・フォーラム開催

ホノルルで第66回国際大会開催,☆ファウラー国際会

1983年6月

長に就任、☆谷川榮一国際理事に就任
1983-84地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆鈴木芳二(東京赤坂)、330-B・○☆金子義一(藤沢)、330-C・☆長島鐵郎(浦和北) 331複合地区:331-A・○☆小塩進作(札幌エルム)、331-B・○☆横山功(北見中央)、331-C・◎☆松田惇二(小樽みなと) 3 32複合地区:332-A・◎☆三上祐啓(弘前)、332-B・○☆山下知躬(水沢中央)、332-C・☆都築智慧蔵(仙台エイト)、332-D・☆吉川誠次(福島飯坂)、332-E・☆成田久蔵(鷹巣) 333複合地区:333-A・○☆小暮勝巳(館林)、333-B・☆佐々木敬介(小山栃木)、333-C・☆石橋光(千葉中央) [注] ◎☆藤田

定男(前地区ガバナー) 334複合地区:334-A・☆福井敏規(豊橋),334-B・☆井上孝二(大垣),334-C・◎☆吉田貢(磐田),334-D・○☆仙坊光男(福井中央),334-E・☆奥井重敬(長野) 335複合地区:3 35-A・☆浅井靖二(西宮),335-B・☆梅井龍一(堺),335-C・○☆加納庄平(京都東),335-D・◎☆在田一雄(西脇) 336複合地区:336-A・○☆松本彰(高松玉藻),336-B・☆林富士郎(倉敷),336-C・☆斎藤進(呉グリーン),336-D・◎☆宇都宮貞尚(徳山東) 337複合地区:337-A・◎☆中村泰山(直方),337-B・☆羽田野義孝(別府いでゆ),337-C・☆大久保博舜(諫早),337-D・○☆富山堅次(沖縄)

マニラで第22回東洋東南アジア・フォーラム開催

11月 1984年7月

サンフランシスコで第67回国際大会開催、☆メイソン 国際会長に就任、☆小川清司国際理事に就任 1984-85地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆久 田孝(東京京橋)、330-B·○☆近藤俊朗(川崎北)、 330-C・☆池田喜重(ト尾) 331複合地区:331-A・ ○☆遊佐高官(札幌ライラック)、331-B・◎☆木下 正行(旭川大雪)、331-C·☆浮田誠夫(静内) 332 複合地区:332-A·☆河村忠輔(八戸), 332-B·◎☆ 大野泰一(盛岡不来方)、332-C·○☆早坂延夫(古 川中央), 332-D·☆小野田英雄(原町), 332-E·☆ 奥山亨吉(天童) 333複合地区:333-A·○☆堤昇三 郎 (新潟)、333-B・☆小野武夫 (土浦)、333-C・☆ 秋場寛(上総一宮) 〔注〕 ◎☆小暮勝巳(前地区ガバ ナー) 334複合地区:334-A・○☆大森三郎(春日 井)、334-B・☆木澤彰 (美濃加茂)、334-C・☆髙村 実(沼津)、334-D·☆中田良三(能美)、334-E・◎ ☆伊藤尊一(松本アルプス) 335複合地区:335-A・ ○☆瀧川左近(神戸六甲), 335-B·☆北畑金治(八 尾)、335-C・◎☆大橋和孝(京都紫明)、335-D・☆ 井上弘(八鹿) 336複合地区:336-A·◎☆岡元大三

(徳島眉山), 336-B・○名越勉(倉吉), 336-C・☆長崎孝(広島鯉城), 336-D・☆斧山信佐久(益田) 33 7複合地区:337-A・☆重藤武夫(大牟田), 337-B・☆草本玉喜(大分), 337-C・○☆神尾廣海(唐津レインボー), 337-D・◎☆松本文雄(宇土)

9月1985年6月

札幌で第23回東洋東南アジア・フォーラム開催 ダラスで第68回国際大会開催,ロブレスキー国際会長 に就任、☆仁井岡武司国際理事に就任

1985-86地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆山 口敏彦(東京神楽坂), 330-B·○☆多田信一(横浜 神奈川), 330-C·☆栗原洋三郎(東松山) 331複合 地区:331-A·○☆少覚納 (滝川), 331-B·☆中野 栄(稚内). 331-C·☆成松高明(室蘭東) 〔注〕 ◎ ☆遊佐高宣(前地区ガバナー) 332複合地区:332-A·☆八巻慶治(浪岡)、332-B·☆澤田信夫(宮古 岩手)、332-C・◎☆曽根哲男(仙台グリーン)、332-D·○☆矢内芳夫 (石川), 332-E·☆五十嵐卓 (大 曲) 333複合地区: 333-A·☆安藤賢一(高崎和田), 333-B・○☆田部井澄 (宇都宮中央), 333-C・☆橋口 一夫(銚子中央) [注] ◎☆堤昇三郎(前地区ガバナ -) 334複合地区:334-A·☆本山亨(名古屋北),3 34-B · ◎☆小川四郎 (伊賀上野), 334-C · ○☆長崎 浅治 (清水), 334-D·☆村清 (富山), 334-E·☆堀 内泉(上田城南) 335複合地区:335-A·◎☆鹿谷和 男(尼崎北), 335-B·○☆金谷貢(守口), 335-C· ☆渡辺福之助 (八日市)、335-D・☆井上文雄 (相生) 336複合地区:336-A·☆山本哲也(新居浜), 336-B·◎☆大岸満正(岡山), 336-C·○☆山仲一二(広 島デルタ)、336-D·☆高藤博(岩国) 337複合地 区:337-A·☆井澤鐵雄(北九州勝山),337-B·○☆ 高橋重行(延岡), 337-C·◎☆土井博司(佐世保中 央). 337-D·☆遠矢善栄(大口)

11月 シンガポールで第24回東洋東南アジア・フォーラム開

催

1986年7月

ニューオーリンズで第69回国際大会開催、☆アケスタ ム国際会長に就任、☆繁富一雄国際理事に就任 1986-87地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆尾 平聰男(東京新橋), 330-B·○☆松本賢治(横浜 南)、330-C·☆清水徳蔵(新座) 331複合地区:33 1-A・☆千葉多加雄(札幌もいわ)、331-B・☆畑中明 (紋別)、331-C・◎☆三河新太郎(函館) 332複合地 区:332-A·○☆出戸端三次(青森中央), 332-B·☆ 工藤一彦(大迫早池峰)、332-C・☆黄川田喜典(女 川)、332-D・◎☆鈴木文雄(福島中央)、332-E・○ 武田茂(新庄) 333複合地区:333-A・☆相澤春吉 (新潟セントラル), 333-B・○☆中山正(水戸), 33 3-C·☆平井勇(館山)〔注〕◎☆田部井澄(前地区 ガバナー) 334複合地区:334-A·☆遠山邦孝(名古 屋)、334-B・☆林義榮(岐阜)、334-C・☆加藤俊助 (浜松)、334-D・☆高野修一(鯖江)、334-E・○☆本 多薫 (岡谷) 〔注〕 ◎☆村清 (前地区ガバナー) 335 複合地区:335-A·○☆大崎恵太朗(神戸須磨),335 -B・◎☆横山只義 (大阪南)、335-C・☆中村正作 (京都西)、335-D·☆法旨筆夫(姫路大手前) 336複 合地区:336-A·☆奥島団四郎(松山道後),336-B・ ☆松尾邦也(津山鶴山)、336-C·○☆石井淳(福 山)、336-D・○☆武田一良(下関ウエスト) [注] ◎☆小林政夫(元地区ガバナー) 337複合地区:337-A・○☆土屋呂武(福岡)、337-B・◎☆友岡義和(別 府), 337-C·☆小川勇一(長崎), 337-D·☆中村愛 一(官野濟普天間)

10月 1987年4月

ソウルで第25回東洋東南アジア・フォーラム開催 大崎恵太朗死去, ☆石﨑隆雄(神戸須磨)335-A地区 ガバナーに就任(5月)

7月 台北で第70回国際大会開催, ☆スティーブンソン国際 会長に就任, ☆小川清司国際第3副会長に就任, ☆槌 橋秀一国際理事に就任

1987-88地区ガバナー 330複合地区:330-A・⑥☆川 鳥達人(東京銀座). 330-B·○☆花輪孝夫(峡西), 330-C・☆齊藤正男(川越初雁) 331複合地区:331-A・○☆窪田賢三 (札幌ポプラ)、331-B・◎☆佐藤勲 (釧路丹頂)、331-C・○☆石橋幹雄(小樽グリーン) 332複合地区:332-A·○☆石戸谷忻一(弘前東 奥)、332-B·○☆千葉一郎(一関中央)、332-C·☆ 菊地伸治(仙台青葉), 332-D·☆鳴瀬寛爾(会津喜 多方)、332-E·◎☆中村實(秋田千秋) 333複合地 区:333-A·☆斎藤辰二(前橋),333-B·☆大平一巳 (字都宮), 333-C·○☆手塚勇(富津) 〔注〕◎☆中 山正(前地区ガバナー) 334複合地区:334-A・◎☆ 杉江一二(常滑), 334-B·○☆谷清一郎(菰野), 33 4-C・☆七澤三郎(三島), 334-D・☆小倉慶春(金 沢)、334-E・☆新井千廣(長野篠ノ井) 335複合地 区:335-A·☆山村至(芦屋),335-B·☆速水常興 (和歌山葵), 335-C·○☆田中弘(京都桃山), 335-D·◎☆中塚靖雄(姫路) 336複合地区:336-A·○ ☆金山光利(高知桂)、336-B・☆尾坂雅人(鳥取い) なば)、336-C・☆向井達観 (尾道瑠璃)、336-D・○ ☆長岡俊雄(出雲)[注] ◎☆滝川弘信(元地区ガバ ナー) 337複合地区:337-A・◎☆波多江保(糸島), 337-B·戎井敬祐(宮崎橘), 337-C·☆横尾貞美(鳥 栖). 337-D·○☆田中鶴夫(熊本中央)

10月 日本ライオンズ150,000名に達する

11月 バンコクで第26回東洋東南アジア・フォーラム開催 1988年7月 デンバーで第71回国際大会開催、☆ジェニングス国際 会長に就任、☆小川清司国際第2副会長に就任、☆相 澤春吉および☆岡元大三国際理事に就任

> 1988-89地区ガバナー 330複合地区:330-A・○☆中 尾是正(東京渋谷), 330-B・◎☆山口雄司(藤沢), 330-C・☆千葉優男(浦和) 331複合地区:331-A・

◎☆福島潔(岩見沢)、331-B・☆増井實治(名寄)、 331-C·○☆福原周一(苫小牧中央) 332複合地区: 332-A・◎千葉満 (八戸白鷗), 332-B・○☆菊地宏 (千厩)、332-C·○☆佐藤利作(古川古城)、332-D· ☆木川佳則(郡山), 332-E·☆佐藤留雄(米沢中央) 333複合地区:333-A·○☆登坂行雄(十日町),33 3-B·☆龜山利彦 (水戸葵), 333-C·☆小泉昭 (船) 橋)〔注〕◎☆手塚勇(前地区ガバナー) 334複合地 区:334-A·☆萩原幹也(豊橋),334-B·☆日下部尚 (高山), 334-C・◎☆小野俊夫 (藤枝), 334-D・○島 憲誠(高岡志貴野)、334-E·☆和田甲子郎(松本中 央) 335複合地区:335-A・○☆樽谷清一(尼崎)、3 35-B·☆山田洋太郎(曹中), 335-C·◎☆森脇修 (福知山). 335-D・☆岡田瀬三郎(加古川) 336複合 地区:336-A・☆石橋忠男(髙松東)、336-B・○☆満 谷士郎 (玉島)、336-C·☆安田豊登 (竹原)、336-D・☆岡部巌(宇部) 〔注〕 ◎☆林正義(元地区ガバ ナー) 337複合地区:337-A·☆尾上久(北九州くき なみ)、337-B・☆相沢就道(国富)、337-C・○☆宮 原陽(佐世保)、337-D·◎☆石原光雄(鹿児島)

12月 | 手塚勇死去、☆登坂行雄333複合地区協議会議長に就 任

1989年6月

香港で第27回東洋東南アジア・フォーラム開催 マイアミで第72回国際大会開催、☆ウーラード国際会 長に就任, ☆小川清司国際第1副会長に就任, ☆篠田 博正国際理事に就任

1989-90地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆ 加々尾一夫(東京五反田), 330-B·○☆馬本克美 (川崎南)、330-C・☆関根利夫(大宮北) 331複合地 区:331-A・○☆松原文爾 (札幌クラーク)、331-B・ ○☆田村憲行(富良野),331-C・◎☆野村政勝(室 蘭中央) 332複合地区:332-A・☆木村重治(五所川 原), 332-B・◎☆加藤芳太郎(盛岡中津川), 332-

C·○☆鈴木康彦(仙台五城), 332-D·○☆南大作 (川俣)、332-E·☆高橋廣治(大館) 333複合地区: 333-A·◎☆大島宗作(桐牛中央), 333-B·○☆麻野 弘郎(足利)、333-C·☆寺嶋周三(柏) 334複合地 区:334-A·○☆小菅康正、334-B·☆中村幸昭(鳥 羽). 334-C·☆佐藤敏郎 (新居町). 334-D·☆三好 勇(武生), 334-E·◎☆樫山幹男(佐久) 335複合 地区:335-A·◎☆岡田仁(神戸西), 335-B·○☆菅 野敦次 (大阪住吉), 335-C·☆細川俊二 (彦根), 33 5-D·☆樋口實(姫路鷺城) 336複合地区: 336-A· ☆砂川健治(徳島西)、336-B・◎☆千々木昭平(岡 山東). 336-C·○☆山田隆一 (安芸). 336-D·☆山 中健三(下松) 337複合地区:337-A·☆三原晴正 (苅田), 337-B·○☆中野公平(杵築), 337-C·◎☆ 宮崎幸康(鳥原)、337-D·☆鳥袋全一(官野湾普天 間)

9月 小川国際第1副会長死去

11月 台北で第28回東洋東南アジア・フォーラム開催

1990年2月 日本ライオンズ160,000名に達する

7月 セントルイスで第73回国際大会開催,ビッグス国際会長に就任,☆米島忍国際理事に就任
1990-91地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆名波倉四郎(東京杉並東),330-B・○☆野口順雄(横浜戸塚),330-C・☆高橋伸嘉(草加)331複合地区:331-A・○☆萩本和夫(札幌),331-B・◎☆横手孝(帯広かしわ),331-C・○☆熊野志郎(函館北斗)332複合地区:332-A・☆柴田一二(青森八甲),332-B・☆福成覚(釜石リアス),332-C・◎☆太田廣茂(仙台萩),332-D・○菅原敏(いわき小名浜),332-E・○☆阿部恒夫(村山)333複合地区:333-A・☆長谷川恕(長岡蒼柴),333-B・◎☆菅澤亨(土浦亀城),333-C・○☆長嶋彪(佐原)334複合地区:334-A・☆墨武司(一宮中),334-B・◎☆林秀司(美濃

大野)、334-C・○☆外山義一(富士岳南)、334-D・☆細川久米夫(松任)、334-E・☆水野良治(駒ヶ根) 335複合地区:335-A・☆井本隆一(伊丹有岡)、335-B・◎☆亀井良次(岸和田中央)、335-C・☆小鍜冶隆一(奈良)、335-D・○☆古城猛彦(赤穂) 336複合地区:336-A・☆桑村恒夫(今治)、336-B・☆岩崎實義(米子グレート)、336-C・○☆吉岡雅也(神辺)、336-D・○☆岡田善富(松江湖城) [注] ◎☆石井淳(元地区ガバナー) 337複合地区:337-A・○☆古賀貢(大川中央)、337-B・◎☆帆秋慈裕平(大分中央)、337-C・☆田中久雄(武雄)、337-D・☆多田隈和成(熊本キャッスル)

10月 1991年3月

マニラで第29回東洋東南アジア・フォーラム開催 日本で3,000番目のクラブ,豊岡こうのとりクラブが 結成される ブリスペンで第74回国際大会開催。☆パンカー国際会

6月

長に就任. ☆菊地伸治国際理事に就任 1991-92地区ガバナー 330複合地区:330-A・山口桂 告 (東京ト野)、330-B・◎☆海沼昭 (甲府中央)、33 0-C・○☆川島清(行田) 331複合地区:331-A・◎ ☆春野守夫(札幌もいわ)、331-B・○☆有里伸一 (網走)、331-C・○☆加藤三郎(静内) 332複合地 区:332-A·○☆佐藤巳代吉(弘前チェリー),332-B·☆岡本由久(北上)、332-C·☆別部八郎(白石)、 332-D·◎☆鈴木豊二(白河), 332-E·○☆山崎勝秀 (横手) 333複合地区:333-A·☆吉濱和夫(高崎), 333-B・◎☆檜山道 (宇都宮南), 333-C・○吉田政勝 (習志野) 334複合地区:334-A·☆今野寿泰(豊田 南)、334-B・☆恩田正二(鈴鹿)、334-C・☆片山敏 朗(静岡橋). 334-D·◎☆家城潔(富山神通). 334-E·○☆若麻績倍雄(長野) 335複合地区:335-A· ☆永田良一郎(神戸三宮)、335-B・☆岩田正太郎 (池田)、335-C・○☆塚本達也(京都サウス)、335D・◎☆竹内弘(姫路中央) 336複合地区:336-A・ ○宮内政三(松山東),336-B・☆赤堀和一郎(津山 やよい),336-C・☆安部俊美(三原浮城),336-D・ ◎☆植野芳樹(柳井) 337複合地区:337-A・◎☆杉 原一志(福岡博多東),337-B・☆河野通(宮崎第 一),337-C・☆上田市次(大村),337-D・○吉田憲 史(熊本)

8月~9月

守山市で世界青年会議(ライオンズクラブ国際協会創立75周年記念事業)開催

10月

鈴木豊二死去, ☆猪本実(福島中央)332-D地区ガバナー並びに332複合地区協議会議長に就任(11月)

11月 1992年6月

11月 神戸市で第30回東洋東南アジア・フォーラム開催 香港で第75回国際大会開催、☆メータ国際会長に就 任、☆土屋呂武および☆山口雄司国際理事に就任 1992-93地区ガバナー 330複合地区:330-A・○☆渡辺 豊隆 (東京紀尾井町), 330-B・☆星野敏治 (横浜イ ースト)、330-C・◎☆大野元昭(川口) 331複合地 区:331-A·○☆近藤冨貴雄(滝川中央),331-B·○ ☆山田稔(旭川平和), 331-C·◎☆松島實(小樽) 332複合地区: 332-A·○☆別部辰一 (三沢), 332-B·○☆飯坂重雄(前沢), 332-C·☆馬場武雄(仙台 五城), 332-D·☆酒井誠一(梁川), 332-E·◎☆井 上厚(酒田) 333複合地区:333-A·○☆松原進(柏 崎米山), 333-B·☆奥田俊亮 (水戸西), 333-C·◎ ☆矢田常吉(千葉中央) 334複合地区:334-A·◎☆ 柳澤次郎(名古屋東), 334-B·○☆伊藤伸一(瑞 浪), 334-C·☆寺田市郎 (磐田), 334-D·☆岡本等 (福井), 334-E·☆砂田繁雄(大町) 335複合地区: 335-A·○☆澤徳一 (三田), 335-B·☆安藤純次 (大 阪曽根崎)、335-C·◎福井正憲(山城)、335-D·☆ 山口孝雄(播磨) 336複合地区:336-A·◎☆田岡登 (高知鷹城), 336-B·○柴田髙志(児島鷲羽), 336-C・☆赤川安善(呉ブルー), 336-D・☆下川好通(下

関響灘) 337複合地区:337-A・☆坂本好市(つしま),337-B・☆岩男彰(湯布院),337-C・○大久保彦(長崎東),337-D・◎☆市来健史(鹿児島谷山)

10月 | 仙台市で40周年記念大会開催

11月 クアラルンプールで第31回東洋東南アジア・フォーラム開催

1993年7月

ミネアポリスで第76回国際大会開催,☆コフィ国際会長に就任,名越勉国際理事に就任

1993-94地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆吉 永貞雄(東京日本橋)、330-B·〇山下秀男(川崎多 壓川)、330-C・☆清水常夫(大宮氷川) 331複合地 区:331-A・○☆中野正袖(札幌オーロラ), 331-B・ ◎☆湯佐英司(旭川東)、331-C・○☆吉田久吉(苫 小牧白鳥) 332複合地区:332-A·◎☆乗田幸三(青 森). 332-B·○☆千田耕作(久慈). 332-C·○☆斎 藤清助(多賀城)、332-D·☆中村昌道(会津若松鶴 城)、332-E·☆齋藤新二(秋田中央) 333複合地 区:333-A·◎☆吉濹弥彦(伊勢崎中央),333-B·○ ☆道山新一(佐野)、333-C・☆松丸善次郎(下総中 山) 334複合地区:334-A·☆木村日出雄(名古屋本 丸)、334-B·西村和茂 (亀山)、334-C·◎☆日下部 和浩(沼津千本)、334-D·○☆作田勝(金沢兼六)、 334-E·☆北原守靭(丸子) 335複合地区:335-A· ◎☆多久良男(神戸垂水)、335-B・○☆内山宏(枚 方中央), 335-C·☆岡本邦彦 (京都), 335-D·☆岡 田信次郎(姫路大手前) 336複合地区:336-A·☆塩 田正久 (観音寺)、336-B·◎☆植本辰雄 (岡山)、33 6-C・○林春樹 (広島鯉城), 336-D・☆向正美 (浜 田) 337複合地区:337-A·☆秦三郎(福岡玄海) 3 37-B・○☆宇都宮文夫 (大分), 337-C・◎☆溝口茸 雄(佐賀中央)、337-D・☆前森一徳(那覇守礼)

11月 | ソウルで第32回東洋東南アジア・フォーラム開催 1994年 7月 | フェニックスで第77回国際大会開催,グリマルディ国

際会長に就任. ☆松原文彌国際理事に就任 1994-95地区ガバナー 330複合地区:330-A・○☆池崎 道男 (東京)、330-B・◎新堀豊彦 (横浜ニューポー ト) 330-C·☆柏木清英(与野) 331複合地区:33 1-A·◎☆山形政明(札幌時計台), 331-B·○☆出村 勝信(稚内), 331-C·○☆斎藤光史(室蘭北斗) 33 2複合地区: 332-A·工藤賢治 (黒石鳥城), 332-B· ◎☆斎藤寅蔵(盛岡観武). 332-C·○☆飯岡重雄 (仙台宮城野), 332-D·○伊藤弥栄(郡山開成), 332 -E·廣瀬常男(上山) 333複合地区:333-A·◎☆竹 ノ内智光 (新潟南)、333-B・☆木村敬之介(常陸太 田), 333-C·○☆江畑耕作(旭) 334複合地区: 334 -A·○☆松本喜久也(安城) 334-B·松波英一(岐 阜南). 334-C·☆谷寅吉 (清水羽衣), 334-D·☆橘 康太郎(高岡中央), 334-E·◎☆小川明人(茅野) 335複合地区: 335-A·☆森照雄(南淡). 335-B·◎ ☆釜下正純(堺浜寺)、335-C·☆篠原實(京都洛 陽), 335-D·○☆小谷果(豊岡) 336複合地区: 336 -A·☆高橋正文 (徳島東), 336-B·☆来間廉 (米子 中央), 336-C·◎☆大井孝三(広島), 336-D·○緒 方正道(宇部新川) 337複合地区:337-A·○☆岡本

12月1995年7月

(荒尾)

12月 バンコクで第33回東洋東南アジア・フォーラム開催17月 ソウルで第78回国際大会開催, ☆ワンダー国際会長に 就任, 福井正憲国際理事に就任

房一(北九州高塔),337-B・◎☆森竹勇夫(延岡), 337-C・川尻康平(佐世保東),337-D・☆伊藤智章

1995-96地区ガバナー 330複合地区:330-A・○宇田川雄弘(東京練馬),330-B・☆鮎川良雄(甲府),330-C・◎戸塚隆(岩槻)331複合地区:331-A・○☆落合錦二(札幌ライラック),331-B・○☆青柳健一(根室),331-C・◎☆斎藤寿一(函館海峡)332複合地区:332-A・☆児島理(弘前中央),332-B・☆諸岡

俊雄 (紫波)、332-C・◎☆庄子代一 (仙台シティ)、 332-D・○☆安齋文夫 (二本松). 332-E・○☆谷内忠 蔵(能代) 333複合地区:333-A·○久保田喜平(太 田中央)、333-B・ @ ☆麻牛貞市 (小山)、333-C・☆ 林静誠(船橋中央) 334複合地区:334-A・◎☆野田 京二郎 (名古屋サウス)、334-B・☆村田太吉 (朝 明). 334-C·○☆金森武夫 (浜松), 334-D·☆家髙 二郎(敦賀)、334-E・☆繁田信(長野白樺) 335複 合地区:335-A·☆団忠夫(神戸東),335-B·☆石井 博(大阪桜之宮)、335-C·○☆伊藤誠一(京都鴨 川)、335-D・◎☆江尻通麿(姫路白鷺) 336複合地 区:336-A・◎ (1月から)☆高岡祐三 (伊予三島). 336-B・○(1月から)☆片山准(岡山ひかり) 336 -C・藤井基博 (福山東), 336-D・◎☆ (12月迄) 古 谷篤牛(防府ゴールデン) 337複合地区:337-A・◎ ☆小松弘義(飯塚)、337-B·☆亀元利幸(都城)、33 7-C·☆出口喜男 (諫早), 337-D·○☆有馬駿一 (川 内)

12月 香港で第34回東洋東南アジア・フォーラム開催 古谷篤生死去, ☆高岡祐三336複合地区協議会議長に 就任(1月)

7月 | モントリオールで第79回国際大会開催、☆ソリバ国際

1996年3月 2002年国際大会大阪開催が決定

会長に就任,吉田憲史国際理事に就任
1996-97地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎菅原雅雄(東京堀留),330-B・○内田勤(小田原),330-C・☆藤村秀(上尾) 331複合地区:331-A・○☆木村伸男(岩見沢中央),331-B・◎☆堀口泰司(釧路みなと),331-C・○☆猿橋肇(伊達) 332複合地区:332-A・○倉成論(八戸中央),332-B・☆千葉實(一関中央),332-C・☆成澤治夫(石巻),332-D・◎☆菅野俟夫(みちの〈鹿島),332-E・○佐藤悌次郎(寒河江) 333複合地区:333-A・○☆鬼木雅治(新

発田), 333-B・◎☆富塚浩(竜ケ崎), 333-C・○浮谷俊行(松戸) 334複合地区:334-A・竹内淳一(半田), 334-B・山田實紘(美濃加茂), 334-C・☆稲葉八郎(伊東) 334-D・◎☆釣谷利夫(金沢東), 334-E・○☆中井喜一郎(明科) 335複合地区:335-A・○☆岸本潔(明石), 335-B・☆中野進(松原), 335-C・◎☆広瀬来三(京都紫明), 335-D・☆内海政好(山崎) 336複合地区:336-A・◎☆森川正俊(松山), 336-B・○☆山下忠雄(真庭), 336-C・藤原寿雄(尾道), 336-D・加藤哲夫(出雲中央) 337複合地区:337-A・林榮一(八女), 337-B・佐々木智英(鶴崎), 337-C・○☆岸正人(肥前有田), 337-D・◎☆森田官(沖縄)

11月 台北で第35回東洋東南アジア・フォーラム開催 1997年 1 月 内海政好死去,☆伊藤勉(山崎)335-D地区ガバナー に就任

> フィラデルフィアで第80回国際大会開催、☆パターソ 7月 ン国際会長に就任. ☆大野泰一国際理事に就任 1997-98地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆塩田 勇昭 (東京巣鴨)、330-B・☆廣瀬恒彦 (横浜おおと り)、330-C·○清水延浩(加須) 331複合地区:33 1-A・◎☆繁富文承 (札幌フロンティア)、331-B・○ ☆栗原太郎 (北見)、331-C・○☆鈴木博 (小樽うし お) 332複合地区:332-A·○☆西谷光郎(尾上),3 32-B·○☆金野享(陸前高田), 332-C·☆上田隆 (若柳)、332-D·☆平田一男 (須賀川)、332-E・◎榊 田進(大曲) 333複合地区:333-A·○☆糸井久夫 (高崎), 333-B・○☆大津三郎 (足利西), 333-C・◎ ☆飯塚一郎(成田) 334複合地区:334-A·◎☆井澤 一義 (豊橋), 334-B·○☆中西久雄 (松阪中央), 33 4-C・山﨑勝正 (御殿場) 334-D・高岸和男 (魚津), 334-E·佐藤清人(軽井沢) 335複合地区: 335-A· ◎☆田村常夫(伊丹有岡), 335-B·○竹本實生(池

田), 335-C・☆植野孟 (福知山), 335-D・☆大西安夫 (加古川シーサイド) 336複合地区: 336-A・☆中澤芳信 (高知中央), 336-B・☆細田繁基 (鳥取中央), 336-C・◎☆宮本忠治 (呉), 336-D・○浜村悟郎 (岩国錦) 337複合地区: 337-A・☆網田省吾 (北九州小倉), 337-B・○西村篤乃 (宮崎ひむか), 337-C・◎☆徳永洋 (松浦), 337-D・☆住本親人 (宇土)

11月 1998年7月 マニラで第36回東洋東南アジア・フォーラム開催 バーミンガムで第81回国際大会開催,ハバナナンダ国 際会長に就任,☆大野元昭国際理事に就任 332複合地区内の332-E地区が分割され,32地区とな る。

1998-99地区ガバナー 330複合地区:330-A・富田純 明(東京目黒)、330-B·☆金子憲男(横浜戸塚中 央)、330-C・☆井上嘉一(和光) 331複合地区:331 -A·○☆定岡孝明(深川), 331-B·○☆小泉千万 (十別)、331-C・◎☆瀬野篤史(苫小牧) 332複合地 区:332-A・◎十田謙 (青森あすなろ)、332-B・○☆ 佐藤和治(遠野)、332-C・☆佐藤勝彦(仙台エコ 一)、332-D・☆寺田一男(福島中央)、332-E・☆長 谷川昌弘 (鶴岡朝暘)、332-F・☆佐藤廣芳 (本荘) 333複合地区:333-A·◎☆志田宗夫(燕),333-B· ○☆大武静雄 (下館)、333-C·○笹本瞭 (市川東) 334複合地区:334-A·林孝(名古屋名城),334-B· ☆小川威彦(養老)、334-C・◎☆清水謙太郎(焼 津)、334-D·○☆吉岡幸一(福井本丸)、334-E·有 賀保(辰野) 335複合地区:335-A・☆吉田隆一(神 戸ウエスト)、335-B・◎☆山崎勝己(茨木)、335-C・☆西村友一(京都西)、335-D・○☆藤原茂(小 野) 336複合地区:336-A·☆久米一郎(高松),336 -B・☆林幹爾 (西大寺)、336-C・◎☆調子昭雄 (広 島平和)、336-D·○岩田篤明(松江葵) 337複合地 区:337-A·○☆水江和昭(福岡鴻臚館), 337-B・◎

11月 1999年7月

☆丸田庸 (宮崎はまゆう)、337-C・☆鈴木鋼作(長 崎中央), 337-D・☆塩倉安伸(鹿児島さつま)

構近で第37回東洋東南アジア・フォーラム開催 サンディエゴで第82回国際大会開催、アービン国際会 長に就任、藤井基博および竹内淳一国際理事に就任 1999-2000地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎☆見 上良也(東京愛宕山), 330-B·☆鈴木康王(川崎臨 海), 330-C·○小峰理孝(浦和) 331複合地区: 33 1-A・○☆坂本齊(札幌エルム), 331-B・◎新井将市 (帯広かしわ)、331-C・○☆遠山富士夫(室蘭) 332 複合地区: 332-A·☆高橋譽四男 (弘前東奧), 332-B · ◎ 黒澤康男 (盛岡南), 332-C · ○ ☆ 大津東一郎 (多智城), 332-D·☆中島輝哉 (会津坂下), 332-E· 小林義昌(山形中央)、332-F・豊田堯(秋田) 333 複合地区:333-A・関口延木(高崎中央),333-B・☆ 阿久津壽一(西那須野)、333-C·○岡野正義(千葉) 「注〕 ◎☆糸井久夫 (元地区ガバナー) 334複合地 区:334-A·○☆大脇正太郎(江南),334-B·西城久 降 (四日市中央)、334-C·☆小野田茂里 (掛川)、33 4-D· 荒木龍平 (羽昨), 334-E· ◎中澤卓三 (長野千 曲) 335複合地区: 335-A·☆遠藤英二(神戸(ホス ト)), 335-B·☆椋本善之 (大阪住之江), 335-C·○ 西川千大(京都平安), 335-D·◎☆三木尚敏(姫路 暨城) 336複合地区:336-A·☆荒瀬孝之(阿南),3 36-B·○☆高島宏彰 (米子), 336-C·三上純一郎 (広島ニュー)、336-D・◎☆鳴本聡和(下関東) 337 複合地区:337-A·◎☆箱田重之(若杉福岡),337-B·☆植山信夫 (四日市·大分)、337-C·☆林敢爲 (神埼), 337-D·○☆杉田貞治(菊池)

11月 シンガポールで第38回東洋東南アジア・フォーラム開 催

2000年6月 ホノルルで第83回国際大会開催、☆ベアール国際会長 に就任、☆団忠夫国際理事に就任

2000-2001地区ガバナー 330複合地区:330-A・○☆小 坂哲瑯 (東京日比谷), 330-B·◎神田信男 (横浜中 央). 330-C·☆渡辺直一(春日部) 331複合地区:3 31-A・◎☆藤原聖(札幌スノー)、331-B・○☆山根 久七(留萌)、331-C·○☆小野善男(函館中央) 33 2複合地区:332-A・其田桂(むつ), 332-B・中村好 雄 (北上)、332-C・◎千葉正勝 (仙台萩)、332-D・ ○☆遠藤宗一(郡山), 332-E·☆大塚孝元(南陽), 332-F·☆山脇博治(大館北) 333複合地区:333-A・○☆高森博 (三条)、333-B・◎☆細田誠治 (水戸 東)、333-C·☆木下務(船橋) 334複合地区:334-A・☆大久保定(岡崎南). 334-B・◎☆逢坂昭一(高 村上明(高岡)、334-E・☆若宮昭三(穂高) 335複 合地区:335-A・○☆日下実(尼崎南),335-B・中田 勝昭 (大東)、335-C・◎☆納屋嘉治 (京都)、335-D·☆木南岩男(龍野) 336複合地区:336-A·☆小 松武道 (新居浜)、336-B・◎☆上原進 (岡山西)、33 6-C・○☆中野喜代徳 (広島)、336-D・前村隆規 (宇 部ときわ) 337複合地区:337-A·☆増崎三則(福岡 北)、337-B・☆武永向一郎(都城きりしま)、337-C・○小鳥居衷(波佐見)、337-D・◎☆水間良信(大 口菱刈)

11月 **20**01年7月 釜山で第39回東洋東南アジア・フォーラム開催 インディアナポリスで第84回国際大会開催,ムーア国 際会長に就任,☆K.フクシマ国際第1副会長に就任, ☆麻牛貞市国際理事に就任

2001-2002地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎中野了(東京渋谷),330-B・○久津間康允(小田原白梅),330-C・齋藤達(狭山) 331複合地区:331-A・○竹内武司(札幌時計台),331-B・○福士祐三(富良野),331-C・◎☆高山博志(小樽中央) 332複合地区:332-A・☆神山公佑(八戸三八城),332-B・☆

菊地啓吾 (江刺岩手), 332-C·☆松浦斉 (名取), 33 2-D· ◎能坂英二 (福島). 332-E· ○☆田中達 (東 根) 332-F·○菅原潤司(構手) 333複合地区:333 -A·☆板垣金三(前橋中央), 333-B· ⑥金子長次 (字都宮中央), 333-C·○後藤隆一(柏中央) 334複 合地区:334-A·☆加藤正彦(名古屋みなと), 334-B·沖中義孝(名張)、334-C·☆石井洋治(静岡青 葉)、334-D・◎吉田敏貢(福井葵)、334-E・○滝澤 巖(坂城) 335複合地区:335-A·◎☆大塚利博(西 宮)、335-B・○加納久雄(堺)、335-C・杉山修(京 都堀川), 335-D·大西政一(姫路白嶺) 336複合地 区:336-A·◎☆宮内浩四郎(松山西),336-B·☆本 渡磊 (津山)、336-C・○☆神原武志 (福山グリー ン)、336-D・山下薫(山口) 337複合地区:337-A・ 和田政市(北九州戸畑), 337-B·○田崎登保(日 向), 337-C· ◎☆井村一男 (諫早), 337-D· ☆中西 久爾 (那覇東)

12月 バンコクで第40回東洋東南アジア・フォーラム開催

2002年3月 東京クラブ結成50周年

5月 団忠夫国際理事死去

7月 大阪で第85回国際大会開催, ☆ K.フクシマ国際会長 に就任, ☆矢部四郎国際理事に就任

2002—2003地区ガバナー 330複合地区:330-A・☆今井三和(東京京橋),330-B・○伏見龍(横浜みなとマリン),330-C・◎長島進(朝霞) 331複合地区:331-A・○岩井淳佳(札幌アカシヤ),331-B・◎☆龍後廣幸(旭川北斗),331-C・○荒川隆志(室蘭東)332複合地区:332-A・○佐々木公穂(中里),332-

B・髙橋義太郎 (藤沢岩手), 332-C・ (), 332-D・☆清野政人 (いわき勿来). 332-E・

◎奥山紘一(天童王将),332-F・○☆高橋清(大曲)333複合地区:333-A・○☆廣田靖夫(新潟セントラル),333-B・☆岡野劫好(土浦環),333-C・◎☆

飯塚信一(成田) 334複合地区:334-A・◎☆奥村仁志(東海),334-B・○☆渡辺祥(岐阜城),334-C・☆西村元雄(浜松),334-D・☆山田純郎(美川),334-E・☆太田道信(岡谷) 335複合地区:335-A・☆門田勝(神戸すずらん),335-B・◎☆重松良次(茨木),335-C・☆高城利治(山城),335-D・○山本孜(姫路中央) 336複合地区:336-A・☆宮地健三(高地黒潮),336-B・尾﨑明雄(倉吉打吹),336-C・○高田健司(福山葦陽),336-D・◎☆安井昭雄(松江湖城)337複合地区:337-A・○澁田繁晴(飯塚),337-B・◎☆小ケ内和義(日田),337-C・堤春夫(伊万里),337-D・☆魚住昭三郎(熊本キャッスル)香港で第41回東洋東南アジア・フォーラム開催

12月 2003年 3 月

矢部四郎国際理事を辞任(健康上の理由により), ☆ 亀井良次国際理事に就任(4月) デンバーで第86回国際大会開催。テーサップ・リー国

7月

際会長に就任、大久保彦国際理事に就任 2003-2004地区ガバナー 330複合地区:330-A・〇中 島洋吉(東京柳橋)、330-B・◎秋山詔樹(市川大門 三珠)、330-C·阿戸健次(大宮見沼) 331複合地 区:331-A・◎杉本忠夫(札幌ライラック)、331-B・○☆竹本義直(釧路ぬさまい), 331-C・○田中稔 (苫小牧中央) 332複合地区:332-A・○珍田良作 (青森中央), 332-B·○☆佐藤勇挽(宮古岩手), 332 -C·☆杉山正夫(石巻日和), 332-D·☆小林六郎 (白河小峰)、332-E・齋藤好正(酒田みなと)、332-F·◎髙橋昌一(秋田中央) 333複合地区:333-A· ◎☆中林吉治(沼田利根), 333-B·○☆髙田一男 (栃木), 333-C·内田千尋 (浦安) 334複合地区:33 4-A・栢森新治(名古屋ウエスト), 334-B・☆堀田和 之(員弁)、334-C・◎☆深澤長喜(三島)、334-D・ ○高田順一(富山昭和)、334-E・☆松本東(長野み) すず) 335複合地区:335-A·松田毅(尼崎武庫),3

35-B・勝部慶次(大阪高津), 335-C・○☆大島康男(京都葵), 335-D・◎西川義規(姫路白鷺) 336複合地区:336-A・☆石川俊夫(三木さぬき), 336-B・○☆生田量ー(岡山ももたろう), 336-C・◎☆村上義視(尾道みなと), 336-D・山根健(防府ゴールデン) 337複合地区:337-A・◎☆田代正久(小郡), 337-B・☆井野邉義一(大分), 337-C・☆磯崎和作(佐世保中央), 337-D・○☆伊集院一男(鹿屋)

2004年7月

11月 台北で第42回東洋東南アジア・フォーラム開催17月 デトロイトおよびウィンザーで第87回国際大会開催、 クジアク国際会長に就任、☆石橋幹雄国際理事に就任

クジアク国際会長に就任, ☆石橋幹雄国際理事に就任 日本で最初の女性ガバナーが330-Cで誕生 2004―2005地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎ 山浦最暉(東京新宿),330-B・○☆宮田謙一(川崎

多摩川)、330-C・☆櫻井慧子(大宮グリーン) 331 複合地区:331-A·○古谷野環(美唱), 331-B·○山 崎博信(名寄中央), 331-C·◎☆大角正治(函館巴) 332複合地区: 332-A·◎菊池清二(弘前津軽), 33 2-B·○天日常光(北岩手), 332-C·○☆千葉俊-(涌谷)、332-D・☆松田則保(保原)、332-E・☆沂藤 勝志(山形千歳)、332-F·☆大沼武且(本荘鶴舞) 333複合地区: 333-A·☆小池誠毅(長岡柏), 333-B·鈴木正二(日立中央), 333-C·○林護(松戸) 「注〕 ◎☆鬼木雅治(元地区ガバナー) 334複合地 区:334-A·○奥村博司(一宮東), 334-B·☆松岡忠 男 (中津川), 334-C·☆土屋誠司 (沼津), 334-D· 築川直(大野)、334-E・◎☆野中杏一郎(松本深志) 335複合地区:335-A・○山本好男(宝塚グリー ン)、335-B·☆寺田茂治(岸和田中央)、335-C·◎ ☆内田清一(京都鴨川), 335-D·川西建雄(姫路広 陵) 336複合地区:336-A·○☆松本勤(徳島西), 3 36-B· ◎中島順三 (井原), 336-C· ☆銭村一雄 (呉

グリーン)、336-D・永井義夫(浜田亀山) 337複合

地区:337-A・☆榎本巳之助(北九州小倉),337-B・ ☆千阪治夫(宮崎ひむか),337-C・○馬場馨(長崎 みなと),337-D・◎☆尾池希雄(熊本)

12月 2005年6月 マニラで第43回東洋東南アジア・フォーラム開催 香港で第88回国際大会開催、☆アショク・メータ国際 会長に就任、伏見龍および山田實紘国際理事に就任 333複合地区の333-A地区が分割され、33地区となる。 2005-2006議長・地区ガバナー〔注〕国際付則改正に より、地区ガバナーは議長を兼任することはできなく なった。

2005-2006議長・地区ガバナー 330複合地区: ◎☆宮 田謙一(B前地区ガバナー)、330-A・中村保彦(東 京上野東)、330-B・○阿部英明(大和)、330-C・山 本徹秀(岩槻) 331複合地区: ◎山崎博信(B前地区 ガバナー)、331-A·☆桶谷腎知(札幌フロンティ ア)、331-B・○井 上淳 (釧路)、331-C・☆本間義章 (小樽グリーン) 332複合地区:◎髙橋義太郎(B元 地区ガバナー)、332-A・☆佐々木貞夫(十和田)、33 2-B·○宮田謙(盛岡), 332-C·○☆平田日良支(仙 台グリーン)、332-D・☆増子正佳(郡山開成)、332-E・近野一徳(米沢)、332-F田中寿一(大館) 333複 合地区: ◎☆髙田一男 (B元地区ガバナー), 333-A・○☆本間秀雄(新潟万代)、333-B・○☆柴利夫 (真岡)、333-C・☆皆川春安(流山)、333-D・瀬下信 行(多野藤岡) 334複合地区: ◎☆松岡忠男(B前地 区ガパナー)、334-A・鈴木哲男(豊田ルネッサン ス). 334-B・☆鴻原克巳(神都), 334-C・○☆笹間 吉久(蒲原)、334-D·☆川北篤(金沢中央)、334-E·☆淪澤昌哲 335複合地区: ◎松田毅 (A元地区 ガバナー)、335-A・〇吉田英行 (川西中央)、335-B・☆髙橋祥治(堺仁徳)、335-C・☆山田昌次(京 都)、335-D·○大辻利弘(加古川中央) 336複合地 区: ◎☆松本勤 (A前地区ガバナー), 336-A・○☆

西原透 (今治中央), 336-B・☆合田五一 (児島鷲羽), 336-C・加用雅愛 (広島紅葉), 336-D・○谷野徹 (下関) 337複合地区: ◎馬場馨 (C前地区ガバナー), 337-A・○☆麻生好彦 (博多リバティ), 337-B・○☆長野耕作 (中津), 337-C・北島建則 (佐賀第一), 337-D・☆上之邦彦 (鹿児島さつま)

2005年10月 2006年5月 仙台で第44回東洋東南アジア・フォーラム開催 増子正佳死去、伊藤弥栄 (郡山開成) 332-D地区ガバ ナーに就任。

6月 ボストンで第89回国際大会開催、ロス国際会長に就 任. 谷野徹国際理事に就任 2006-2007議長・地区ガバナー 330複合地区: ◎中村 保彦 (A前地区ガバナー)、330-A・○☆森山勇 (東 京立川). 330-B·☆古郡保郎 (藤沢湘南). 330-C· 大能拳雄(与野新都心) 331複合地区:◎☆桶谷賢知 (A前地区ガバナー)、331-A・○☆秋庭一富(札幌エ ルム)、331-B·☆山崎義正(北見白樺)、331-C·☆ 寿浅弘幸(伊達) 332複合地区:◎☆杉山正夫(C元 地区ガバナー)、332-A·☆近藤悦夫 (八戸中央)、33 2-B☆後藤成志 (石鳥谷), 332-C·○小池總明 (仙台 青葉), 332-D·○三浦勝眞(岩代), 332-E·☆阿部 幸一 (西川), 332-F·☆佐藤雄三 (湯沢秋田) 333 複合地区: ◎鈴木正二 (B元地区ガバナー), 333-A·坂井正 (新発田菖城), 333-B·○幡谷浩史 (水 戶). 333-C·霜礼次郎 (千葉), 333-D·○☆福永敬 (境) 334複合地区: ◎高田順一(D元地区ガバナ -)、334-A・曽我一義(名古屋イースト)、334-B・ ☆小林收(揖斐川), 334-C·☆矢口武克(浜松), 33 4-D·伊勢豊彦 (高岡古城), 334-E·○石田貞夫 (飯 田長姫) 335複合地区: ◎☆髙橋祥治(B前地区ガバ ナー), 335-A·其浦宏次(神戸湊川), 335-B·○☆ 岡田宏 (高槻)、335-C・八嶌隆 (橿原)、335-D・〇 小林登(姫路白嶺) 336複合地区:◎永井義夫(D元 地区ガバナー), 336-A・西園寺純一(保内), 336-B・松本正福(境港), 336-C・○☆加計邦夫(広島デルタ), 336-D・○☆川本眞僖(出雲) 337複合地区:◎☆井野邉義一(B元地区ガバナー), 337-A・○不老安正(大宰府), 337-B・☆野村與吉(鶴崎臨海), 337-C・山根由之(佐世保グリーン), 337-D・○百田勝彦(沖縄)

2006年11月 2007年7月 ペナンで第45回東洋東南アジア・フォーラム開催 シカゴで第90回国際大会開催、アマラスリヤ国際会長 に就任、後藤隆一、☆重松良次国際理事に就任 333複合地区の333-B地区が分割され、34地区となる。 2007-2008議長・地区ガバナー 330複合地区: ◎☆古郡 保郎(B前地区ガバナー)、330-A・飯田善彦(東京 荒川). 330-B·○牧田健一(横浜神奈川). 330-C· 金子正之(川越初雁) 331複合地区:◎秋庭一富(A 前地区ガバナー)、331-A・○☆瀧澤嘉門(札幌ポプ ラ)、331-B・☆齊藤實 (帯広平原)、331-C・後藤忍 (函館グリーン) 332複合地区:◎☆松田則保(D元 地区ガバナー)、332-A・☆坂本和彦(鶴田)、332-B・高橋幸喜 (平泉)、332-C・阿部清基 (名取)、332 -D・○坂本勇(いわき中央), 332-E・○☆沼澤孝人 (新庄), 332-F·三浦利治(秋田中央) 333複合地 区: ⑥林護 (C元地区ガバナー)、333-A・加藤弘明 (巻). 333-B·○☆井ト幸一(黒磯). 333-C·○小西 宗仁(船橋), 333-D·☆大澤嘉久(笠懸), 333-E・ 萩原光義(十浦北) 334複合地区:◎曽我一義(A前 地区ガバナー)、334-A・☆永草昌勝(春日井中央), 334-B・○豊田良郎(四日市), 334-C・☆大村行範 (富十タカオカ)、334-D・☆岡本正治(敦賀みなと)、 334-E·☆仁科良幸(長野白樺) 335複合地区:◎小 林登(D前地区ガバナー)、335-A・☆大石巖(神戸 (ホスト)), 335-B・☆辻吉治 (大阪淡路), 335-C・ ○須藤眞志(京都洛陽)、335-D・○☆毎田勇(姫路

鷺城) 336複合地区: ◎☆加計邦夫(C前地区ガバナ -)、336-A・☆三谷智省(高知柏)、336-B・○小田 邦雄(岡山西)、336-C・○濱田富雄(福山)、336-D·村上昭治(山陽) 337複合地区:◎不老安正(A 前地区ガバナー), 337-A・瀧榮司(福岡フィフティ ー)、337-B・☆増田十郎 (宮崎オーシャン)、337-C・○福島武(長崎),337-D・○二階堂輝男(玉名) 韓国テグで第46回東洋東南アジア・フォーラム開催

2007年10月 2008年1月

6 Fl

335-D地区ガバナー角田勇退会により、執行委員会は ☆藤田泰助を後任のガバナーに任命

☆重松良次国際理事辞任 (健康上の理由により)、国 際理事会は栢森新治を後任の国際理事に任命 バンコクで第91回国際大会開催、ブランデル国際会長

に就任、杉本忠夫国際理事に就任

2008-2009議長・地区ガバナー 330複合地区: ○大能 桊雄 (C元地区ガバナー)、330-A・石井征二 (東京八 王寺陵東), 330-B・桜井孝一 (南足柄), 330-C・〇 ☆星山春雄(熊谷シニア) 331複合地区:◎☆齊藤實 (B前地区ガバナー)、331-A・宮脇寛海(恵庭)、331-B・○☆松原信一(帯広), 331-C・小玉誠(苫小牧白 鳥) 332複合地区:◎☆阿部幸一(E元地区ガバナ -). 332-A・岩谷正三 (青森はまなす). 332-B・米 谷春夫 (陸前高田)、332-C・志賀重信 (塩釜)、332-D・須藤祐吉 (矢吹), 332-E・○有賀敏弘 (鶴岡鶴

陵)、332-F・○☆中山保夫(大曲) 333複合地区: ◎☆福永敬(D元地区ガバナー)、333-A・○☆坂井源 - (三条), 333-B・眞尾博 (足利), 333-C・塚田雅

二 (佐倉), 333-D・○清水英徳 (髙崎), 333-E・☆ 立原祐司(水戸葵) 334複合地区:◎☆矢口武克(C 元地区ガバナー), 334-A・稲垣清明(西尾), 334-

B·松尾精介(多治見), 334-C·柳原宏行(島田), 3 34-D·○田谷正 (小松中央), 334-E·佐藤義雄 (戸

倉上山田) 335複合地区:◎八嶌隆(C元地区ガバナ

-), 335-A・○大村哲郎(稲美), 335-B・中村房雄(泉大津), 335-C・○☆橋本隆夫(京都西), 335-D・緒方義則(龍野) 336複合地区:◎小田邦雄(B前地区ガバナー), 336-A・○山地章靖(坂出白峰), 336-B・○森岡秀行(津山鶴山), 336-C・橘髙馨(府中中央), 336-D・☆倉益芳太(山口) 337複合地区:◎百田勝彦(D元地区ガバナー), 337-A・原吉徳(田川), 337-B・○林道弘(別府いでゆ), 337-C・○生田益巳(肥前有田), 337-D・☆岩切孔(川内)

2008年11月

福永敬333複合地区協議会議長急逝 香港で第47回東洋東南アジア・フォーラム開催

2009年7月

ミネアポリスで第92回国際大会開催,ヴィルフス国際 会長に就任,不老安正国際理事に就任 337複合地区の337-D地区が分割され、35地区となる

2009-2010議長・地区ガバナー 330複合地区: ◎石井 征二 (A前地区ガバナー)、330-A・○岡野忠生(東京 日本橋)、330-B・渡辺和廣(甲府シティ)、330-C・ 金子義人(浦和東) 331複合地区:◎後藤忍(C元地 区ガバナー)、331-A・伊藤信賢(札幌中島)、331-B·☆津田勝美(旭川)、331-C·○☆青木誼(函館) 332複合地区: ◎三浦利治 (F元地区ガバナー), 33 2-A·○岡井眞(弘前), 332-B·種市一二(釜石), 3 32-C·☆千葉宏一(気仙沼), 332-D·若木幹(福島 西), 332-E・小澤顯一 (山形中央), 332-F・○☆渡 辺佐文(秋田矢留) 333複合地区:◎加藤弘明(A元 地区ガバナー)、333-A・○☆樋口剛正(新潟北)、33 3-B・○☆小野忠博 (宇都宮東)、333-C・高田浩 (柏 グリーン)、333-D・岡田繁雄(高崎中央)、333-E・ 小吹勇(石岡) 334複合地区:◎☆太田道信(E元地 区ガバナー)、334-A・○青木重臣(名古屋名城)、33 4-B・石井博之 (津中央), 334-C・斉藤守 (浜松葵), 334-D・米山六博 (入善), 334-E・☆滝沢瑞穂 (飯田 赤石) 335複合地区: ◎大村哲郎 (A前地区ガバナ

ー), 335-A・○石本章宏 (芦屋東), 335-B・○児玉隆 (大阪), 335-C・☆佐藤義彦 (京都), 335-D・☆新宅元之 (姫路中央) 336複合地区:◎山地章靖 (A前地区ガバナー), 336-A・○☆武久一郎 (徳島城山), 336-B・☆中本博泰 (倉吉グレート), 336-C・玉浦巖 (三原浮城), 336-D・○組嶽晶一 (東出雲) 337複合地区:◎北島建則 (C元地区ガバナー), 337-A・○山本正廣 (大川), 337-B・○佐藤宜之 (大分), 337-C・八並信 (波佐見), 337-D・☆宮貞夫 (鹿児島さつま), 337-E・○野村民夫 (熊本第一)

7月 | 樋口剛正333-A地区ガバナー死去

8月 | 執行委員会は関ロ一栄(新潟南)を333-A地区ガバナ ーに任命

11月 タイのパタヤで第48回東洋東南アジア・フォーラム開催7月 シドニーで第93回国際大会開催、スクラッグス国際会

2010年7月

長に就任. 山浦県暉国際理事に就任 2010-2011議長・地区ガバナー 330複合地区:◎桜井 孝一(B元地区ガバナー)、330-A・河合悦子(東京 みやこ), 330-B・○金子圭賢 (川崎北), 330-C・大 野元裕(川口) 331複合地区:◎古谷野環(A元地区 ガバナー)、331-A・○山口富雄(札幌クラーク)、33 1-B・井ノ浦義明(稚内北斗)、331-C・茂尾実(黒 松内) 332複合地区:◎其田桂(A元地区ガバナー), 332-A・○☆小松﨑壽志 (十和田), 332-B・○相原文 忠(盛岡不来方)、332-C・田畑英伍(仙台五城)、33 2-D·山口一男 (猪苗代), 332-E·竹田明 (高畠), 332-F・田中寿一(大館) 333複合地区:◎☆小野忠 博 (B前地区ガバナー)、333-A・☆佐藤和正(上 越)、333-B・○植村茂敏 (小山東)、333-C・☆竹下 徳永 (市原南), 333-D・川崎弘 (前橋), 333-E・○ ☆高濱正敏(日立中央) 334複合地区:◎堀田和之 (B元地区ガバナー)、334-A・榎本舜治(美浜)、334

-B・☆炭電好司(関), 334-C・○長岡安成(裾野), 334-D・清川忠(福井本丸), 334-E・丸山正芳(松本) 335複合地区:◎☆辻吉治(B元地区ガバナー), 335-A・森本克幸(神戸(ホスト)), 335-B・○吉田宏(豊中千里), 335-C・奥村啓二(京都淀), 335-D・○井崎昭(豊岡) 336複合地区:◎☆武久一郎(A前地区ガバナー), 336-A・○☆字高昭造(川之江), 336-B・一井淳治(岡山後楽), 336-C・迫越正彦(呉うるめ), 336-D・○光貞正明(錦) 337複合地区:◎☆増田十郎(B元地区ガバナー), 337-A・○吉田勲(北九州紫水), 337-B・原田浩暢(宮崎橘), 337-C・松本幸則(長崎東), 337-D・○鬼塚俊郎(国分隼人), 337-E・○☆椿幸雄(熊本火の国)台湾の高雄で第49回東洋東南アジア・フォーラム開催

11月 | 台湾の高雄で第49回東洋東南アジア・フォーラム開催 2011年 3 月 | 東北地方太平洋沖地震(11日)

7月

シアトルで第94回国際大会開催、タム国際会長に就 任. 髙田順一国際理事. 国際理事に就任 2011-2012議長・地区ガバナー 330複合地区: 〇小峰 理孝 (C元地区ガバナー)、330-A・大石誠(東京数 寄屋橋)、330-B・小山正武(横浜金港)、330-C・○ 武藤博昭(大宮見沼) 331複合地区:◎井ノ浦義明 (B前地区ガバナー)、331-A・☆庵原宏章(札幌東)、 331-B・○安井克之 (旭川東)、331-C・中嶋辛 (室蘭 北斗) 332複合地区: ②宮田謙(B元地区ガバナー)、 332-A・中居雅博 (八戸), 332-B・○☆髙橋晴彦 (和 賀)、332-C・○中嶋慶次 (栗原若柳)、332-D・久保 田善九郎(郡山東)、332-E·野川亘(天童舞鶴)、 332-F·照井一美(横手愛宕) 333複合地区:◎萩原 光義(E元地区ガバナー)、333-A・井口昭夫(魚 沼)、333-B・星宏信(宇都宮西)、333-C・〇金井一 夫 (八千代)、333-D・小板橋欽也 (高崎三山)、333-E・○平田石根(土浦環) 334複合地区:◎☆岡本正 治 (D元地区ガバナー), 334-A・杉浦均 (豊橋中),

334-B・中村光宏 (四日市みたき), 334-C・松生宏文 (静岡青葉), 334-D・荒尾勝彦 (金沢城北), 334-E・○宮下満栄 (長野篠ノ井) 335複合地区:◎☆新宅元之 (D元地区ガバナー), 335-A・団英男 (神戸みなと), 335-B・津田裕司 (大阪戎橋), 335-C・○足達靖彦 (京都やわた), 335-D・○福永征秀 (姫路大手前) 336複合地区:◎迫越正彦 (C前地区ガバナー), 336-A・菅武廣 (松山湯築), 336-B・☆金岡誠 (高梁), 336-C・○寺越愼一 (広島平和), 336-D・○大羽義定 (益田あけぼの) 337複合地区:◎椿幸雄 (E前地区ガバナー), 337-A・○井上勉 (福岡那の津), 337-B・大塚豊三郎 (日田), 337-C・○☆松下英明(佐賀), 337-D・○識名安信 (八重山), 337-E・玉川孝 (熊本マグナ)

11月 フィリピンのマニラで第50回東洋東南アジア・フォーラム開催

2012年6月 釜山で第95回国際大会開催, ☆マデン国際会長に就任, ☆武久一郎国際理事に就任

2012-2013議長・地区ガバナー 330複合地区:◎河合悦子 (A元地区ガバナー), 330-A・○阿久津隆文(東京赤坂), 330-B・佐藤精一郎 (山北), 330-C・中村泰久 (大宮北) 331複合地区:◎中嶋辛 (C前地区ガバナー), 331-A・渡辺修 (美唄), 331-B・佐藤信雄(富良野), 331-C・○奥山幸一(函館队牛) 332複合地区:◎田畑英伍 (C元地区ガバナー), 332-A・外崎勲 (五所川原), 332-B・千葉龍二郎 (水沢), 332-C・○佐藤義則 (蔵王), ○332-D・坂本勇 (いわき中央), 332-E・永沢敏秋 (尾花沢), 332-F・鍋島喜隆(秋田港) 333複合地区:◎高田浩 (C元地区ガバナー), 333-A・田邊仁 (長岡), 333-B・石井清彦 (大田原), 333-C・○長澤千鶴子 (柏なの花), 333-D・○鈴木正光 (前橋東), 333-E・大竹伸一 (水戸葵) 334複合地区:◎杉浦均 (A前地区ガバナー), 334

A・柴田富志夫 (名古屋みなと)、334-B・○森下進(可児)、334-C・岡野良隆(森町)、334-D・木村正明(小杉)、334-E・山下徹静(明科) 335複合地区:◎ 奥村啓二(C元地区ガバナー)、335-A・○高野文男(神戸中央)、335-B・菅春水(八尾)、335-C・○☆南清右衛門(野洲)、335-D・瀧北美智子(姫路さくら) 336複合地区:◎寺越愼一(C前地区ガバナー)、336-A・長谷川憲男(高知桂)、336-B・○渡部雅文(倉敷西)、336-C・○福永栄一(広島ニュー)、336-D・岡村聖爾(下関北) 337複合地区:◎遮田繁晴(A元地区ガバナー)、337-A・☆松井和子(福岡花)、337-B・○橋口丸夫(都城)、337-C・☆立石光司(佐世保)、337-D・○増田敏雄(鹿児島城山)、337-E・○高木保昌(字十)

2013年7月

11月 福岡で第51回東洋東南アジア・フォーラム開催 7月 ドイツのハンブルクで第96回国際大会開催,パーマー 国際会長に就任,山田實紘国際第2副会長に就任,清 水英徳国際理事に就任

2013-2014議長・地区ガバナー 330複合地区:◎佐藤精一郎 (B前地区ガバナー), 330-A・鈴木定光 (東京江東南), 330-B・○☆川手寅平 (山梨アカデミー), 330-C・大屋保 (川越) 331複合地区:◎伊藤信賢 (A元地区ガバナー), 331-A・○小野寺眞悟 (札幌北の杜), 331-B・☆西池彰 (釧路みなと), 331-C・髙橋和雄 (苫小牧) 332複合地区:◎若木幹 (D元地区ガバナー), 332-A・小笠原義見都 (青森うとう), 332-B・佐々木賢治 (東山), 332-C・☆林昭兵 (仙台エコー), 332-D・○安澤莊一 (白河小峰), 332-E・○☆小林元雄 (酒田), 332-F・伊藤稔 (秋田仙北) 333複合地区:◎小板橋欽也 (D元地区ガバナー), 333-A・○牛木護 (新潟八千代), 333-B・☆岡野光寿 (佐野), 333-C・正木守 (君津), 333-D・○野村洋四郎 (高崎北), 333-E・☆橘大造 (茨城境) 334複合地

区:◎柳原宏行(C元地区ガバナー),334-A・福田源公(江南),334-B・堀崎萱二(伊勢),334-C・西川恒彦(富士宮),334-D・○北野憲太郎(福井中央),334-E・甘利直和(小諸)335複合地区:◎森本克幸(A元地区ガバナー),335-A・○福田惠太(芦屋),335-B・城阪勝喜(大阪港),335-C・児玉保次(京都ロイヤル),335-D・太田久之(加古川中央)336-及地区:◎渡部雅文(B前地区ガバナー),336-A・○松前龍宗(高松玉藻),336-B・○井上亮二(倉敷中央),337-後合地区:◎鬼塚俊郎(D元地区ガバナー),337-A・☆浅野貞三(中間),337-B・○川野博美(三重),337-C・○髙橋抒見(諫早中央),337-D・☆肥後光春(指宿),337-E・○☆村中征次郎(玉名)

11月 シンガポールで第52回東洋東南アジア・フォーラム開催

2014年3月 岡野光寿死去, 真尾博 (足利) 333-B地区ガバナーに 就任 (4/1付)。

7月 カナダのトロントで第97回国際大会開催,プレストン 国際会長に就任,山田實紘国際第1副会長に就任,西 川義規国際理事に就任

2014-2015議長・地区ガバナー [注] 国際付則改正により、現職地区ガバナーが議長を兼任することが可能となる。

330複合地区:◎金子正之(C元地区ガバナー), 330-A・塩月藤太郎(東京田無), 330-B・安達成功(川崎南), 330-C・○松原一郎(上尾中央) 331複合地区:◎☆西池彰(B前地区ガバナー), 331-A・三澤聖一(札幌新星), 331-B・○山田正昭(釧路ぬさまい), 331-C・松浦則雄(函館北斗) 332複合地区:◎竹田明(E元地区ガバナー), 332-A・☆花田良一(弘前チェリー), 332-B・吉田昭夫(盛岡中津川), 332-C・☆鈴木俊一(利府), 332-D・渡邊豊(福島中

央)、332-E・〇堤孝雄(山形霞城)、332-F・〇稲岡 勒引(秋田) 333複合地区: @ 4 木護(A 前地区ガバ ナー), 333-A・○渡邉信也(亀田), 333-B・○小倉 康延 (下野), 333-C・波木奏美 (千葉ゆうきの), 333-D·松本元良(伊勢崎佐波). 333-E·☆大祢廣伸 (十浦) 334複合地区: 〇丸山正芳 (E元地区ガバナ ー)、334-A・○加藤助太郎(豊田ルネッサンス)、 334-B・北野茂樹 (大垣)、334-C・佛井正夫 (清水日 本平)、334-D・藏大介(金沢伏見)、334-E・☆笠原 文武(諏訪湖) 335複合地区: ◎城阪勝喜 (B前地区 ガバナー)、335-A・☆岸田衛幸(そのだ)、335-B・ 〇北畑英樹(八尾菊花)、335-C·森井士朗(京都洛 東)、335-D·〇小暮敏郎(姫路白鷺) 336複合地 区: 〇松前龍宗 (A前地区ガバナー). 336-A・〇木内 千春(板野)、336-B・別所清平(米子)、336-C・松 尾敏弘(福山中央)、336-D·○竹下雅雄(萩) 337 複合地区: ○八並信 (C元地区ガバナー)、337-A・○ 桑田貞治(久留米りんどう)、337-B・〇小田満美 (宮崎橘)、337-C・大石降敬 (武雄)、337-D・○有村 純徳 (鹿児島)、337-E・佐藤武史 (免田) 11月 | 仁川で第53回東洋東南アジア・フォーラム開催

2015年 6 月 | ホノルルで第98回国際大会開催

山田實紘国際会長に就任〔注〕1981年村上薫会長に続いて日本から二人目。

佐藤宜之国際理事,安井克之国際理事に就任

2015-2016議長・地区ガバナー 330複合地区:330-A・◎近藤正彦(東京八王子陵東), 330-B・○尾形慶三(横浜おおとり), 330-C・☆市川健夫(坂戸) 331複合地区:331-A・○安部尚明(札幌赤レンガ), 331-B・○奥山壽雄(白滝), 331-C・◎佐々木忠康(小樽) 332複合地区:332-A・○祐川和人(むつ), 332-B・筒井學(花巻東), 332-C・石川達雄(石巻めぐみ野), 332-D・☆宮城閉泰(会津喜多方), 332-

E·屋代久(米沢), 332-F·◎阿部一茂(比内) 333 複合地区: 333-A · 相田哲 (分水). 333-B · ◎石﨑義 夫 (栃木うづま)、333-C・吉原稔貴 (市川)、333-D·須藤正明(館林). 333-E·○下川利澄(鹿島) 334複合地区: 334-A·加藤史典(名古屋太閤), 334-B · ◎ 印田毅 (鈴鹿), 334-C · ○ 松本巌 (掛川), 334-D·☆田中俊夫 (富山神涌), 334-E· 増田悌造 (長野千曲) 335複合地区:335-A·岡村武和(神戸 (ホスト)). 335-B・○中村猛(枚方). 335-C・永田 賢司 (京都洛陽)、335-D・◎白山慶三 (はりま御津) 336複合地区: 336-A·橋本充好(高知柏), 336-B · 尾﨑博 (岡山西), 336-C · ○片岡文彰 (尾道), 336-D· ◎矢野敏明(松江葵) 337複合地区: 337-A · ◎藤井勝彦 (伊都福岡), 337-B · ○小野真六 (中 津沖代), 337-C·○松尾治吉(波佐見), 337-D·海 老原万道(西原), 337-E·☆竹本純一(能本)

7月 竹本純一337-E地区ガバナー死去

8月 執行委員会は☆桑﨑陽彦(熊本黄壁城)を337-E地区 ガバナーに任命

12月 バンコクで第54回東洋東南アジア・フォーラム開催 2016年6月 福岡で第99回国際大会開催「注〕日本での開催は東京 2回、大阪についで4回目。コーリュー国際会長に就 任、山田宮紘LCIF理事長に就任、中村泰久国際理事 に就任

> 2016-2017議長・地区ガバナー 330複合地区:330-(平塚), 330-C·○濱野雅司(岩槻) 331複合地区: 331-A·◎柏崎昭朗(岩見沢中央), 331-B·○☆髙橋 忠四郎(留萌みなと)、331-C・○本所光男(室蘭東)

> 332複合地区:332-A·◎柳本英洋(八戸中央), 332-B·○金野幸造 (一関中央), 332-C·岩本政郁 (仙台青葉), 332-D·二瓶克雄 (郡山開成), 332-E· 角田裕一 (寒河江臥龍)、332-F・菅卓司 (雄勝・小

野小町) 333複合地区:333-A・加藤敏敦(三条中 央)、333-B・福田幸信(今市)、333-C・〇松本宰史 (南房総)、333-D・☆藤井良昭(渋川)、333-E・◎中 嶋正昭(日立) 334複合地区:334-A·☆垣見正則 (一宮サウス), 334-B・岩花義治(高山), 334-C・坂 倉三吉(下田), 334-D・◎久野好輝(あわら三国), 334-E・〇武田善彦(松本) 335複合地区:335-A・ 三宮秀介(神戸須磨)、335-B・川野浩史(大阪すみ のえ)、335-C・◎神崎守(京都やわた)、335-D・○ 江草長史(和田山) 336複合地区:336-A・直鍋隆 (こんぴら)、336-B・○大谷博(岡山)、336-C・◎安 田克樹(竹原), 336-D·藤本幸嗣(岩国桜) 337複 合地区:337-A・田中孝文(北九州第一),337-B・◎ 吉見章一(宮崎ひむか)、337-C・久保秀之(長崎中 央), 337-D·○喜禎光弘 (喜界), 337-E○安田倭也 (八代珠磨川)

11月 | 香港で第55回東洋東南アジア・フォーラム開催 2017年7月 シカゴで第100回国際大会開催、アガワル国際会長に 就任、佐藤義雄国際理事に就任

2017-2018議長・地区ガバナー

330複合地区:330-A·○細川孝雄(東京赤坂), 330-B·○濵田徹(横須賀中央), 330-C·◎田中明(和 光) 331複合地区: 〇山田正昭 (B元地区ガバナー), 331-A・能澤正明(札幌トラスト), 331-B・○香川俊 #(帯広中央)、331-C・石岡憲義(函館臥牛) 332 複合地区:332-A·☆北山敏光 (黒石), 332-B·◎森 谷潤(住田), 332-C·○竹下直義(仙台萩), 332-D・菅野文吉 (川俣)、332-E・伴和香子 (鶴岡)、 332-F・髙堂裕(秋田中央) 333複合地区:333-A・ 冨山道郎 (新潟), 333-B·石橋貞 (足利西), 333-C・◎髙橋克文(船橋翼)、333-D・○植原宏(髙崎中 央)、333-E·川島正行(土浦北) 334複合地区: 334-A・◎野村善弘(岡崎中央)、334-B・○日髙邦彦

(久居), 334-C・岩崎一雄(沼津干本), 334-D・藤弥一司(金沢菊水), 334-E・山邉正重(上田城南) 335複合地区:◎福田惠太(A元地区ガバナー), 335-A・○藤田文基(尼崎南), 335-B・柿原勝彦(高槻), 335-C・○後藤典生(京都洛陽), 335-D・小林寛(姫路中央) 336複合地区:◎大谷博(B前地区ガバナー), 336-A・○川辺信郎(徳島城山), 336-B・○太田健一(総社雪舟), 336-C・今井誠則(広島紅葉), 336-D・☆秋田干鶴(浜田) 337複合地区:337-A・○向井健次(福岡フレンズ), 337-B・渕野二三世(大分), 337-C・乗田泰(伊万里), 337-D・○吉村干鶴子(鹿児島さつま), 337-E・◎村中尊裕亀(熊本第一)

11月 2018年7月

11月 台南で第56回東洋東南アジア・フォーラム開催 ラスベガスで第101回国際大会開催、イングバドター 国際会長に就任(協会の歴史上で初の女性国際会長誕 生), 安澤莊一国際理事に就任 2018-2019議長・地区ガバナー 330複合地区: 330-A· ◎今井文彦 (東京巣鴨), 330-B・○石原英司(上野原)、330-C・○飯野健三(蓮 田) 331複合地区: ◎石岡憲義 (C前地区ガバナー), 331-A·荒井喜和(札幌清田), 331-B·若林輝彦(美 幌)、331-C・○吉原成昌(苫小牧ハスカップ) 332 複合地区: ○竹下直義 (C前地区ガバナー)、332-A・ 高橋重則(青森中央), 332-B·猿舘伸俊(盛岡南), 332-C・○原田善征(岩沼), 332-D・○谷岡憲行(い わき東)、332-E・浅賀隆 (藤島)、332-F・草薙孝悦 (中仙) 333複合地区:333-A·○佐藤裕幸(柏崎日 本海), 333-B·橋本雄司 (小山), 333-C·木村英俊 (柏さくら)、333-D・◎藤川清幸(前橋中央)、333-E·根本昌卓(取手) 334複合地区:◎藤弥一司(D 前地区ガバナー)、334-A・浜島清美(名古屋東山)、 334-B·松波英寿(岐阜南), 334-C·橋本勝策(焼

津), 334-D・○宇波真一郎 (高岡古城), 334-E・菅沼哲夫 (飯田) 335複合地区:◎柿原勝彦 (B前地区ガバナー), 335-A・○堀口清隆 (神戸みなと), 335-B・○吉村弘吉 (和歌山), 335-C・南英三 (草津), 335-D・小林聰 (姫路広陵) 336複合地区:◎太田健一 (B前地区ガバナー), 336-A・○関野邦夫 (東予), 336-B・○☆井上浩一 (玉野), 336-C・長崎孝太郎(広島フェニックス), 336-D・☆中林嘉明 (光) 337複合地区:◎識名安信 (D元地区ガバナー), 337-A・林田俊一 (穂波), 337-B・中原正勝 (都城ブルースカイ), 337-C・○川上眞毅 (佐世保みなと), 337-D・☆曽山純廣 (国分隼人), 337-E・○高橋洋 (荒尾)

11月 中国・海南省海口市で第57回東洋東南アジア・フォー ラム開催

2019年7月

ミラノで第102回国際大会開催,チョイ国際会長に就任,川島正行国際理事,渡部雅文国際理事に就任 2019-2020議長・地区ガバナー

330複合地区:◎石原英司(B前地区ガバナー),330-A・伊賀保夫(東京ピース),330-B・○山本直正(川崎リバティ),330-C・島田佳宣(秩父中央)331複合地区:◎渡辺修(A元地区ガバナー),331-A・○鈴木善一(千歳),331-B・中谷宣巨(釧路),331-C・北島孝雄(木古内・知内)332複合地区:◎菅野文吉(D元地区ガバナー),332-A・☆吉田義信(弘前東奥),332-B・平野喜嗣(盛岡),332-C・木川田明弘(仙台高砂),332-D・○岸秀年(福島信陵),332-E・○伊藤明彦(山形蔵王),332-F・金子晴雄(本荘鶴舞)333複合地区:◎冨山道郎(A元地区ガバナー),333-A・○村越勝蔵(川西にいがた),333-B・○蓼沼一弘(葛生),333-C・小髙左起子(房総勝浦),333-D・星野勝美(太田),333-E・大髙宣靖(水戸)334複合地区:◎橋本勝策(C前地区ガバナー),334-A・

○根岸昭雄(東海), 334-B・能津道明(四日市北), 334-C・大石清美(浜松ホスト), 334-D・山岸博之(小浜), 334-E・仁科良三(長野みすず) 335複合地区:◎小林聰(D前地区ガバナー), 335-A・○藁原義孝(篠山), 335-B・田中敏朗(泉大津), 335-C・小鍛冶正明(奈良西), 335-D・○増本盛美(高砂) 336複合地区:◎橋本充好(A元地区ガバナー), 336-A・○高岡英治(松山湯築), 336-B・小野宗次(倉敷真備), 336-C・高橋淳(広島デルタ), 336-D・○福代明正(出雲中央) 337複合地区:◎乗田泰(C元地区ガバナー), 337-A・○津村洋一郎(大川中央), 337-B・森口孝行(大分梅花), 337-C・○志岐好春(有家・西有家), 337-D・玉城清重(沖縄), 337-F・三鳥省吾(能本りんどう)

- 11月 広島市で第58回東洋東南アジア・フォーラム開催
- 12月 タウンゼンド第1副会長死去 (12月17日)
- 2020年1月 国際理事会はアレキサンダー元国際理事を第1副会 長に任命(1月9日)
 - 2月 吉田義信332-A地区ガバナー死去(2月18日)
 - 3月 新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) が世界的に 広がる。国際理事会は第103回シンガポール国際大会 を中止し、2019-2020年度会長、前会長、副会長、理 事全員が一年間任期を延長することを決定した。
 - 4月 春季国際理事会はオンラインで行われ、332-A地区ガバナーの後任には、高橋重則前ガバナーを任命。
- 4月~6月 第66回年次大会(地区/複合地区)は式典や代議員会 を取り止め、郵便投票による代議員の書面決議とし たところが多かった。
 - 7月 2020-2021議長・地区ガバナー 330複合地区:330-A・○進藤義夫(東京世田谷), 330-B・○吉本晴夫(藤沢中央),330-C・◎森川明治 郎(坂戸) 331複合地区:◎中谷宣巨(B前地区ガバ ナー),331-A・諏訪早三(札幌時計台),331-B・○

☆石川信義(旭川平和)、331-C・中村全博(小樽) 332複合地区: ◎伊藤明彦 (E前地区ガバナー), 332-A・山本彌一(三沢木崎野), 332-B・菊池徳男(北 上国見)、332-C・永冨淳次(名取)、332-D・真田倭 夫 (会津磐梯)、332-E・〇小関利一 (長井)、332-F·○下間俊悦(男鹿) 333複合地区:◎石橋貞(B 元地区ガバナー)、333-A・佐藤義尚(栃尾)、333-B・○大阿久九二男 (栃木セントラル). 333-C・岩沼 忠伺(千葉ネオ)、333-D・田中勝司(髙崎三山)、 333-E·○山川洋(牛久茎崎) 334複合地区:◎仁科 良三(E前地区ガバナー)、334-A・藤井大川(名古 屋サウス)、334-B・山本基博(恵那)、334-C・○久 保田紀之(富士中央)、334-D・岸省三(加賀)、334-E · 中村诵(佐久) 335複合地区:335-A · ○下副田 弘文 (明石西)、335-B・〇中谷豊重 (岸和田)、335-C・◎松岡勲(京都南)、335-D・松井精史(小野) 336複合地区: ◎岡村聖爾 (D元地区ガバナー), 336-A・○酒井公一(高知りょうま), 336-B・○☆金礪 毅 (岡山京山)、336-C・池原堅(福山久松)、336-D·澤辰水(下関) 337複合地区:◎森口孝行(B前 地区ガバナー)、337-A・○☆柴田賀江(北九州黒 崎)、337-B・冨永健司 (中津)、337-C・○髙野正勝 (佐賀葉がくれ)、337-D・寿浦数馬(鹿児島)、337-E · ○ 髙野裕子 (熊本平成)

2021年4月

6月

石川信義331-B地区ガバナー死去(4月25日)

柴田賀江337-C地区ガバナー死去(6月9日) バーチャルで第103回国際大会開催,アレキサンダー 国際会長に対任、藤大公国際理事、東田賢司国際理

国際会長に就任, 藏大介国際理事, 永田賢司国際理事に就任

7月 2021-2022議長・地区ガバナー

330複合地区: ◎村木秀之 (A元地区ガバナー), 330-A・○中井正力 (東京新宿), 330-B・亀井真司 (横 須賀), 330-C・藤井栄一 (ところざわ) 331複合地

区:331-A·◎鶴嶋浩二(札幌中島), 331-B·○高 井信夫 (帯広)、331-C·○須藤敏幸 (伊達) 332複 合地区: ○下間俊悦 (F前地区ガバナー)、332-A・○ 田名部智之 (八戸)、332-B・村上孝 (水沢中央)、33 2-C·加藤俊治(石巻日和), 332-D·荒川 友成(郡 山西), 332-E・佐野宏美 (天童中央), 332-F・○藤 谷文雄(大曲) 333複合地区: ◎山川洋(E前地区ガ バナー)、333-A・○中田泰節 (新潟東)、333-B・水 沼孝夫(真岡), 333-C·○藤原宏髙(船橋中央), 333-D·矢内久男(高崎和田), 333-E·○岡野良男 (土浦環) 334複合地区: ○山本基博 (B前地区ガバ ナー), 334-A・大山恭範 (一宮), 334-B・岡田清 (松阪), 334-C·藤井嗣也(静岡駿府), 334-D·三 井滴夫 (黒部), 334-E·○増澤義治 (諏訪湖) 335 複合地区: ◎三宮秀介 (A元地区ガバナー), 335-A・畑山裕子 (西宮ホワイト)、335-B・○正岡章 (吹 田江坂), 335-C・佐々木由美子(京都むらさき), 335-D·○橋崎良治(姫路大手前) 336複合地区:◎福永 栄一 (C元地区ガバナー)、336-A・蔵本守雄(高松 源平), 336-B·平山智雄 (津山鶴山), 336-C·○三 島英揮 (福山東), 336-D·○大野美雄 (松江) 337複 合地区:337-A・◎古川隆(福岡くしだ),337-B・佐 藤哲章(高千穂), 337-C·○久田裕己(佐世保南), 337-D·○金沢幸一(鹿屋), 337-E·宮川貞雄(菊池) 一年延期された2020東京オリンピック、パラリンピ

7月~8月

一年延期された2020東京オリンピック, パラリンピック開催(夏季開催2回目) モニュメント設置やオリーブの木植樹, パラ競技選手への支援事業完成

- 12月 インドの会員数が28万人を超えて米国を上回り、世界の会員数第1位国となる。
- 2022年2月 ロシアがウクライナに侵攻、LCIFを通じて難民・避 難民を支援する。
 - 6月 モントリオールで第104回国際大会開催,シーハン国際会長に就任、長澤千鶴子国際理事に就任(日本で

最初の女性国際理事誕生)

7月 2022-2023議長・地区ガバナー

330複合地区: ◎吉本晴夫 (B元地区ガバナー). 330-A・増田正明(東京田無)、330-B・○中澤一浩(甲 府)、330-C・沼田浩正(川越つばさ) 331複合地 区: ◎須藤敏幸 (C前地区ガバナー)、331-A・松浦 淳一(岩見沢はまなす)、331-B・阿部昭(十別)。 331-C·○馬場哲也(函館東) 332複合地区:◎田名 部智之 (A前地区ガバナー)、332-A・○岡田殉 (五 所川原)。332-B・○栗村安弘(大船渡)。332-C遠藤 誠·(仙台青雲), 332-D·石澤孝(二本松), 332-E・吾妻正章 (大石田)、332-F・松井實信 (横手愛 完) 333複合地区: 〇松本室史(C元地区ガバナー). 333-A·石川幸夫 (新津), 333-B·三枝久夫 (佐野) 西)、333-C・〇髙橋順之(松戸グリーン)、333-D・ ○大関健一(国定)、333-E・渡辺博(土浦) 334複 合地区: ○増濹義治 (E前地区ガバナー), ○三井適 夫(D前地区ガバナー)、334-A・岩田有司(名古屋 栄)、334-B・宇納一(池田・神戸)、334-C・太田厚 利(袋井)、334-D·戸祭宏樹(鯖江王山)、334-E· 淪澤文雄(松本中央) 335複合地区:◎吉村弘吉(B 元地区ガバナー)、335-A・浜原正豊(神戸センチュ リー)、335-B・○津田勝之 (大阪桜之宮)、335-C・ ○一感広樹 (舞鶴), 335-D・濱本嘉代子 (福崎サル ビア) 336複合地区: ◎池原堅 (C元地区ガバナー), 336-A·○市村涌夫(鴨島), 336-B·○西尾愼一(鳥 取)、336-C・弓場秀俊(三原)、336-D・中島繁(宇部 かたばみ) 337複合地区: ◎玉川孝(E元地区ガバナ 一)、337-A・○二場安之(福岡玄海)、337-B・杉野恭 市 (日田)、337-C・○濵田浩平 (長崎南)、337-D・ ○川田代泰和(鹿児島第一)、337-E・高田啓世(免田) 韓国の済州市で第59回東洋東南アジア・フォーラム が開催される予定。

11月

ライオンズ・ソング

ライオンズクラブの歌 ライオンズ・ヒム 聞け聞けライオンズ・ローア また会う日まで ヘール・ライオンズ ライオン・スピリット

ライオンズ クラブの歌



The Lions' Hymn

ライオンズ・ヒム

Words by Joseph M. Tewinkel 訳詩・慈野作太郎 Music by Francis H. Baxter



Sing li-ons, raise a song At the shrine of lib-er-ty._____ う たえ ラ イオンズ自由 ーの うた を———



Sprung from the no-ble heart-beat of de-moc-ra-cy,_____ む ねにもゆる火 デモクラシー



E - ter-nal vig - i-lance will keep a - live the flame_____ と わに け さじ と まも るな れ――



Lib-er-ty, In - tell - i - gence, Our Na-tion's Safe - ty. リ パティ インテリ ジェンス アワネイションズ セイフ ティー

で 戦の魔手より 国を守る かんり かんり かんと ない は楽け かんと なかけて インテリジェンス リバティ インテリジェンス

一: 知性に生きる ライオンズ 社会業仕と 友愛に サをさしのべよ 常に強く リバティ インテリジェンス

リバティ インテリジェンス 胸に燃ゆる火 デモクラシー 歌えライオンズ 自由の歌を

アワ ネイションズ セイフティ

Don't You Hear Those Lions Roar

聞け聞けライオンズ・ローア

Words by Joseph W. Thurston Music by Robert Kellogg 訳詩・葛野作太郎 補修・堀内敬三 Moderato Don't you li - ons Don't you hear hear those roar?_ those きけ ð H ライオーンズ ロー お お ŧ li - ons roar?_ You can hear them roar-ing ry week ライオーンズ ロー っ Ľ もに Ų みな ۲ feed and growl for more. (Rah! Rah!) You should hear those ほが 5 .E ð け べ (ラ (話声) ラ) H き け Their snarl ing rum - bling ons roar. roar ライオーンズ Li 会 **‡**, Roar. li - ons! Bite' em ! Bite' em ! Bite' em ! Don't you ż ライオーンズ ž ž た τ L3 ţ, W those hear those li ons hear those li ons hear à ŧ £ た < t ŧ の 1. 12 li -Don't you ons roar! roar. ライオーンズ ローア きけ п-(ラ) 開け 起て ライオンズ いざ 世を覚ませよ たくまし この 雄々しき ライオンズ ローア 聞け ライオンズ ラ いざ

Till We Meet Again

また会う日まで



Hail, Hail, The Lions Are Here ヘール ライオンズ



I've Got That Lion Spirit

ライオン・スピリット



国際協会役員,各複合地区ガバナー協議会構成 各種委員会および事務局など

(2022 - 2023)

INTERNATIONAL BOARD OF DIRECTORS (2022-2023)

INTERNATIONAL PRESIDENT

BRIAN E. SHEEHAN

Bird Island, Minnesota, USA

IMMEDIATE PAST PRESIDENT

DOUGLAS X. ALEXANDER

Brooklyn, New York, USA

INTERNATIONAL FIRST VICE PRESIDENT

DR. PATTI HILL

Edmonton, Alberta, Canada

INTERNATIONAL SECOND VICE PRESIDENT

FABRÍCIO OLIVEIRA

Catolé do Rocha, Brazil

INTERNATIONAL THIRD VICE PRESIDENT

A. P. SINGH

Kolkata, India

DIRECTORS - Second Year

ELENA APPIANI, Vicenza, Italy

K. VAMSIDHAR BABU, Bangalore, India

TERESA DINEEN, Ballinhassig, County Cork, Republic of Ireland

PAI-HSIANG FANG, Taichung, China Taiwan

JEFFREY R. GANS, Voorhees, New Jersey, USA

EFREN GINARD, Asunción, Paraguay

JE-GIL GOO, Gwangju, Republic of Korea

MATS GRANATH, Älta, Sweden
KEN IBARRA, San Bruno, California, USA
DAISUKE KURA, Ishikawa, Japan
DR. VINOD KUMAR LADIA, Udaipur, India
KENJI NAGATA, Kyoto, Japan
DR. DIANNE J. PITTS, Chappells, South Carolina, USA
ALLEN SNIDER, Niagara-on-the-Lake, Ontario, Canada
ERNESTO "TJ" TIJERINA, San Antonio, Texas, USA
DEB WEAVERLING, Basehor, Kansas, USA
JOHN W. YOUNEY, Skowhegan, Maine, USA

DIRECTORS - First Year

BEN APELAND, Bozeman, Montana, USA IITENDRA KUMAR SINGH CHAUHAN, Agra, India BARBARA GREWE, Hanstedt, Germany JEFF CHANGWEI HUANG, Guangzhou, China TIMOTHY IRVINE, Beeliar, Australia RONALD EUGENE KELLER, Millersport, Ohio, USA GYE OH LEE, Seoul, Republic of Korea ROBERT K.Y. LEE, Honolulu, Hawaii, USA RAMAKRISHNAN MATHANAGOPAL, Coimbatore, India MANOEL MESSIAS MELLO, Bauru, Brasil AHMED SALEM MOSTAFA, Cairo, Egypt JAMES "JAY" COLEMAN MOUGHON, Clifton, Virginia, USA CHIZUKO NAGASAWA, Kashiwa-shi, Japan MAHESH PASOUAL, Battaramulla, Republic of Sri Lanka SAMIR ABOU SAMRA, Adma, Lebanon PIRKKO VIHAVAINEN, Juva, Finland **IÜRG VOGT**, Steffisburg, Switzerland LEE VRIEZE, Jim Falls, Wisconsin, USA



FOUNDER MELVIN JONES, born January 13, 1879, deceased June 1, 1961.

LIONS CLUBS INTERNATIONAL OFFICE

300 W. 22nd Street, Oak Brook, Illinois 60523-8842, U.S.A.
Office Phone: (630) 571-5466
Fax: (630) 597-9655
LCIF Fax: (630) 571-5735
http://www.lionsclubs.org

日本から選出された国際会長

1981-1982 故村 上 薫 (京都) 2015-2016 山田 實 紘 (美濃加茂)

日本から選出された国際第一副会長

1989-1990 故 小 川 清 司 (東京渋谷)

日本から選出された国際理事

Ш 1959-1960 故石 欣 (東京) 故 岡 部 Ŧī 峰 (神戸) 故進 藤 1961-1962 竹次郎 (大阪) 退 野 村 (大阪) 1964-1966 康 = 1966-1968 故 福 鳥 正 雄 (東京日本橋) 1968-1970 故 安 \mathbf{H} 橅 吉 (岐阜) 故迫 久 常 (東京) 1970-1972 水 博 Ż 1972-1973 故小 囯 (姫路) 隆 1973-1975 故上 \blacksquare 常 (東京) 故村 1975-1977 F. 贫 (京都) 1976-1978 故三 輪 信 (浜松) 官太郎 1977-1979 故 橋 本 (大阪道頓堀) 亨 1978-1980 故 梅 原 (徳山) 1979-1981 故 加 藤 Œ 見 (東京赤坂) 1980-1982 故有 本 昌 平 (神戸阪神) 故 坂 \Box 正 __ (大和髙田) 悦 故嘉 康 Υ 1981-1983 (東京隅田川) 1983-1985 故谷 Ш 榮 (鹿児島) 清 1984-1986 故小 Ш 司 (東京渋谷) 故 仁井岡 1985-1987 武 司 (串) 1986-1988 退 繁 富 __ 維 (札幌中央) 1987-1989 故 槌 榹 秀 (神戸) __ 故 相 春 吉 1988-1990 濹 (新潟セントラル) 故岡 大 三 (徳島眉山) 元 Œ 1989-1991 故篠 H 博 (名古屋中) 忍 1990-1992 故米 島 (大阪イースト) 故菊 地 伸 (仙台青葉) 1991-1993 治 1992-1994 故土 屋 呂 武 (福岡) 故山 雄 司 (藤沢) 名 越 觔 (倉吉) 1993-1995

```
原 文 彌 (札幌クラーク)
1994-1996 故松
            井
               正
                  憲
                    (山城)
1995-1997
         福
                     (熊本)
1996-1998
         古
            H
               憲
                  史
1997-1999
       故大
            野
               泰
                  _
                     (盛岡不来方)
                    (川口)
1998-2000
       故大
            野
               元
                  昭
               基
                  博
                     (福山東)
1999-2001
         藤
            #
         竹
            内
               淳
                     (半田)
                  _
2000-2002
       故司
               忠
                  夫
                     (神戸イースト)
                     (小山)
               卣
                 市
2001-2003
       故麻
            4:
                    (東京霞ケ関)
2002-2004
       故矢
            部
               DI
                  郎
       故亀
            井
               良
                  次
                     (岸和田中央)
                  彦
                    (長崎東)
2003-2005
         大久保
                     (小樽グリーン)
            橋
                  雄
2004-2006
       故石
               幹
                  龍
                     (横浜みなとマリン)
2005-2007
         伏
            見
                     (美濃加茂)
         IlI
            H
               雪
                  紡
                     (下関)
2006-2008
            野
                  徹
         谷
                     (柏中央)
2007-2009
         後
            藤
               隆
                  _
       退 重
            松
               良
                  次
                     (茨木)
                     (名古屋ウエスト)
         栢
            森
               新
                  治
         杉
               忠
                  夫
                    (札幌ライラック)
2008-2010
            本
2009-2011
         不
            老
               安
                  IF.
                     (太宰府)
               晟
                     (東京新宿)
2010-2012
         Ili
            浦
                  暉
         高
               順
                     (富山昭和)
2011-2013
            H
                     (徳島城山)
      故武
                  郎
2012-2014
            久
               _
2013-2015
         清
            水
               英
                  徳
                     (高崎)
2014-2016
         两
            Ш
               義
                  規
                     (姫路白鷺)
               宜
                  7
                     (大分)
2015-2017
         佐
            藤
            井
               克
                  之
                     (旭川東)
         安
                    (大宮北)
         中
            村
2016-2018
               泰
                  久
               義
                  雄
                     (戸倉上山田)
2017-2019
         佐
            藤
         安
            澤
               莊
                  _
                    (白河小峰)
2018-2021
2019-2022
         III
            島
               IE.
                  行
                    (土浦北)
         渡
            部
               雅
                  文
                     (倉敷西)
         藏
                    (金沢伏見)
2021-2023
               大
                  介
         永
               暋
                  司
                     (京都洛陽)
            H
2022-2024
         長
            澤
              千鶴子 (柏なの花)
```

2022-2023日本からの国際理事会メンバー

国際理事(2021-2023) 二年目理事 藏 大介(334-D・金沢伏見)/会則及び付則委員会副委員長

勤 務 先: 藏大介法律事務所 所長

〒920-0912 石川県金沢市大手町7-23

₹ (076)234-5830 FAX (076)234-5831

E-mail: d-kura@hi-ho.ne.jp

自宅住所: 〒921-8034 石川県金沢市泉野町6-6-7

28(076)244-7607

国際理事 (2021-2023) 二年目理事 永 田 賢 治(335-C・京都洛陽) / 大会委員会副委員長

勤務先:永田矯正歯科 院長

〒604-8004 京都市中京区三条河原町東入ル中島町78-80

明治屋京都ビル6階

☎(075)241-1809 FAX(075)241-1869
E-mail: kenio-n@mbox.kyoto-inet.or.jp

自宅住所: 〒603-8103 京都府京都市北区小山北玄以町38

28(075)492-2304

国際理事(2022-2024)一年目理事

長澤千鶴子(333-C・柏なの花)/会員増強委員会委員

勤務先:株式会社ナック 代表取締役

〒277-0872 千葉県柏市十余二254-826

©(04)7140-1212 FAX(04)7169-6393 E-mail: nac.nac.nac@icom.home.ne.ip

自宅住所: 〒277-0872 千葉県柏市十余二254-443

₹(04)7143-4638 FAX(04)7169-6393

2022-2023日本からの LCIF 理事

LCIF 理事会開発委員会委員長, 元国際会長 山 田 寶 紘(334-B・美濃加茂)

勤務先:社会医療法人厚生会 中部国際医療センター 理事長 帝505-8510 岐阜県美濃加茂市健康のまち一丁目1番地

®(0574)66-1100 FAX(0574)66-1661

E-mail: yamada@cjimc-hp.jp

自宅住所: 〒505-0025 岐阜県美濃加茂市島町2-4-18

☎(0574)25-7917

鈴 木 皙 男(334-A・豊田ルネッサンス) / プログラム委員会委員,

元地区ガバナー

勤 務 先:株式会社オーワ 相談役

〒444-0951 愛知県岡崎市北野町西河原58-1

☎(0564)34-1888 FAX(0564)34-2008

E-mail: chikao3@icloud.com

自宅住所: 〒444-0951 愛知県岡崎市北野町字西河原58-1

28 (0564) 34-1888

GAT(グローバル・アクション・チーム)関係:

GAT日本全域リーダー 城阪勝喜 (335-B・大阪港)

GAT日本全域副リーダー

東日本担当 川島正行 (333-E・土浦北) 西日本担当 松岡 勲 (335-C・京都南)

西日本担当 松岡 勲 (335-C・京都南) 日本 中村泰久 (330-C・大宮北)

GATメンター 鈴木哲男 (334-A・豊田ルネッサンス)

GATメンター/会員増強担当 田中敏朗 (335-B・泉大津)

GATエリアリーダー (4名)

SCP・FWT 及び MD330/331担当 小川晶子 (330-A・東京ウィル) GMT 及び MD332/333担当 今井文彦 (330-A・東京巣鴨) GLT 及び MD334/335担当 濱野雅司 (330-C・岩槻)

LCIF関係:

全日本エリアリーダー 丸山正芳 (334-E・松本) 東日本エリアリーダー 鶴嶋浩二 (331-A・札幌中島)

西日本エリアリーダー 松岡 勲(335-C・京都南)

副エリアリーダー (4名)

MD 3 3 0 ・ 3 3 3 石原英司 (330-B・上野原) MD 3 3 1 ・ 3 3 2 谷岡憲行 (332-D・いわき東) MD 3 3 4 ・ 3 3 5 北畑英樹 (335-B・八尾菊花)

MD 3 3 6 · 3 3 7 橋本充好 (336-A · 高知柏)

各複合地区コーディネーター:

GLT(グローバル指導力育成チーム)

森川明治郎(330-C・西入間) 阿部 昭(331-B・士別)

竹下直義 (332-C・仙台萩) 小高左起子 (333-C・房総勝浦) 加藤史典 (334-A・名古屋太閤) 中谷豊重 (335-B・岸和田)

三島英揮 (336-C・福山東) 乗田 泰 (337-C・伊万里)

GMT(グローバル会員増強チーム)

伊賀保夫 (330-A・東京ピース) 進藤義夫 (330-A・東京世田谷)

諏訪昇三 (331-A·札幌時計台)

菅野文吉(332-D・川俣) 大阿久九二男(333-B・栃木セントラル)

中村 通 (334-E・佐久) 正岡 章 (335-B・吹田江坂)

真鍋 隆 (336-A・こんぴら) 古川 隆 (337-A・福岡博多みらい)

GST(グローバル奉仕チーム)

井田 渉 (330-B・川崎富士見) 松浦淳一 (331-A・岩見沢はまなす) 岸 秀年(332-D・福島信陵) 星野勝美(333-D・太田) 浜島清美 (334-A・名古屋東山) 増本盛美 (335-D・高砂) 澤 辰水 (336-D・下関) 久田裕己 (337-C・佐世保南)

SCP・FWT(スペシャルティクラブ・プログラム・家族及び女性チーム) 鳥居眞弓 (330-B・大和中央シティ) 設楽幸子 (331-A・札幌アカシヤ) 吉方裕子(332-F・大曲テンダー) 伊藤和子(333-A・新潟) 弓矢直美 (334-B・四日市中央) 鯖江敏子 (335-B・茨木ハーモニー) 鵝飼惠美 (336-C・広島紅葉) 古賀京子 (337-A・ちくご菜の花)

LCIE

阿久津隆文 (330-A・東京赤坂) 及川隆人 (331-C・苫小牧ハスカップ) 佐野宏美 (332-E・天童中央) 中嶋正昭 (333-E·日立) 遠藤紀夫 (334-E・長野みすず) 佐野圭一 (335-B・大阪すみのえ) 高岡英治(336-A・松山湯築) 吉村千鶴子 (337-D・鹿児島さつま)

各複合地区ガバナー協議会構成(2022-2023)

◎議 長 ○副議長

330複合地区ガバナー協議会

◎吉本晴夫(B元地区ガバナー) ○中澤一浩(B地区ガバナー) 沼田浩正(C地区ガバナー) 増田正明(A地区ガバナー)

331複合地区ガバナー協議会

◎須藤敏幸(C前地区ガバナー) ○馬場哲也(C地区ガバナー)松浦淳一(A地区ガバナー) 阿部昭(B地区ガバナー)〔顧問〕安井克之(元国際理事) 杉本忠夫(元国際理事)

332複合地区ガバナー協議会

◎田名部智之 (A 前地区ガバナー)○岡田 殉 (A 地区ガバナー)

○栗村安弘 (B 地区ガバナー) 遠藤 誠 (C 地区ガバナー)

石澤 孝 (D 地区ガバナー) 吾妻正章 (E 地区ガバナー)

松井寛信(F地区ガバナー)

〔顧問〕安澤莊一 (元国際理事)

333複合地区ガバナー協議会

◎松本宰史(C元地区ガバナー) ○髙橋順之(C地区ガバナー)

○大関健一(D地区ガバナー) 石川幸夫(A地区ガバナー)

三枝久夫(B 地区ガバナー) 渡辺 博(E 地区ガバナー) 「顧問」長澤千鶴子(国際理事) 川島正行(元国際理事)

清水英徳(元国際理事) 後藤隆一(元国際理事)

334複合地区ガバナー協議会

◎増澤義治(E 前地区ガバナー) ○三井適夫(D 前地区ガバナー)

太田厚利 (C 地区ガバナー) 岩田有司 (A 地区ガバナー)

宇納 一 (B 地区ガバナー) 戸祭宏樹 (D 地区ガバナー)

滝澤文雄(E 地区ガバナー)

〔顧問〕山田實紘(元国際会長) 藏 大介(国際理事)

鈴木哲男(LCIF 理事) 佐藤義雄(元国際理事)

高田順一(元国際理事) 柏森新治(元国際理事) 竹内淳一(元国際理事)

335複合地区ガバナー協議会

◎吉村弘吉(B元地区ガバナー) ○津田勝之(B地区ガバナー)

〇一盛広樹(C 地区ガバナー) 浜原正豊(A 地区ガバナー)

濱本嘉代子 (D 地区ガバナー)

336複合地区ガバナー協議会

◎池原 堅(C元地区ガバナー) ○市村通夫(A地区ガバナー)

〇西尾愼一(B地区ガバナー) 中島 繁(D地区ガバナー)

弓場秀俊(C 地区ガバナー)

〔顧問〕渡部雅文(元国際理事) 谷野 徹(元国際理事)

藤井基博(元国際理事) 名越 勉(元国際理事)

337複合地区ガバナー協議会

◎玉川 孝(E元地区ガバナー) ○二場安之(A地区ガバナー)

○濵田浩平(C 地区ガパナー) ○川田代泰和(D 地区ガパナー)

高田啓世(E 地区ガバナー) 杉野恭市(B 地区ガバナー)

一般社団法人日本ライオンズ (2022-2023)

名誉理事長 山田實紘(334-B·美濃加茂)

前理事長 仁科良三 (334-E・長野みすず)

執行理事:

理事長 村木秀之 (330-A·東京数寄屋橋)

副理事長 田名部智之 (332-A・八戸)

山川 洋 (333-E・牛久茎崎)

古川 降 (337-A・福岡博多みらい)

専務理事 山本基博 (334-B・恵那)

常務理事

吉本晴夫 (330-B・藤沢中央) 須藤敏幸 (331-C・伊達)

松本宰史 (333-C・南房総) 増澤義治 (334-E・諏訪湖) 告村弘吉 (335-B・和歌山) 池原 堅 (336-C・福山久松)

玉川 孝 (337-E・熊本葵)

理事・監事:

理事23名

吉本晴夫 (330-B・藤沢中央) 須藤敏幸 (331-C・伊達)

田名部智之 (332-A·八戸) 松本宰史 (333-C·南房総)

増澤義治 (334-E・諏訪湖) 吉村弘吉 (335-B・和歌山) 池原 堅 (336-C・福山久松) 玉川 孝 (337-E・能本萃)

村木秀之 (330-A·東京数寄屋橋) 鶴嶋浩二 (331-A·札幌中島)

下間俊悦 (332-F・男鹿) 山川 洋 (333-E・牛久茎崎)

山本基博 (334-B・恵那) 三宮秀介 (335-A・神戸須磨)

福永栄一 (336-C・広島ニュー) 古川 隆 (337-A・福岡博多みらい)

藏 大介(334-D・金沢伏見) 永田賢司(335-C・京都洛陽)

長澤千鶴子 (333-C・柏なの花) 鈴木誓男 (334-A・豊田ルネッサンス)

不老安正 (337-A・太宰府) 城阪勝喜 (335-B・大阪港)

仁科良三 (334-E・長野みすず)

監事4名

今井文彦(330-A・東京巣鴨)

石岡憲義 (331-C・函館臥牛)

橋本勝策(334-C・焼津)

岡村聖爾 (336-D・下関北)

以上、理事会構成員27名

一般社団法人日本ライオンズ会計監査委員

今井文彦(330-A・東京巣鴨) 石岡憲義(331-C・函館臥牛)

伊藤明彦(332-E・山形蔵王) 髙橋克文(333-C・船橋翼)

橋本勝策 (334-C・焼津) 福田惠太 (335-A・芦屋)

岡村聖爾(336-D・下関北) 田中雅美(337-A・福岡黒田)

2022-2023年度各種委員会:

◎委員長 ○副委員長

① 日本ライオンズ70周年記念事業委員会

◎村木秀之 (MD330) ◎古川 降 (MD337) ○増澤義治 (MD334)

② PR マーケティング委員会(ライオン誌日本語版委員会)

◎古川 隆 (MD337) ○池原 堅 (MD336)

③ 国際理事候補者推薦委員会

◎下間俊悦 (MD332) ○須藤敏幸 (MD331)

④ 会則委員会

◎三宮秀介 (MD335) ○松本宰史 (MD333)

⑤ 国際大会委員会

◎鶴嶋浩二 (MD331) ○田名部智之 (MD332)

⑥ YCE委員会

◎山本基博 (MD334) ○吉村弘吉 (MD335)

⑦ ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会

◎福永栄一(MD336) ○玉川 孝(MD337)

⑧ アラート委員会

◎山川 洋 (MD333) ○吉本晴夫 (MD330)

各複合地区および準地区事務局(2022-2023)

330複合地区ガバナー協議会事務局 [吉本晴夫議長]

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-9

日本橋グレイスビル2階

☎(03)3276-5400 FAX(03)3276-5433

E-mail: lions@md330.jp

330-A地区キャビネット事務局 [増田正明地区ガバナー]

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-36-6

ダイナシティ西新宿1階

☎(03)5330-3330 FAX(03)5330-3370

E-mail: cab@lions330-a.org

330-B地区キャビネット事務局[中澤一浩地区ガバナー]

〒231-0038 神奈川県横浜市中区山吹町1-7

パークノヴァ伊勢佐木長者町201

☎(045)334-8670 FAX(045)334-8673

E-mail: cab.office@lions330-b.jp

330-C地区キャビネット事務局[沼田浩正地区ガバナー]

帝330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-103-1

中村ビル5階

\$\pi\$(048)658-3304 FAX(048)658-3305

E-mail: cab330c@lionsclubs330c.gr.jp

331複合地区ガバナー協議会事務局 [須藤敏幸議長]

●060-0809 北海道札幌市北区北9条西3丁目

小田ビル5階

☎(011)758-8866 FAX(011)758-8885

E-mail: md331@ruby.ocn.ne.jp

331-A地区キャビネット事務局 [松浦淳一地区ガバナー]

壹060-0809 北海道札幌市北区北9条西3丁目

小田ビル5階

®(011)758-8881 FAX(011)758-8882

E-mail: info@lc331-a.jp

331-B地区キャビネット事務局「阿部 昭地区ガバナー]

〒095-0022 北海道十別市西 2 条 5 丁目

士別商工会館内

☎(0165)26-9070 FAX(0165)26-9071

E-mail: lions331b@ah.wakwak.com

331-C地区キャビネット事務局 [馬場哲也地区ガバナー]

〒041-0851 北海道函館市本通4-31-18 2階

☎(0138)56-5000 FAX(0138)83-2861

E-mail: hokkaidolions331ccab@gmail.com

332複合地区ガバナー協議会事務局 [田名部智之議長]

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央2-11-23

太田ビル5階

☎(022)261-3324 FAX(022)261-6639

E-mail: md332lc@gmail.com

332-A地区キャビネット事務局 [岡田 殉地区ガバナー]

〒030-0801 青森県青森市新町2-8-26

青森県火災共済会館内

®(017)718-8121 FAX(017)718-8122

E-mail: cab-332a@abeam.ocn.ne.ip

332-B地区キャビネット事務局 [栗村安弘地区ガバナー]

〒020-0022 岩手県盛岡市大涌3-6-12

開運橋センタービル4-7号

₹(019)621-1415 FAX(019)621-1420

E-mail: office-332bmorioka@almond.ocn.ne.jp

332-C地区キャビネット事務局 [遠藤 誠地区ガバナー]

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-5

一番町中央ビル603

₹(022)398-3904 FAX(022)398-3914

E-mail: 332-c@lions-clubs.jp

332-D地区キャビネット事務局 [石澤 孝地区ガバナー]

〒963-0102 福島県郡山市安積町笹川字彼岸塚22-9

☎(024)937-0830 FAX(024)937-0831

E-mail: info@lc332d.com

332-E地区キャビネット事務局「吾妻正章地区ガバナー」

〒990-0067 山形県山形市花楯1-19-20

鈴川セントラルビル2階

☎(023)626-4431 FAX(023)626-4432

E-mail: cabinet@lions332-e.jp

332-F地区キャビネット事務局 [松井寛信地区ガバナー]

(〒010-0921 秋田県秋田市大町3-2-44

協働大町ビル2階

2 (018) 893-4447 FAX (018) 893-4706

E-mail: office@332-f.jp

333複合地区ガバナー協議会事務局 [松本宰史議長]

€110-0015 東京都台東区東上野3-21-7

福井ビル401

28(03)5688-6436 FAX(03)5688-6437

E-mail: md333@niftv.com

333-A地区キャビネット事務局 [石川幸夫地区ガバナー]

〒955-0092 新潟県三条市須頃1-17

燕三条地場産センター3階

☎(0256)36-7631 FAX(0256)36-7632

E-mail: cab@lc333a.com

333-B地区キャビネット事務局 [三枝久夫地区ガバナー]

令320-0063 栃木県宇都宮市陽西町1-37

®(028)627-0012 FAX(028)627-0019

E-mail: cabinet@lions-333b.org

333-C地区キャビネット事務局[髙橋順之地区ガバナー]

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県経営者会館4階

☎(043)243-2528 FAX(043)247-4756

E-mail: office-sc@lionsclub333c.org

333-D地区キャビネット事務局 [大関健一地区ガバナー]

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-9-16

®(027)225-2433 FAX(027)225-2434

E-mail: cab@lions-333d.jp

333-E地区キャビネット事務局 [渡辺 博地区ガバナー]

●310-0803 茨城県水戸市城南3-4-25

堤ビル1階

☎(029)306-7750 FAX(029)306-7751

E-mail: info@lc333-e.com

334複合地区ガバナー協議会事務局 [増澤義治議長]

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-43-12

東山ビル6階

☎(052)581-0777 FAX(052)581-0779

E-mail: lions334@lilac.ocn.ne.jp

334-A地区キャビネット事務局[岩田有司地区ガバナー]

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8

大東海ビル6階

☎(052)589-0151 FAX(052)589-0150

E-mail: cabinet@lc334a.gr.jp

334-B地区キャビネット事務局[宇納 一地区ガバナー]

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5-4-14

花車ビル北館301号

© (052)526-3687 FAX (052)526-3688

E-mail: cabinet@334b.org

334-C地区キャビネット事務局 [太田厚利地区ガバナー]

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町6-1

南町第一ビル3階

☎(054)286-8922 FAX(054)286-8919

E-mail: webmaster@lions334-c.org

334-D地区キャビネット事務局 [戸祭宏樹地区ガバナー]

〒916-0084 福井県鯖江市小泉町6-10-5

₹ (0778)43-6396 FAX (0778)53-1340

E-mail: sabaeohzan.334-d@repair-f.com

334-E地区キャビネット事務局 [滝澤文雄地区ガバナー]

€390-0837 長野県松本市鎌田1-2-27

₹(0263)31-6107 FAX(0263)31-6108

E-mail: caboffice@lcint334e.org

335複合地区ガバナー協議会事務局 [告村弘吉議長]

€530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3

大阪駅前第3ビル 1411

☎(06)6345-3135 FAX(06)6345-3137

E-mail: md335@lionsclubs.gr.ip

335-A地区キャビネット事務局 [浜原正豊地区ガバナー]

⊕650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町6-10-1

神戸ポートピアホテル南館5階

®(078)303-0303 FAX(078)303-0301

E-mail: cabinet335a@lc335a.gr.jp

335-B地区キャビネット事務局 [津田勝之地区ガバナー]

宁541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 2 階

®(06)6222-7331 FAX(06)6222-7336

E-mail: 335bcabinet@lc335b.gr.ip

335-C地区キャビネット事務局「一盛広樹地区ガバナー]

₹600-8237 京都府京都市下京区堀川涌塩小路

リーガロイヤルホテル京都内

®(075)344-0258 FAX(075)344-0277

E-mail: lions@skyblue.ocn.ne.jp

335-D地区キャビネット事務局 [濱本嘉代子地区ガバナー]

〒670-0932 兵庫県姫路市下寺町43

姫路商工会議所新館3階

®(079)281-8444 FAX(079)281-8421

E-mail: cabinet@lc335d.org

336複合地区ガバナー協議会事務局 [池原 堅議長]

令700-0985 岡山県岡山市北区厚牛町3-1-15

岡山商工会議所6階

28(086)234-0695 FAX(086)234-0495

E-mail: admin@lions-md336.org

336-A地区キャビネット事務局[市村通夫地区ガバナー]

〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島155-6

₹(0883)36-1442 FAX(0883)36-1443

E-mail: kamojimacab@lci336a.org

336-B地区キャビネット事務局 [西尾愼一地区ガバナー]

〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15

岡山商工会議所7階

₹(086)232-7722 FAX(086)232-1155

E-mail: info@lc336-b.org

336-C地区キャビネット事務局 [弓場秀俊地区ガバナー]

〒723-0014 広島県三原市城町1-4-21

ミッキー堂ビル2階

₹(0848)38-1135 FAX(0848)38-1136

E-mail: 2022-336c@336c.org

336-D地区キャビネット事務局[中島 繁地区ガバナー]

〒759-0204 山口県宇部市妻崎開作1319-1

☎(0836)44-0336 FAX(0836)44-1110

E-mail: ube2022@lci336d.com

337複合地区ガバナー協議会事務局 [玉川 孝議長]

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-1-33

はかた近代ビル9階

®(092)432-7211 FAX(092)432-7233

E-mail: md337@ceres.ocn.ne.jp

337-A地区キャビネット事務局 [二場安之地区ガバナー]

〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩12-37

のがみプレジデントホテル2階

☎(0948)43-8422 FAX(0948)43-8433

E-mail: cabinet@337-a.org

337-B地区キャビネット事務局 [杉野恭市地区ガバナー]

〒870-0933 大分県大分市花津留2-2-18

ヴィルヌーブ3階

®(097)535-8033 FAX(097)535-8224

E-mail: lions337-b@eos.ocn.ne.jp

337-C地区キャビネット事務局[濵田浩平地区ガバナー]

●843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1282

®(0954)20-4220 FAX(0954)20-4377

E-mail: lc337-cb@sirius.ocn.ne.jp

337-D地区キャビネット事務局 [川田代泰和地区ガバナー]

〒890-0055 鹿児島県鹿児島市上荒田町16-21

© (099)297-6663 FAX(099)814-7846

E-mail: lc337d-2r@celery.ocn.ne.jp

337-E地区キャビネット事務局「高田啓世地区ガバナー]

〒860-8575 熊本県熊本市中央区東阿弥陀寺町 2

ANA クラウンプラザホテル熊本ニュースカイ26階

☎(096)352-3008 FAX(096)352-3006

E-mail: lions.clubs.cabinet@ever.ocn.ne.jp

各種事務所

一般社団法人日本ライオンズ

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-15 IOTO ビル9階*

理事長 村木 秀之 (東京数寄屋橋LC)

☎(03)6262-1263 FAX(03)3241-4388

E-mail: ilo@iade.plala.or.ip

ライオン誌

@(03)6674-8777 FAX(03)6674-8781

E-mail: office@thelion.ip

*八重洲再開発事業のため、2023年3月までには事務所移転の予定。

ライオンズクラブ国際協会 OSEAL 調整事務局

\$\Pi\$100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸 ビル2階

事務局長 マーズ 佐子

☎(050)1791-5820 FAX(03)6745-1777

E-mail: oseal@lionsclubs.org

国際協会全体の電話システムが新たに ZOOM 電話へ移行 したことに伴い、2022年8月26日より、OSEAL調整事務局 の電話番号が変更になりました。新たな ZOOM 電話は FAX と連動しておりませんので、上記のとおり事務局代表の新し い FAX 番号をご利用ください。

各相当職員の直通®、E-mail 及び担当業務:

マーズ 佐子 雪(050)1791-5828

E-mail: Yoshiko.merz@lionsclubs.org

事務局運営、協会各部署やLCI・LCIFの運営における 日本との連携支援、国際理事会・LCIF 理事会及び法 律・会則に関すること、その他

椛澤 郁子 電(050)1791-5822

E-mail: Ikuko.kabasawa@lionsclubs.org

クラブ用品全般, 公認業者関係

箕輪 絹子 電(050)1791-5825

E-mail: Kinuko.minowa@lionsclubs.org 国際会費・会計・LCIF 寄付,その他会計・財務関係管

理, 会員サポート, 事務局総務

澤田 のはら 雹(050)1791-5827

E-mail: Nohara.sawada@lionsclubs.org LCI 会員サービスセンターの日本窓口、MyLCI サポー

ト,終身会員申請,各種会員アワード

本間 純子 ②(050)1791-5823

E-mail: Junko.honma@lionsclubs.org LCIF の日本における活動全般,LCIF 開発・マーケテ

ィング支援、シェアリング交付金

畠山 直子 雹(050)1791-5826

E-mail: Naoko.hatayama@lionsclubs.org GAT 全般, MyLion, Insight, Learn, Connect 等 LCI プ

GAT 全般,MyLion, Insight, Learn, Connect 等 LCI フ ラットフォーム,会員データ関係

塚田 加奈子 電(050)1791-5824

E-mail: Kanako.tsukada@lionsclubs.org LCIF 寄付報告受付と対応,LCIF 表彰事務サポート,

事務局総務補助

田中 房子 E-mail: Fusako.tanaka@lionsclubs.org

事務局庶務サポート, 会員サポート

[各種問い合わせ先]

会員サービス全般: mscjapan@lionsclubs.org

LCIF 関連: lciftokyo@lionsclubs.org

GAT 関連: gatjapan@lionsclubs.org

その他: oseal@lionsclubs.org

ライオンズショップ・ジャパン(クラブ用品販売ウェブサイト):

椛澤·澤田宛 shopjapan@lionsclubs.org

同商品についての詳細は

椛澤宛 oseal-clubsupply@lionsclubs.org

URL: https://lionsclubsjapan.myshopify.com/ 国際協会ウェブサイトのトップページ画面の上部にある 「ストア」からクラブ用品のページにつながります。

ライオンズクラブ国際協会プライバシーに関する方針

ライオンズクラブ国際協会による会員個人データの収集および使用

ライオンズクラブ国際協会は、会員の個人情報を保護することの重要性を認識しています。ライオンズクラブ国際協会では、ライオンズクラブ会員およびレオクラブ会員の個人情報を収集することにより、会員とのコミュニケーション、および会員同士のコミュニケーションを促進しています。こうした情報は、「友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる」などの国際協会の目的を推進し、以下をはじめとする必要な運営業務を遂行することのみを目的として使用されます。

- ・ 会費その他の請求
- ライオン誌、会員/役員情報、最新情報の配布
- 会員増強・エクステンション・会員維持プログラムの支援を目的とした、会員のプロフィールや動向の編集
- ・ 大会および会合の企画
- 過去および現在の国際役員、理事、理事会アポインティ、複合 地区協議会議長、地区ガバナー協議会、地区および副地区ガバ ナー、クラブ役員など、ライオン/レオ・リーダーのための連 絡先情報
- 広報活動および協力関係の促進
- ライオンズクラブ国際財団およびその他の公認奉仕プログラムの支援
- 国際理事会の決定した目的および目標に基づく特別な宣伝、会 特外収入プログラム、その他の用途
- 法律によって義務付けられた情報の開示,または司法もしくは 政府の調査に供するべき情報の開示

ライオンズクラブ国際協会では、パスワードで保護された領域を使用 し、アクセスを制限することで個人情報を保護しています。したがって、 皆さんがそれぞれのパスワードを保護することが大切です。 お支払いの際の情報はすべて、通信中はソフトウエアによって保護されます。このソフトは、インターネットを流れるすべての個人情報を暗号化することで、こうした情報を保護するものです。国際協会では注文確認を行う際に、皆さんのクレジットカード番号の限られた一部分しか表示しません。

公式名簿は、パスワードなしにインターネット上でアクセスすることはできません。公式名簿または会員の個人情報を含むいかなる文書についても、アクセスを許可された個人は、その情報を国際協会の目的の推進のためにだけ使用するものとし、使用後はこうした記録をすべて削除することに同意しなければなりません。クラブ役員の連絡先を掲載したクラブ検索システムも利用することができます。クラブ検索システムは、商業的な顧客名簿としては使用できないようにデザインされています。また、ライオンズクラブ/レオクラブの会員は、クラブ検索システムがこのような目的で利用されることのないよう保証しなければなりません。

ウェブサイト

国際協会ウェブサイトの一部機能を使うために、個人情報を入力するよう求められることがあります。登録は任意です。しかし、ウェブサイトの当該部分に参加するためには登録をしなければなりません。登録には個人情報の開示が必要となりますが、電子コミュニケーション設定プロフィールを更新することにより、個人情報の使われ方を制御することができます。

クッキー

クッキーは容量の小さいデータで、匿名で一意の識別子を含む場合もあります。クッキーはウェブサイトのコンピューターからお使いのブラウザに送信され、ハードドライブに保存されます。ブラウザの設定で許可されている場合、各ウェブサイトは自身のウェブサイトのクッキーをブラウザに送信します。(プライバシー保護のため)ほとんどのブラウザでは、他のサイトが送信したクッキーではなく、クッキーを送信したウェブサイトのみがクッキーにアクセスできるよう設定されています。

国際協会は、お使いのパソコンに国際協会のクッキーを保存し、そのク

— 344 —

ッキーにアクセスする場合があります。国際協会は、リピーターやウェブ サイトの顧客(該当する場合)を特定するため、ログインしたユーザーの セッション情報を維持するため、および利用傾向やパターンを追跡してウェブサイトのさまざまな領域をより良く理解しウェブサイトを向上させる ため、クッキーを利用する場合があります。

また、国際協会は、コンテンツを協会のサイトに表示する他の企業に、その企業のクッキーをお使いのパソコンに保存しアクセスすることを許可する場合もあります。他の企業によるクッキーの利用については、各企業のプライバシーポリシーに従います。国際協会は、第三者の広告事業者により保存された個人情報にアクセスすることはできません。

国際協会は、国際協会の広告のため、第三者の広告事業者を用いることがあります。広告事業者は、広告の効果を測定するため、クッキーやアクションタグ(シングルピクセル GIF、ウェブビーコンとも呼ばれる)を利用する場合があります。これら広告事業者がクッキーやアクションタグを用いて収集する情報は完全に匿名です。この慣行およびご自身の選択についてより詳しい情報が必要な場合、こちらをクリックしてください。

Eメールアドレスを提供することにより、ライオンズクラブ国際協会及びその関連プログラムから情報を受け取ることに同意(オプトイン)したことになります。配信停止(オプトアウト)、Eメール通知設定の変更、配信プロフィールの設定変更も行うことができます。

ウェブサイトにアクセスしている際に、当方の制御の及ばない範囲で他のウェブサイトに移動することがありますのでご了承ください。 国際協会のウェブサイトにリンクされているウェブサイトをご利用の際は、 個人情報を送信する前にそのウェブサイトのプライバシーポリシーをご確認ください。

当協会の方針及び慣行に同意しない場合は、当協会ウェブサイトを利用 しないでください。

<u>ライオンズクラブ,地区、複合地区、財団のプライバシーに関する注意事</u>項

ライオンズクラブ、レオクラブ、地区、複合地区、財団が、活動の過程

で得られた会員、寄付者、人道援助の受益者、その他の人々の個人情報を使用する場合には、その行為がプライバシーの侵害に当たらないかを考慮するとともに、共通の指針に従う必要があります。氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、医療情報、財務情報など、何らかの個人情報を開示する場合には、書面による事前承諾の確保を考えるべきです。また、インターネットに個人情報を掲載し、または第三者にEメールアドレスを開示する場合にも、注意が必要です。こうしたことに関わる問題は地域の法律によって規定されている可能性があり、これらの法律は国によって大きく異なっているため、何らかの個人情報を使用する前に、詳細について地域の専門家に助言を仰ぐとよいでしょう。

上記の方針に関するご用件やご質問は、ライオンズクラブ国際協会までお問い合わせ下さい。

(infosec@lionsclubs.org)

memo

memo

4857.33

memo

1.5305

本書は、日本のライオンズクラブ会員向けに編集・発行されています。 国際本部の発行物ではありませんので、本書発刊の時点で、すでに国際協 会発信の最新情報とは異なる部分があります。予めご了解くださいますよ うお願いいたします。

最新の情報は、国際協会ウェブサイトで入手することが可能です。 検索サイトで「ライオンズクラブ国際協会」を選択してください。

https://www.lionsclubs.org/ja

会員のリソース → 法務関連の情報源 → 会則及び付則,理事会方針 書,決議事項要約などがアップロードされています。

ライオンズ必携第60間	ラ	1	*	1	ブ	心	塘	笙	6	0	H	k
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

Club	
Name	

ライオンズ必携 第60版

発行日 1963年7月20日 初版発行

2022年9月30日 第60版発行

編集人 2021-2022会則委員会

発行所 一般社団法人日本ライオンズ

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-15

JOTO ビル9階

₹(03)6262-1263 FAX(03)3241-4388

ライオンズクラブ国際協会

330複合地区

331複合地区

332複合地区

333複合地区

334複合地区

335複合地区

336複合地区

337複合地区